

整備主任者業務の手引き

(令和 7 年度)

まえがき

現在の我が国の経済状況は、ウクライナや中東をはじめ、トランプ関税など不安定な国際情勢により、原材料価格の高騰や物価高が国民生活に重くのしかかっております。しかしながら、雇用・所得環境の改善の動きが続く中、個人消費には持ち直しの兆しが見られるなど景気は緩やかな回復基調を維持しており、加えて各種政策も相まって今後もこの傾向の流れが着実に支えられることが期待されます。

一方、自動車整備業界の令和6年度の実態調査の結果では総整備売上高が6兆2,561億円と実に18年振りに6兆円台を回復し、前年対比でも3,489億円増（プラス5.9%）であり、3年連続での増加となりました。前年までのコロナ禍による行動制限が緩和されたことによる車両稼働率の上昇、物価高や人件費高騰のために工賃値上げに踏み切る事業場が多かったことなどが要因と考えられております。

また、自動車整備業界の情勢は先進技術を活用しての安全運転支援システムや、限定した環境下での自動運行システムが搭載された車両が数多く市場に出ていることから、それらの車両への対応が喫緊の課題であり、特に電子制御装置等の点検整備の際は、スキャンツール（外部故障診断機）の熟練した活用が不可欠なため、高度な技術を必要とする点検整備への対応が一層求められていることから、整備主任者が果たす役割は日々重要さを増しております。

本資料は、整備主任者の適正な業務遂行のための一助となることを目的として、関東運輸局技術安全部のご指導を得て作成した資料であり、自動車特定整備事業の業務内容や最近の主要通達、自整備業界を取り巻く情勢等が掲載されております。

整備主任者はもとより自動車整備に係わるすべての方々においても有効に活用され、今後とも適正な自動車整備業の運営に努めていただきますよう切望いたします。

令和7年9月

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会

会長 喜 谷 辰 夫

目 次

I. 自動車特定整備事業の業務について

訪問特定整備制度について……………	9
-------------------	---

II. 自動車特定整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和6年度）……………	23
2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果（令和6年度）……………	25
3. 自動車特定整備事業者の違反事例……………	26

III. 最近の主要通達等

・ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務づけます！……………	31
～道路運送車両の保安基準の一部改正について～令和7年6月17日公布	
・自動車整備業の人材募集・定着・育成の取組を加速します……………	35
～「自動車整備士の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」 の改正等～令和7年6月24日改訂	
・これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて……………	39
～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～法令改正7年7月8日公布	
・独立行政法人審査事務規程の一部改正について（第59次改正～第65次改正）……………	122

IV. 整備業界を取り巻く情勢

1. 自動車の特定整備について……………	139
2. 自動車整備事業に関するQ&A……………	149
3. 第3回OBDモニタリング会合より資料抜粋（令和7年6月25日開催）……………	153
4. 代行車検等に関する一般のユーザーに対する実態調査結果について……………	167

V. 資 料 編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移……………	185
2. 関東運輸局管内整備事業の現況……………	190
3. 関東運輸局管内自動車保有車両数……………	194
4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類……………	196
5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表……………	197

I. 自動車特定整備事業の 業務について

訪問特定整備制度について【基礎編】

国土交通省 関東運輸局
自動車技術安全部 整備課

令和7年5月(7月更新)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

訪問特定整備制度とは「令和7年6月30日施行」

- 道路運送車両法第49条第2項に規定する「特定整備」を行う事業を営業しようとする者は、同法第78条第1項に基づき特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受け、設備及び従業員の基準を満たした事業場において特定整備を実施しているところです。
- 訪問特定整備制度とは、安全を担保する一定ルールのもと、**認証を受けた自動車整備工場が、事業場以外の場所において特定整備を行うことができるようになる制度**です。（作業場所に着目した制度）
- この新しい制度を活用すれば、次のようなことが可能となります。
 - ・運送事業者やレンタカー事業者など、大量に保有する自動車を点検整備のために認証整備工場に持ち込むことを苦勞していた者の車庫に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・大型特殊自動車の車庫に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・整備士不足のため自社の整備工場を維持できなくなった運送事業者の作業場に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・自動車ユーザーの自宅等に訪問して特定整備を行うこと。
- 訪問特定整備制度には、「**訪問特定整備**」と「**限定訪問特定整備**」の2種類があります。
- 訪問特定整備と限定訪問特定整備は、いずれも認証整備工場に対して**実施することを義務化するものではありません。**
- リコール作業の実施場所は自動車メーカーが定めるものであるため、訪問特定整備と限定訪問特定整備によるリコール作業が直ちに解禁されるものではありません。



訪問特定整備制度の主なポイント

- 認証を受けた自動車整備工場でない場合は訪問特定整備等を行うことはできません。
(＝整備士個人や認証を受けていない工場が訪問特定整備等を行うことはできない)
- 訪問特定整備等に関する責任は、訪問させる整備士でなく、認証整備工場が負います。
- 自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備及び訪問特定整備等の作業を、別の訪問特定整備等事業者[※]に再委託することはできません。(責任の所在が不明確になることを防止する)
- 訪問先の作業場所は、自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置又は自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県でなければなりません。
- 訪問させる整備士は、一定の実務経験を有する一級又は二級の整備士であって、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた者でなければなりません。
※条件を満たす場合には、三級の整備士、車体の整備士、電気装置の整備士を訪問させることも可
- 訪問特定整備等の作業中も、自らの事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を常時確保しなければなりません。※一部の事業場を除く。
- 訪問特定整備等を行う認証整備工場には、追加のルールが適用されます。(主なもの)
 - ・整備主任者に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければなりません。
 - ・訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を定期的に実施し、教育内容等の電磁的記録を2年間保存しなければなりません。
 - ・自ら管理するWebサイトに訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃や旅費等)を掲載しなければなりません。
 - ・依頼者に対し、訪問特定整備等を行う前に訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供し、また、訪問特定整備等を行った後に請求する訪問特定整備等の作業に係る料金を記録した電磁的記録を提供しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等の作業に関する帳票類の電磁的記録を2年間保存しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受けなければなりません。
 - ・訪問特定整備等に関する各種届出は、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に、必要な事項等を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。



「訪問特定整備」とは

■訪問先で作業できるもの

- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備
- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備を伴う定期点検整備
- 特定整備を伴わない点検整備

■上記にかかわらず訪問先では作業できないもの

- 指定自動車整備事業者が保安基準適合証等を交付するために行う点検整備、OBD確認

■訪問先の作業場所の要件（全て満たす必要があります）

- 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。（訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合を除く。）

○次のいずれかを満たすこと。

- ・自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にある。
- ・自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県にある。

○自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する設備基準を満たすこと。

- ・現行の施行規則別表第4に掲げる規模の車両置場を有すること。
- ・現行の施行規則別表第4に掲げる規模の屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。）と兼用することができる。
- ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

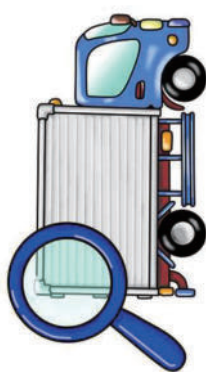
・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

- ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場には、**現行の施行規則別表第5に掲げる作業機械等（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第82号）の附則第2条の規定が適用される事業場にあつては整備用スキャンツールを除く。）**を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場に現行の施行規則別表第5に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合で、あつても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、本要件を満たすものとみなす。（自らの事業場に備えた作業機械等を持参することにより、**自らの事業場に備える施行規則別表第5に掲げる作業機械等が不足する場合は除く。**）

- ・自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

■訪問先で作業できる期間

- 訪問特定整備の作業開始日を含む連続した3日（離島において訪問特定整備を行う場合は5日）を超えない期間に限る。



国土交通省
関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

2. 設備の基準(作業機械等)

 プレス [図1] 図1 図2 図3 図4 図5 図6 図7 図8 図9 図10 図11 図12 図13 図14 図15 図16 図17 図18 図19 図20 図21 図22 図23 図24 図25 図26 図27 図28 図29 図30 図31 図32 図33 図34 図35 図36 図37 図38 図39 図40 図41 図42 図43 図44 図45 図46 図47 図48 図49 図50 図51 図52 図53 図54 図55 図56 図57 図58 図59 図60 図61 図62 図63 図64 図65 図66 図67 図68 図69 図70 図71 図72 図73 図74 図75 図76 図77 図78 図79 図80 図81 図82 図83 図84 図85 図86 図87 図88 図89 図90 図91 図92 図93 図94 図95 図96 図97 図98 図99 図100 図101 図102 図103 図104 図105 図106 図107 図108 図109 図110 図111 図112 図113 図114 図115 図116 図117 図118 図119 図120 図121 図122 図123 図124 図125 図126 図127 図128 図129 図130 図131 図132 図133 図134 図135 図136 図137 図138 図139 図140 図141 図142 図143 図144 図145 図146 図147 図148 図149 図150 図151 図152 図153 図154 図155 図156 図157 図158 図159 図160 図161 図162 図163 図164 図165 図166 図167 図168 図169 図170 図171 図172 図173 図174 図175 図176 図177 図178 図179 図180 図181 図182 図183 図184 図185 図186 図187 図188 図189 図190 図191 図192 図193 図194 図195 図196 図197 図198 図199 図200 図201 図202 図203 図204 図205 図206 図207 図208 図209 図210 図211 図212 図213 図214 図215 図216 図217 図218 図219 図220 図221 図222 図223 図224 図225 図226 図227 図228 図229 図230 図231 図232 図233 図234 図235 図236 図237 図238 図239 図240 図241 図242 図243 図244 図245 図246 図247 図248 図249 図250 図251 図252 図253 図254 図255 図256 図257 図258 図259 図260 図261 図262 図263 図264 図265 図266 図267 図268 図269 図270 図271 図272 図273 図274 図275 図276 図277 図278 図279 図280 図281 図282 図283 図284 図285 図286 図287 図288 図289 図290 図291 図292 図293 図294 図295 図296 図297 図298 図299 図300 図301 図302 図303 図304 図305 図306 図307 図308 図309 図310 図311 図312 図313 図314 図315 図316 図317 図318 図319 図320 図321 図322 図323 図324 図325 図326 図327 図328 図329 図330 図331 図332 図333 図334 図335 図336 図337 図338 図339 図340 図341 図342 図343 図344 図345 図346 図347 図348 図349 図350 図351 図352 図353 図354 図355 図356 図357 図358 図359 図360 図361 図362 図363 図364 図365 図366 図367 図368 図369 図370 図371 図372 図373 図374 図375 図376 図377 図378 図379 図380 図381 図382 図383 図384 図385 図386 図387 図388 図389 図390 図391 図392 図393 図394 図395 図396 図397 図398 図399 図400 図401 図402 図403 図404 図405 図406 図407 図408 図409 図410 図411 図412 図413 図414 図415 図416 図417 図418 図419 図420 図421 図422 図423 図424 図425 図426 図427 図428 図429 図430 図431 図432 図433 図434 図435 図436 図437 図438 図439 図440 図441 図442 図443 図444 図445 図446 図447 図448 図449 図450 図451 図452 図453 図454 図455 図456 図457 図458 図459 図460 図461 図462 図463 図464 図465 図466 図467 図468 図469 図470 図471 図472 図473 図474 図475 図476 図477 図478 図479 図480 図481 図482 図483 図484 図485 図486 図487 図488 図489 図490 図491 図492 図493 図494 図495 図496 図497 図498 図499 図500 図501 図502 図503 図504 図505 図506 図507 図508 図509 図510 図511 図512 図513 図514 図515 図516 図517 図518 図519 図520 図521 図522 図523 図524 図525 図526 図527 図528 図529 図530 図531 図532 図533 図534 図535 図536 図537 図538 図539 図540 図541 図542 図543 図544 図545 図546 図547 図548 図549 図550 図551 図552 図553 図554 図555 図556 図557 図558 図559 図560 図561 図562 図563 図564 図565 図566 図567 図568 図569 図570 図571 図572 図573 図574 図575 図576 図577 図578 図579 図580 図581 図582 図583 図584 図585 図586 図587 図588 図589 図590 図591 図592 図593 図594 図595 図596 図597 図598 図599 図600 図601 図602 図603 図604 図605 図606 図607 図608 図609 図610 図611 図612 図613 図614 図615 図616 図617 図618 図619 図620 図621 図622 図623 図624 図625 図626 図627 図628 図629 図630 図631 図632 図633 図634 図635 図636 図637 図638 図639 図640 図641 図642 図643 図644 図645 図646 図647 図648 図649 図650 図651 図652 図653 図654 図655 図656 図657 図658 図659 図660 図661 図662 図663 図664 図665 図666 図667 図668 図669 図670 図671 図672 図673 図674 図675 図676 図677 図678 図679 図680 図681 図682 図683 図684 図685 図686 図687 図688 図689 図690 図691 図692 図693 図694 図695 図696 図697 図698 図699 図700 図701 図702 図703 図704 図705 図706 図707 図708 図709 図710 図711 図712 図713 図714 図715 図716 図717 図718 図719 図720 図721 図722 図723 図724 図725 図726 図727 図728 図729 図730 図731 図732 図733 図734 図735 図736 図737 図738 図739 図740 図741 図742 図743 図744 図745 図746 図747 図748 図749 図750 図751 図752 図753 図754 図755 図756 図757 図758 図759 図760 図761 図762 図763 図764 図765 図766 図767 図768 図769 図770 図771 図772 図773 図774 図775 図776 図777 図778 図779 図780 図781 図782 図783 図784 図785 図786 図787 図788 図789 図790 図791 図792 図793 図794 図795 図796 図797 図798 図799 図800 図801 図802 図803 図804 図805 図806 図807 図808 図809 図810 図811 図812 図813 図814 図815 図816 図817 図818 図819 図820 図821 図822 図823 図824 図825 図826 図827 図828 図829 図830

31. 小国二国債の買入の力を対数とする事象値は二国債である。



<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000163109.pdf>

「限定訪問特定整備」とは

■訪問先で作業できるもの

- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に对应する特定整備のうち、次に掲げるもの
 - ・普通自動車、小型自動車又は軽自動車等の制動装置のうち**ディスク・キャリパ(ブレーキキャリパ)を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド**(通常使用、事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。)の交換
 - ・普通自動車、小型自動車又は軽自動車の**オルタネーター又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト(ナックルとの連結部に限る。)、走行装置のうちフロント・アクスル(ロアームとナックルの連結部に限る。)**又はかじ取り装置のうち**タイロッドエンド**(ナックルとの連結部に限る。)**若しくはステアリングシャフト(後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。)**の**取り外し及び取り付け**
 - ・大型特殊自動車のうちシヨベル・ローダー、タイヤ・ドーズ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうち**ステアリング用油圧ホース(当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。)**の交換
- 特定整備を伴わない点検整備

■上記にかかわらず訪問先では作業できないもの

- 特定整備を伴う定期点検整備、指定自動車整備事業者が保安基準適合証等を交付するために行う点検整備、OBD確認**

■訪問先の作業場所の要件(全て満たす必要があります)

- 次のいずれかを満たすこと。
 - ・自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にある。
 - ・自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県にある。
- 限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側(自動車の前後も含む。)から50cm以上のスペースがあること。
- 屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに30cmを加えた高さ以上であること。
- 作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。
- 法第2条第6項の「道路」(道路交通法第77条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。)又は共有の私道若しくは駐車場(駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。)でないこと。
- 都市計画法第4条第14項及び都市計画法施行令第1条の2に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。
- 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。
- そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。

訪問特定整備等に従事させることができる者

訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等に従事させることができる者は、自らの事業場に在籍する**訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士の3種類**です。
なお、訪問特定整備士等は、他の事業場の訪問特定整備士等になることができます。



名称	要件 (それぞれに掲げる要件を全て満たすこと)	訪問特定整備等に 従事させる条件
訪問特定整備士	○一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に訪問特定整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	なし
準訪問特定整備士	○三級の自動車整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に準訪問特定整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	次のいずれかの場合に限る。 ○同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合 ○訪問特定整備等管理者が「高度な管理手法」※1により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合
訪問車体・電気装置整備士	○自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に訪問車体・電気装置整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	作業できる訪問特定整備は、電子制御装置整備に限る。

※1:「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理することをいいます。

- 訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務を、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うこと。
- 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。
- 訪問特定整備等管理者のほかに、訪問特定整備等補助者を任命すること。

訪問特定整備等に関する事項の統括管理

訪問特定整備等事業者は、自らの事業場に在籍する整備主任者のうち、少なくとも1人に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければなりません。

なお、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、統括管理業務等は、他の訪問特定整備等管理者が行わなければならない。

また、訪問特定整備等管理者は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができません。

訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務の例

○訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認

○依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認

○依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示

○依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録

○訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後のできれば確認

- ・依頼者に説明した必要と認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認
- ・概算見積りを記録した電磁的記録（作業指示書）の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認
- ・訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認
- ・訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認
- ・訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録

○できれば確認を行った後に特定整備記録簿に法第91条第1項各号、施行規則62条の2各号に規定する事項及び訪問特定整備等に係る事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと

○依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備等による訪問特定整備等の作業完了の確認

○「高度な管理手法」を採用した場合の業務

- ・依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等の任命
- ・訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理（必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等）
- ・訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するように行われるために必要な指示

※これらの統括管理業務等は、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うことができます。

訪問特定整備等管理者等に対する教育

訪問特定整備等事業者は、次に掲げる者に対して、**訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければならない**。実施後、教育内容等を記録した電磁的記録を作成し、教育を行った日から2年間保存しなければなりません。

なお、自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受講させて、その受講記録を保存することにも代えることができます。

- ① 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者
- ② 最後に訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた日から2年を経過した者

教育の内容	次に掲げる知識及び能力を習得させるための教育とする。 ○ 訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力 ○ 訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力 ○ 限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識 ○ 限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力 ○ 訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件 ○ 上記のほか訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力
教育記録の作成・保存	次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成する。 ○ 訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の年月日 ○ 訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の内容、方法及び時間 ○ 訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行った者が特定できる情報 ○ 訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報



訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

訪問特定整備等事業者は、自らの事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保しなければなりません。

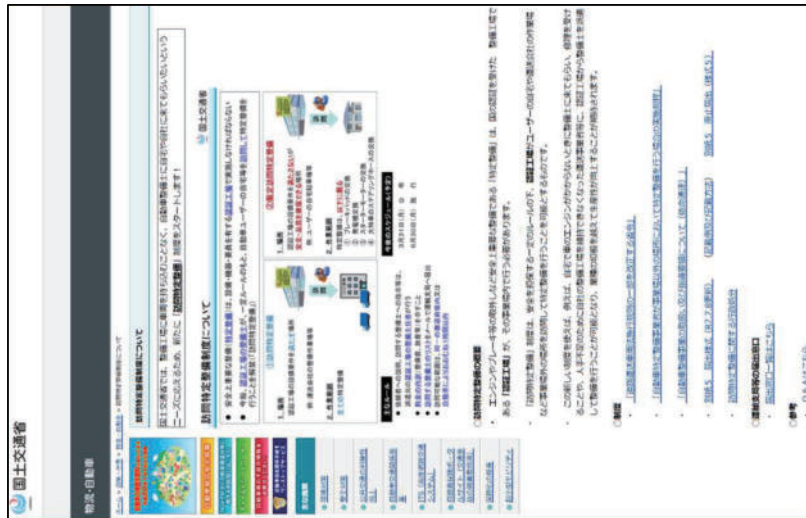
訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間の自らの事業場の体制 (事業場に残っていない者)			
分解整備の みの認証取 得	電子制御装 置整備のみ の認証取得	分解整備及 び電子制御 装置整備の 認証取得	特定整備に従事する従業員
対象	対象	対象	2人以上 (指定整備工場として整備及 び検査を行う場合は4人以上 (対象に大型車を含む場合は 一定の要件を満たすものを除 き5人以上))
対象	—	—	一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備 を行う場合)にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者
—	対象	—	一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格し た者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自 動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者 等資格取得講習を修了した者
—	—	対象	一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格し た者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場 が原動機を対象とする分解整備を行う場合)にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能 検定を除く。)に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を 修了した者
対象	—	対象	1/4以上 (指定整備工場として整備及 び検査を行う場合は1/3以上)
—	対象	—	1人以上

※従業員が2人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、継続検査等を受けるために定期点検及び定期点検整備を行い運輸支局等に持ち込ん
だ自動車の台数が、各月において5台以上存在する事業場については、複数の事業場を有する事業者(親会社等及び子会社等を含む。)を除き、この
規定は適用しません。

国土交通省Webサイトの案内



訪問特定整備制度の創設に伴い、国土交通省Webサイトにおいて、訪問特定整備制度に関する法令、告示、通達、Q&A、届出の際に用いる規定様式(Excelファイル)などを掲載しています。
 訪問特定整備等を行う場合には、本資料の1～9ページまでの内容以外のルールも適用されますので、必ず、本Webサイトに掲載している関係法令等をご確認ください。



[参考] 訪問特定整備制度に関する法令等は次のとおりです。

- 道路運送車両法第91条の3(遵守事項)
- 道路運送車両法施行規則第62条の2の2(自動車特定整備事業者の遵守事項)
- 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(令和7年3月31日国土交通省告示第255号)
- 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け国自整第353号)



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

II. 自動車特定整備事業者の 立入検査結果等

Ⅱ．自動車特定整備事業者の立入検査結果等

1．自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和6年度）

令和6年度における関東運輸局管内の運輸支局において実施した自動車特定整備事業者に対する立入検査結果は、次のとおりです。

(1) 立入検査事業場数

立入検査事業場数は、559事業場でした。

立入検査は、新規認証工場（事前審査を含む。）、移転工場、対象自動車追加の工場および警察当局等からの通報や苦情があった工場等について実施しました。

また、過去5年間における立入検査の実施状況は〈表Ⅱ－1〉のとおりです。

〈表Ⅱ－1〉過去5年間の自動車特定整備事業者の立入検査状況

項目 年度	新規	移転追加	所在不明	整備主任者 研修未受講	苦情	表彰	その他	計
R2	284	93	0	0	7	92	117	593
R3	347	143	0	0	4	96	23	613
R4	351	123	1	1	3	86	11	576
R5	491	148	3	0	12	81	58	793
R6	387	59	0	0	5	68	40	559

(2) 立入検査結果に基づく行政処分状況

立入検査の結果、道路運送車両法等関係法令に違反する重大な事実が認められた事業場に対しては、道路運送車両法第93条の規定に基づき、事業の停止等の行政処分を行っていますが、令和6年度の処分状況は〈表Ⅱ－2〉のとおりです。

また、過去5年間における運輸局長処分は〈表Ⅱ－3〉のとおりです。

なお、令和6年度は事業者所在不明に係る取消処分は0件でした。

〈表Ⅱ－2〉自動車特定整備事業者の処分状況

	運輸局長処分等			運輸支局長処分等		
	認証取消	事業停止	文書警告	改善命令	文書警告	口頭警告
件数	1	5	2	0	6	4

注) 表中「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

(事業停止等に伴う改善報告は含まず)

〈表Ⅱ－３〉過去５年間の自動車特定整備事業者の運輸局長処分

項目 年度	立入検査 件数	処 分 事業場数	処 分 等 の 内 訳					認 証 工場数
			認証取消	事業停止	改善命令	警告	計	
R2	593	6	0	5	0	1	6	24,284
R3	613	22	1	21	0	0	22	24,317
R4	576	10	2	7	0	1	10	24,384
R5	793	26	2	19	0	5	26	24,551
R6	609	8	1	5	0	2	8	24,576

注１）複数の処分を受けている事業場があるため、処分事業場数と処分件数は相違する。

注２）認証工場数は各年度とも３月末の数値を示す。

注３）「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

（事業停止等に伴う改善報告は含まず）

（３）法令違反指摘事項等

過去５年間における法令違反の指摘状況は、〈表Ⅱ－４〉のとおりです。

〈表Ⅱ－４〉過去５年間の法令違反指摘内容

年 度 指摘事項	R2	R3	R4	R5	R6
整備主任者の業務に関するもの	2 (16.7%)	14 (46.7%)	4 (16.0%)	13 (15.5%)	4 (50.0%)
認証基準に関するもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	2 (2.4%)	1 (12.5%)
遵守事項に関するもの	1 (8.3%)	0 (0.0%)	6 (24.0%)	24 (28.6%)	1 (12.5%)
変更届等に関するもの	1 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)
特定整備記録簿等に関するもの	4 (33.3%)	13 (43.3%)	9 (36.0%)	37 (44.0%)	1 (12.5%)
その他法令違反に関するもの	4 (33.3%)	3 (10.0%)	4 (16.0%)	7 (8.3%)	1 (12.5%)
合 計	12 (100%)	30 (100%)	25 (100%)	84 (100%)	8 (100%)

2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果（令和6年度）

令和6年度中に関東運輸局管内において、自動車特定整備事業の廃止届のあった事業場数は361工場であり、主な廃止理由は、自己都合が132件（36.6%）、次いで事業合理化が89件（24.7%）、後継者難が69件（19.1%）、以下〈表Ⅱ－5〉の順となっています。

また、過去5年間における廃止理由状況は、〈表Ⅱ－6〉のとおりです。

〈表Ⅱ－5〉 自動車特定整備事業者の廃止理由調査結果

項目 支局別	廃 止 理 由											計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合	その他	
東 京	3	0	0	5	16	4	1	0	0	30	3	62
神奈川	0	0	3	4	20	3	0	1	0	16	2	49
埼 玉	2	0	16	19	12	1	1	0	0	21	3	75
群 馬	3	0	2	10	9	0	0	1	0	9	3	37
千 葉	0	1	1	7	13	2	0	0	0	16	5	45
茨 城	2	0	3	5	6	1	0	1	0	27	1	46
栃 木	0	0	0	19	8	1	1	0	0	0	0	29
山 梨	0	0	0	0	5	0	0	0	0	13	0	18
局 計	10	1	25	69	89	12	3	3	0	132	17	361
構成比（%）	2.8%	0.3%	6.9%	19.1%	24.7%	3.3%	0.8%	0.8%	0.0%	36.6%	4.7%	100.0%

〈表Ⅱ－6〉 過去5年間の自動車特定整備事業の廃止理由調査結果

項目 年度	廃 止 理 由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者 死 亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
R2	20	6	24	87	58	26	5	2	0	149	377
R3	18	2	16	65	74	22	2	4	0	114	317
R4	17	3	18	55	50	23	3	2	3	114	288
R5	11	6	33	72	56	11	3	3	0	129	324
R6	10	1	25	69	89	12	3	3	0	149	361

3. 自動車特定整備事業者の違反事例

自動車特定整備事業者の法令違反等による行政処分を例示します。

【その1】作業場以外での特定整備の実施および記録簿の記載不備等

当該事業者についてパトロール監査を実施しようと事業場に立ち入ったところ、車両置場で分解整備を行っていたので主任技術者になぜこの場所で作業をしているのか確認したところ、屋内の作業場が埋まっており場所がなかったため青空整備を行ったとのことであったため、他に違反事項がないか特別監査に切り替え監査を行ったところ、臨時整備で分解整備を行った車両について特定整備記録簿を作成していなかった事や概算見積書が未交付だった事のほか、下記3.の違反事項が確認された。

1. 事業場の概要及び組織

専業形態の指定工場

2. 行政処分の内容 ※特定整備の部分のみ抜粋

自動車特定整備事業の停止（15日間）

3. 法令違反の内容 ※特定整備の部分のみ抜粋

- (1) 認証を受けた作業場以外で特定整備を実施したこと
(道路運送車両法第78条第1項)
- (2) 特定整備記録簿の記載なしがあったこと
(道路運送車両法91条第1項違反)
- (3) 使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していなかったこと
(道路運送車両法91条第2項違反)
- (4) 特定整備記録簿を2年間保存していなかったこと
(道路運送車両法91条第3項違反)
- (5) 概算見積書の未交付があったこと
(道路運送車両法第91条の3 [道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第2号])
- (6) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備があったこと
(道路運送車両法第91条の3 [道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号])

4. 法令違反に至った原因

- (1) 事業場の整備主任者の特定整備業に対する認識が甘く関係法令に対する遵法精神が欠如していた。

5. その他

- (1) 当該事業場では車両置場で特定整備を行っていることが確認されたため、いわゆる青空整備を行わないとともに、屋内作業場の面積等の変更があった際は変更の届出を行うこと。
- (2) 当該事業場では臨時整備時の特定整備記録簿を交付していない、料金表の掲示がない、および概算見積書の交付がない等の自動車特定整備事業者の遵守事項に関する法令違反が認められたので、特定整備事業者の遵守事項および各種法令に関する理解を深めること。

【その2】作業中断による整備瑕疵

ディーラーのサービス部門より連絡があり、当該事業場において車検整備で入庫した車両に対して作業完了していないにも関わらず車両を返却し、使用者が運転中にブレーキが効かなくなるという事案が発生したとの報告を受け、特別監査を実施したところ完成検査の一部未実施が確認された。

経緯としてはブレーキフルードの交換作業後のエア抜き作業中に電話が入り、左部後輪ブレーキブリーダープラグにメガネレンチが掛かったまま作業を中断し、電話対応を終え作業に戻った際にエア抜き作業は完了したものだと思い込んで他の作業を進め、ブレーキブリーダープラグにメガネレンチが掛かったままの状態に依頼者に車両を返却し、その後、走行中にブレーキが作動しなくなった事象を惹起してしまった。

1. 事業場の概要及び組織

ディーラー系の指定工場

2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の認証の停止（10日間）※特定整備の部分のみ抜粋

3. 法令違反の内容 ※特定整備の部分のみ抜粋

- (1) 特定整備に係る部分が保安基準不適合であったこと
（道路運送車両法第90条）
- (2) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備があったこと
（道路運送車両法第91条の3〔道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号〕）

4. 法令違反に至った原因

- (1) 先輩の作業員の整備内容を信頼し、後輩の整備主任者ができばえ確認を怠ってしまったことが本件の背景としてあり、適切なクロスチェックが実施されていなかった。
- (2) 当該事業場ではいわゆるスピード車検を行っており、工員が減ってしまっただけで人手が足りなくなっていた。

5. その他

- (1) できばえ確認を確実に行うとともに、特定整備を行った箇所において保安基準不適合な状態となることのないような確認体制を確保すること。

Ⅲ. 最近の主要通達等



令和 7 年 6 月 17 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務づけます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、高齢者等がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたことによる事故を防止する日本発の安全技術です。

国土交通省では、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、この日本発の技術を国際基準とすることで、昨年11月に合意されたところです。

今般、道路運送車両の保安基準等を改正し、乗用車について、国際基準に適合する装置の搭載を義務づけることとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

1. 主な改正の概要

(1) 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の義務付け

電気自動車を含め、オートマの乗用車（クラッチペダルのない乗用車）には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則」に適合する装置を備えなければならないこととします。（詳細は別紙参照）

【適用時期】

新型乗用車：令和 10 年 9 月 1 日（輸入車は令和 11 年 9 月 1 日）

(2) 農耕トラクタ等の特殊自動車の安全対策等

- ① 令和 6 年 8 月に開催された農林水産省農作業安全検討会での検討の結果等を踏まえ、農耕トラクタの運転者席に座席ベルトを備えなければならないこととします。

【適用時期】

新型車、継続生産車：令和 9 年 1 月 1 日

- ② 林野庁において推進している高性能林業機械の導入への対応として、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える灯火器及び後写鏡については、一定の条件のもと、作業時に取り外しを可能とすることとします。

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 6 月 17 日

施 行：令和 7 年 6 月 17 日（一部、同年 6 月 23 日、同年 7 月 6 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、宗形

電話 03-5253-8111（内線 42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）



- 令和6年11月に開催された国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」が国連基準化され、今後の世界スタンダードとして認められた。
- 令和4年に日本からの提案にて議論が開始され、日本の技術や評価方法をベースとした国連基準となっている。
- 令和7年6月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

主な要件

- **急発進抑制に関する要件**
 - 障害物の手前1.0m及び1.5mに停止状態でアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、次のいずれかであること
 - ✓ 障害物に衝突しないこと
 - ✓ 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること
- **ドライバーへの警報に関する要件**
 - ✓ 視覚警報が必須 等
- **機能の解除条件に関する要件**
 - ✓ 解除中のドライバーへの表示
 - ✓ 機能の復帰条件 等

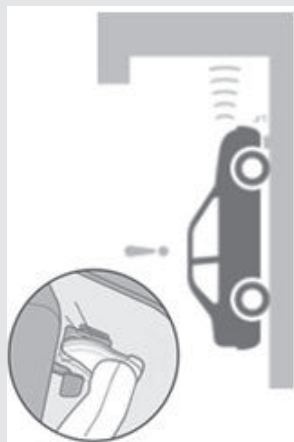
対象車両

運転者がクラッチ操作を必要としない乗用車（乗車定員10人未満）

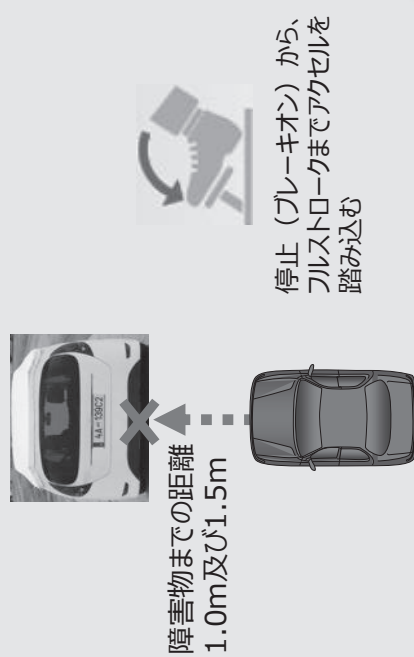
適用日

令和10年9月1日（輸入車は令和11年9月1日）以降の新型車に義務づけ

＜装置の作動イメージ＞



＜試験法の概要＞



国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和7年(2025年)6月17日現在、61か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、北マケドニア、アンドラ、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア、エジプト、ナイジェリア、パキスタン、ウガンダ、フィリピン、ベトナム、キルギス

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下「国連規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和7年(2025年)6月17日現在、174の国連規則(基準)が制定されている。6月23日に3規則、7月6日に1規則が新たに発効される見込み。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E₄₃ : 日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和7年(2025年)6月17日現在、乗用車の制動装置、警音器等の107の国連規則を採用しており、6月23日に発効される見込みの3規則と、7月6日に発効される見込みの1規則も採用予定。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和7年6月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	61	外部突起(商用車)	123	配光可変型前照灯
1	前照灯	62	施錠装置(二輪車)	124	乗用車ホイール
2	前照灯白熱球	63	騒音(モベツト)	125	直接視界(乗用車)
3	反射器	64	応急用予備走行装置	126	客室と荷室の仕切り
4	後部番号灯	65	特殊警告灯	127	歩行者保護
5	シールドビーム前照灯	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	128	LED光源
6	方向指示器	67	LPG車用装置	129	新幼児拘束装置
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	68	最高速度測定法	130	車線逸脱警報装置
8	ハロゲン前照灯	69	低速車の後部表示板	131	衝突被害軽減制動制御装置
9	騒音(三輪車)	70	大型車後部反射器	132	排ガスレトロフィット
10	電波妨害抑制装置	71	農耕用トラクタの視界	133	リサイクル
11	ドアラッチ及びヒンジ	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	134	水素燃料電池自動車
12	ステアリング機構	73	大型車側面保護	135	ボール側面衝突時の乗員保護
13	制動装置	74	灯火器の取付(モベツト)	136	電気自動車(二輪車)
13H	制動装置(乗用車)	75	タイヤ(二輪車、モベツト)	137	フルラップ前突時乗員保護
14	シートベルト・アンカレッジ	76	前照灯(モベツト)	138	車両接近通報装置
15	排出ガス規制	77	駐車灯	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
16	シートベルト	78	制動装置(二・三輪車、モベツト)	140	ESC(横滑り防止装置)
17	シート及びシートアンカー	79	かじ取装置	141	タイヤ空気圧監視装置
18	施錠装置(四輪車)	80	シート(大型車)	142	タイヤ取付
19	前部霧灯	81	後写鏡(二輪車)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	82	ハロゲン前照灯(モベツト)	144	事故自動緊急通報装置
21	内部突起	83	燃料要件別排出ガス規制	145	年少者用補助乗車装置取付具
22	ヘルメット及びバイザー	84	燃費測定法	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
23	後退灯	85	馬力測定法	147	連結装置(農耕用)
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	148	信号灯火に係る規則
25	ヘッドレスト	87	デイトイランニングランプ	149	照射灯火に係る規則
26	外部突起(乗用車)	88	反射タイヤ(モベツト、自転車)	150	反射器に係る規則
27	停止表示器材	89	速度制限装置	151	側方衝突警報装置
28	警音器	90	交換用ブレーキライニング	152	衝突被害軽減制動制御装置
29	商用車運転席乗員の保護	91	側方灯	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
30	タイヤ(乗用車)	92	交換用消音器(二輪車)	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	93	フロントアンダーランププロテクタ	155	サイバーセキュリティ
32	後部衝突における車両挙動	94	オフセット前突時乗員保護	156	ソフトウェアアップデート
33	前方衝突における車両挙動	95	側突時乗員保護	157	自動車線維持機能
34	車両火災の防止	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	158	後退時車両直後確認装置
35	フットコントロール類の配列	97	警報装置及びイモビライザ	159	低速走行時前方衝突警報装置
36	バスの構造(1階建て)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	160	事故情報計測・記録装置
37	白熱電球	99	ガスディスチャージ光源	161	施錠装置
38	後部霧灯	100	電気自動車	162	イモビライザ
39	スピードメーター	101	乗用車のCO2排出量と燃費	163	盗難発生警報装置
40	排出ガス規制(二輪車)	102	連結装置	164	スタッドレッドタイヤ
41	騒音(二輪車)	103	交換用触媒	165	車両後退通報装置
42	バンパー	104	大型車用反射材	166	直前直左右確認装置
43	窓ガラス	105	危険物輸送車両構造	167	大型車の直接視界
44	幼児拘束装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	168	路上走行時の軽・中量車排出ガス測定法
45	ヘッドランプ・クリーナー	107	バスの構造(2階建て含む)	169	大型車用事故情報計測・記録装置
46	後写鏡	108	再生タイヤ	170	バスの座席一体型年少者用補助乗車装置
47	排出ガス規制(モベツト)	109	再生タイヤ(商用車)	171	運転操作支援機能
48	灯火器の取付け	110	CNG・LNG自動車	172	再生タイヤ(雪上性能、トラクションタイヤ)
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	111	タンク自動車のロールオーバー	173	シートベルト及び幼児拘束装置の取付
50	灯火器(二輪車、モベツト)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光	174	シートベルトリマインダー
51	騒音	113	対称配光型ヘッドランプの配光	175	ACPE(ペダル踏み間違い時加速抑制装置)
52	小型バスの構造(1階建て)	114	後付エアバック	176	視界内表示投影装置
53	灯火器の取付け(二輪車)	115	CNG、LPGレトロフィットシステム		
54	タイヤ(商用車)	116	盗難防止装置		
55	車両用連結装置	117	タイヤ単体騒音		
56	前照灯(モベツト)	118	バス内装難燃化		
57	前照灯(二輪車)	119	コーナリングランプ		
58	突入防止装置	120	ノンロード馬力測定法		
59	交換用消音器	121	コントロール・テール		
60	コントロール類の表示(二輪車、モベツト)	122	ヒータリングシステム規則		

採用済

※No.173,175,176は令和7年6月23日、174は令和7年7月6日発効見込み

令和7年6月24日
物流・自動車局自動車整備課

自動車整備業の人材募集・定着・育成の取組を加速します

～「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の改訂等～

国土交通省は、①事業規模や業態ごとの課題や関心を踏まえて「職場づくりガイドライン」を改訂するとともに、新たに、②「仕事体験学習（インターンシップ）の受入れマニュアル」及び③「社会科見学の受入れマニュアル」を策定しました。

国土交通省では、自動車整備士の魅力の向上のため、働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインの策定、高校生などを対象とした仕事体験学習（インターンシップ）や社会科見学の実施といった取組を進めてきました。

これらの取組について、関係者の皆様から多くのご意見を頂戴したことを踏まえ、今般、①職場づくりガイドラインの改訂版、②仕事体験学習（インターンシップ）の受入れマニュアル及び③社会科見学の受入れマニュアルを策定しました。

今後は、これらのガイドラインやマニュアルをより多くの自動車整備事業者を活用していただけるよう関係団体と連携を図りながら周知・啓発を進め、自動車整備業における人材募集・定着・育成を更に後押ししてまいります。

＜各ガイドライン・マニュアルの概要＞

名 称	概 要
①職場づくりガイドライン	事業規模や業態ごとの課題や関心を踏まえて人材確保に向けた取組例を再編集し、具体的な事例等を追加
②仕事体験学習マニュアル	自動車整備事業者が仕事体験学習の受入れを行うにあたってのポイントや好事例を取りまとめ
③社会科見学マニュアル	自動車整備事業者が社会科見学の受入れを行うにあたってのポイントや好事例を取りまとめ

※1 職場づくりガイドライン

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

※2 仕事体験学習及び社会科見学マニュアル

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000043.html

別添1： 自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン

別添2： 自動車整備事業者のための高校生向け仕事体験学習（インターンシップ）受入れマニュアル・事例集

別添3： 自動車整備事業者のための社会科見学受入れマニュアル・事例集

（お問い合わせ先）

物流・自動車局自動車整備課 浅野、植木、武田、山口

代表：03-5253-8111（内線 42412、42415）

直通：03-5253-8589

ページ数制限のため、省略しております。
詳細な内容は、以下のHPからご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001897859.pdf>

(国土交通省HP)




国土交通省

自動車整備士等の

働きやすい・
働きがいのある
職場づくりに向けた
ガイドライン

An illustration showing four male mechanics in grey uniforms and caps. They are standing around a car that is elevated on a hydraulic lift. One mechanic is holding a wrench, another is holding a screwdriver, and a third is holding a torque wrench. A fourth mechanic stands to the right. A toolbox on wheels is positioned between the first two mechanics. The background is a simple grey wall.

取組の自己採点表付き

令和7年6月
国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

ページ数制限のため、省略しております。
詳細な内容は、以下のHPからご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896554.pdf>

(国土交通省HP)



別添 2

自動車整備事業者のための
高校生向け
仕事体験学習（インターンシップ）
受入れマニュアル・事例集

令和7年6月
国土交通省
物流・自動車局自動車整備課

ページ数制限のため、省略しております。
詳細な内容は、以下のHPからご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896555.pdf>

(国土交通省HP)



別添 3

自動車整備事業者のための
社会科見学
受入れマニュアル・事例集

令和7年6月

国土交通省

物流・自動車局 自動車整備課

令和7年7月8日
物流・自動車局
自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 74 号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ルブリケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和 26 年運輸省令第 71 号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 2 分の 1 短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

（2）今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

(参考)各アップデートの解説

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、認証工場の機器要件を見直す

廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器 (3つ)
→ 設置 不要とする
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)

- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器 (3つ)
→ 普通 (大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器 (3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直し
については、引き続き、調査検討

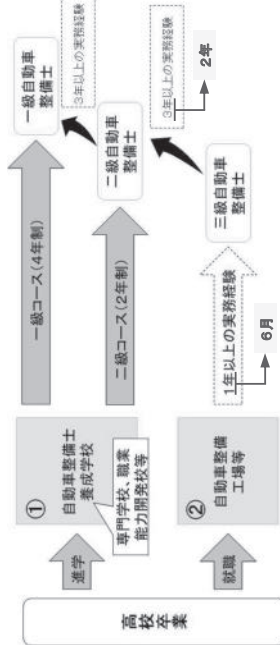
3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を1級自動車整備士に限る

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための
実務経験期間を短縮 (座学で補完)

2級自動車整備士	3年	→	2年
3級自動車整備士	1年	→	6月
特殊自動車整備士	2年	→	1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、携帯電話等への「電子的方法」による保存でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)

⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、オンライン方式を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、目視に代えて、スキャンツール等による確認でも可とする範囲を拡大する

【今後のスケジュール】 公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6)

令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日(3.)

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止		追加	
タイヤの傾きを測定する機器※		電子整備に必要な	
①トーインゲージ ②キャンバー キャスタ ゲージ ③ターニング ラジアス ゲージ	④ホイール プーラ ⑤グリースガン/ シャシ・ルブリケータ ⑥ベアリング レース プーラ	⑦比重計 ⑧エンジン タコメータ ⑨タイミン グ ライト	⑩整備用 スキャンツール
※ アライメントテスタによる測定又は外注が一般的 設置を不要とする		⑦はバッテリーテスタ、 ⑧⑨は整備用スキャンツール があれば設置を不要とする ⑩は認証の 新規取得時等から 義務付け	

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
 施 行: 公布の日
 その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要（通達）

以下の要件を満たす指定工場（大型）の最低工員数を緩和（5人→4人）

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場（中型・小型・二輪）の最低工員数（4人）
については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

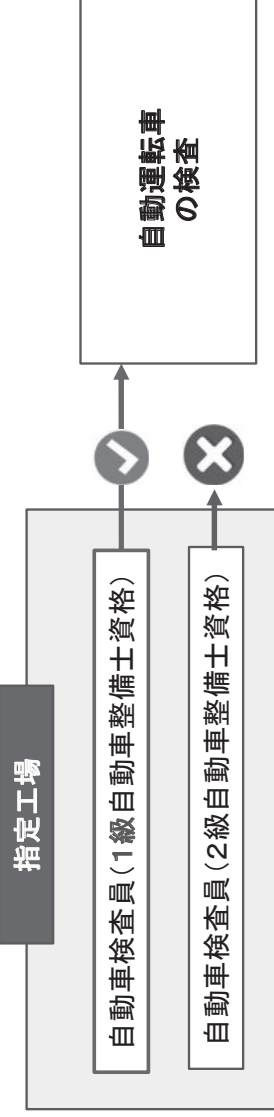
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要（省令）

自動運転車（レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両）の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
 施 行：令和11年4月1日
 その他：施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

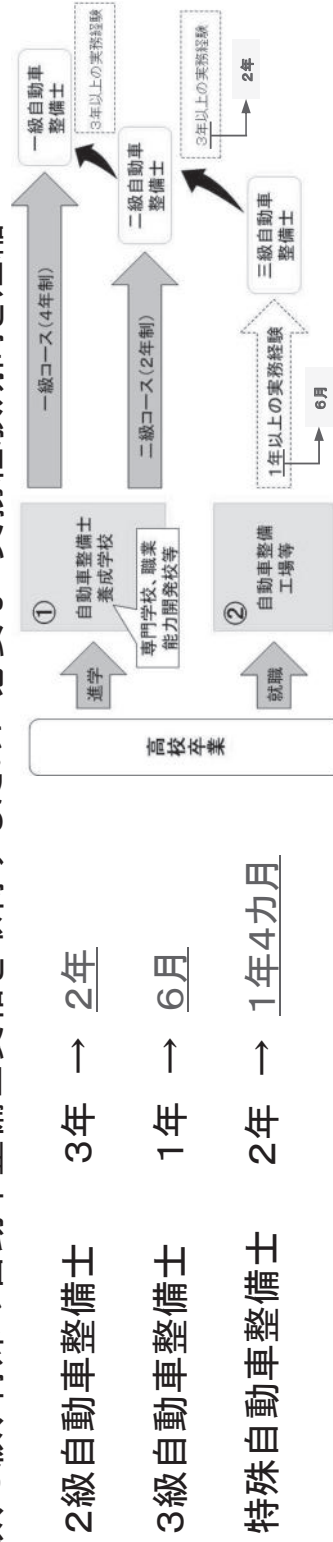
- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要（省令）

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかねばならない
- デイラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること
 ※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
 施 行：公布の日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁



背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする（実技講習は、引き続き、対面で実施）



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

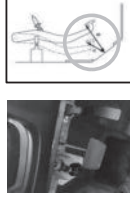
【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例：ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの
床板とのすき間の確認



ペダルと床のすき間

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



(今後)

・スキャンツール等による確認でも可

195秒/台の作業時間削減(平均)



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：令和7年10月8日

関自整第 1 9 6 号
令和 7 年 7 月 8 日

管内各運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の
一部改正について

標記について、物流・自動車局長から別添（令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第
7 7 号）のとおり通知があったので、了知されたい。

国 自 整 第 77 号
令和 7 年 7 月 8 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

指定自動車整備事業の指定を受けた事業場（以下、指定工場という。）は、道路運送車両法令が定める基準に従った設備、技術及び管理組織を有することが求められており、また、事業の基礎が強固であり、健全な経営を行うことが求められるとともに、労働安全の確保や整備品質の確保はもとより、不正行為が無いよう、適切かつ公正に検査業務などを行うことが求められている。現在、大型車を扱う指定工場においては、5人以上の工員を必要としているところであるが、現行の要件が規定された平成19年4月と比べると、整備作業の省力化に資する設備や機器の導入などが進み、作業環境が変化し、業務効率化が図られているところである。

また、令和6年6月に閣議決定された「規制改革実施計画について」（令和6年6月21日閣議決定）において、「自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、更にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。」とされているところである。

これらを踏まえ、下記の通達について、別添1から3のとおり新旧対照表により改正したので、了知されるとともに遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
2. 「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について
3. 電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）

国自整第77号の2

令和7年7月8日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
BSサミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局長

（ 公 印 省 略 ）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について（新旧対照表）

新		旧		(下線部が改正箇所)	
国自整第353号 令和2年4月1日 <u>国自整第77号</u> 最終改正 令和7年7月8日		国自整第353号 令和2年4月1日			
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿		各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿			
物流・自動車局長		物流・自動車局長			
自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）		自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）			
本文（略）		本文（略）			
別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領		別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領			
目次 第1節～第6節（略）		目次 第1節から第6節（略）			
第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。		第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。			
(1)～(9)（略）		(1)～(9)（略）			

(10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。	(新設)
(11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア〜ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。	(新設)
ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）	
イ ホイールドリー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）	
ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）	
(12) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。	(10) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。
(13) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。	(11) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。
(14) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。	(12) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。
(15) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。	(13) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。
(16) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。	(14) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。
(17) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。	(15) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。
(18) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届	(16) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届

出に係る事業場の従業員をいう。 (19) 「<u>準訪問特定整備士</u>」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (20) 「<u>訪問車体・電気装置整備士</u>」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (21) 「<u>訪問特定整備士等</u>」とは、実施規程第4条第4項に規定する訪問特定整備士等をいう。 (22) 「<u>訪問特定整備等教育</u>」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。 第2節～第6節（略） 附則 1. ～7. （略） 附則 （令和5年3月27日 国自整第266号） 1. ～3. （略） 附則 （令和7年3月31日 国自整第232号） 本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。 附則 （令和7年7月8日 国自整第77号） 1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。 2. 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和	出に係る事業場の従業員をいう。 (17) 「<u>準訪問特定整備士</u>」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (18) 「<u>訪問車体・電気装置整備士</u>」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (19) 「<u>訪問特定整備士等</u>」とは、実施規程第7条第4号に規定する訪問特定整備士等をいう。 (20) 「<u>訪問特定整備等教育</u>」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。 第2節～第6節（略） 附則 1. ～7. （略） 附則 （令和5年3月27日 国自整第266号） 1. ～3. （略） 附則 （令和7年3月31日 国自整第232号） 本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。 （新設）
---	---

7 年国土交通省令第 82 号) 附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、別添 6 第 2 3 (1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキヤンツールを除く。	
別添 1 目次 (略) 第 1 目的 (略) 第 2 自動車特定整備事業の認証における取扱い 1～5 (略) 6 施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業の取扱い 電子制御装置整備のうち施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。 また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。 (1) 9(2)に掲げる規模の作業場を有すること。 (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね 1 時間以内の位置にあること。 7～9 (略)	別添 1 目次 (略) 第 1 目的 (略) 第 2 自動車特定整備事業の認証における取扱い 1～5 (略) 6 施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業の取扱い 電子制御装置整備のうち施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。 また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。 (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。 (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね 1 時間以内の位置にあること。 7～9 (略)
別添 2～別添 3 の 3 (略) 別添 4 整備主任者研修実施要領 目次 (略) 第 1 目的 (略) 第 2 研修の区分 研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。	別添 2～別添 3 の 3 (略) 別添 4 整備主任者研修実施要領 目次 (略) 第 1 目的 (略) 第 2 研修の区分 研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。 (6)～(8) (略) (9) オンラインによる研修の実施 研修は、オンラインにより実施することもある。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。 2 技術研修 (1)～(8) (略) (9) オンラインによる研修の実施 実習以外の研修は、オンラインにより実施することもある。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。	1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 (6)～(8) (略) (新設) 2 技術研修 (1)～(8) (略) (新設)
別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。 7～9 (略)	別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 7～9 (略)

10 <u>オンラインによる研修の実施</u> <u>研修は、オンラインにより実施することでもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和7年7月8日付、国自整第70号)に定める事項について留意すること。</u>	(新設)
別添6 <u>訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領</u> 目次 (略) 第1 (略) 第2 <u>訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い</u> 1～2 (略) 3 <u>訪問特定整備の作業場所</u> 実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。 (1) <u>分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。</u><u>この場合に</u><u>おいて、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあつてはこの限りでない。</u>	別添6 <u>訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領</u> 目次 (略) 第1 (略) 第2 <u>訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い</u> 1～2 (略) 3 <u>訪問特定整備の作業場所</u> 実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。 (1) <u>分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。</u>
ア <u>訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。</u> イ～キ (略) (2) <u>電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。</u><u>この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整</u>	ア <u>訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。</u> イ～キ (略) (2) <u>電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。</u>

<u>備を行う場合にあつてはこの限りでない。</u> ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ〜ク (略) 4〜5 (略) 6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。 (1)〜(2) (略) (3) 訪問特定整備等管理者のほか、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあつては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士に選任されている者を除く。）であつて、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。 第3 (略) 第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな	ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ〜ク (略) 4〜5 (略) 6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。 (1)〜(2) (略) (3) 訪問特定整備等管理者のほか、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあつては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であつて、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。 第3 (略) 第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな
--	---

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 (1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。③イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。 ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。 (2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、	ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 (1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。 ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。 (2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、
---	---

実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含まない場合）は、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。	実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
イ～ウ (略) (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含まない場合）は、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。	イ～ウ (略) (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
イ～ウ (略) (4)～(6) (略) 2～14 (略) 別紙1 (略)	イ～ウ (略) (4)～(6) (略) 2～14 (略) 別紙1 (略)

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場					
種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	<u>1</u>	工員数	10人以上	4人以上 ただし、 対象自動 車の種類 に車両総 重量8ト ン以上、 最大積載 量5トン 以上又は 乗車定員 30人以上 の車両を 含む場合 には、5 人以上	
	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	
別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場					
種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	<u>1</u> <u>二</u> <u>1</u>	工員数(対 象自動車の 種類に大型 車を含まな い場合)	10人以上	4人以上	
	<u>1</u> <u>二</u> <u>2</u>	工員数(対 象自動車 種類に大型 車を含む場 合)	10人以上	5人以上 ただし、 各省力化 機器すべ てを保有 し、合理 的な管理 体制が適 切に確保	

H	1	電動クレーン又はトラ ンスミッシ ョン・ジャ ッキ	二	◇		(新 設)	(新設)	(新設)	
	2	ホイールド ーリー	二	◇		(新 設)	(新設)	(新設)	
	3	増力装置付 きシグナル 式トルクレ ンチ又はト ルク設定型 インパクト レンチ	二	◇		(新 設)	(新設)	(新設)	

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とす
る。
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を
保有していなければならないことを示す。
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
(新設)

別紙 2 の 2 ～ 別紙 3 (略)

別紙 2 の 2 ～ 別紙 3 (略)

別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準		別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準	
1 工員数、設備の有無等の基準		1 工員数、設備の有無等の基準	
番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考
1-1	工員数	4 人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量 8 トン以上、最大積重量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、5 人以上	
(新設)	(新設)	(新設)	
1-1-1	工員数 (対象自動車の種類に大型車を含まない場合)	4 人以上	
1-1-2	工員数 (対象自動車の種類に大型車を含む場合)	5 人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであつて、次に掲げる①又は②を満たす場合には、4 人以上 ①工員の処遇が	

2～4 (略) 別紙3の3～別紙3の8 (略) 別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 1 (略) 2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。	2～4 (略) 別紙3の3～別紙3の8 (略) 別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 1 (略) 2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第1項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。
--	--

別紙 5
様式 1

様式 1

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。
(2)が該当しない項目は記帳を省略することが可能です。（全ての項目にお填）
(2)に必要に応じて、記帳性を説明・記入または削除することが可能です。（全ての項目にお填）

訪問特定整備の届出		限定訪問特定整備の届出	
※ 1		※ 2	
(2) 訪問特定整備の外を伴う事業場は※ 1 欄、限定訪問特定整備の外を伴う事業場は※ 2 欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を伴う事業場は※ 1 欄及び※ 2 欄にそれぞれ「口」を記入するものとする。			
1 訪問特定整備等を行うおとする自動車特定整備事業者等の情報			
(フリガナ)			
訪問特定整備等を行うおとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称			
当該事業者の住所			
当該事業者の電話番号			
当該事業者の電子メールアドレス			
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス			
2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報			
(フリガナ)			
事業場の名称			
当該事業場の所在地			
当該事業場の電話番号			
当該事業場の電子メールアドレス			
当該事業場の認証番号			

別紙 5
様式

様式 1

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。
(2)が該当しない項目は記帳を省略することが可能です。（全ての項目にお填）
(2)に必要に応じて、記帳性を説明・記入または削除することが可能です。（全ての項目にお填）

訪問特定整備の届出		限定訪問特定整備の届出	
※ 1		※ 2	
(2) 訪問特定整備の外を伴う事業場は※ 1 欄、限定訪問特定整備の外を伴う事業場は※ 2 欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を伴う事業場は※ 1 欄及び※ 2 欄にそれぞれ「口」を記入するものとする。			
1 訪問特定整備等を行うおとする自動車特定整備事業者等の情報			
(フリガナ)			
訪問特定整備等を行うおとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称			
当該事業者の住所			
当該事業者の電話番号			
当該事業者の電子メールアドレス			
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス			
2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報			
(フリガナ)			
事業場の名称			
当該事業場の所在地			
当該事業場の電話番号			
当該事業場の電子メールアドレス			
当該事業場の認証番号			

3-① 訪問特定整備等管理者の情報					
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本拠出拠団体の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 業務を委付した日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
3-② 訪問特定整備士の情報					
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本拠出拠団体の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 業務を委付した日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
(新設)					
4 訪問特定整備等の開始					
開始年月日	令和 年 月 日				

3-① 訪問特定整備等管理者の情報					
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本拠出拠団体の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 業務を委付した日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
3-② 訪問特定整備士の情報					
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本拠出拠団体の 業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 業務を委付した日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。					
4 訪問特定整備等の開始日又は変更後初めての訪問特定整備等の開始日					
開始年月日	令和 年 月 日				

様式 2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報				様式 2	
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の 業務の経験※の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた 統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命 のルールの内容	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種 類 ②合格証書番号 ③合格年月日
訪問特定整備等補助者に 関する事項		年 月 日	① ② ③

様式 2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報				様式 2	
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の 業務の経験※の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた 統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命 のルールの内容	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種 類 ②合格証書番号 ③合格年月日
訪問特定整備等補助者に 関する事項			

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報					
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報					
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

(新設)

別紙 3－1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) ※おおよそ1時間以内のこと	
(注)訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
ス	
他事業場の認証番号	
(注)訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。	

別紙 3－1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) (新設)	
(新設)	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
ス	
他事業場の認証番号	
(新設)	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間											
訪問特定整備の作業を行う期間			令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
(注)3日(条件を満たす曜日は5日)を超えない期間											
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の種類	全て	分解整備						電子制御装置整備※			
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	連結	整備	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)口特内の該当するものに○を記載すること。

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間											
訪問特定整備の作業を行う期間			令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
(新設)											
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の種類	全て	分解整備						電子制御装置整備※			
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	連結	整備	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)口特内の該当するものに○を記載すること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所

上記場所までの所要時間
(都道府県を跨ぐ場合のみ)
※おおむね1時間以内のこと
(注)訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²	m	m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

(注)訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要な、施行規則表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	m ²		
車両置場	m	m	m ²		

(注)訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要な、施行規則表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所

上記場所までの所要時間
(都道府県を跨ぐ場合のみ)
(新設)

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²	m	m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	m ²		
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-③-3 作業機械等				
	名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は 持参
作業機械	(略)			
作業計器	(略)			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト			
	比重計又はバッテリー・テスト			
	コンプレッション ・ゲージ	〈加圧用〉 〈引張り用〉		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスト又は 整備用スキャンツール			
	ダイミング・ライト又は 整備用スキャンツール			
	シックス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	〈削除〉			
	〈削除〉			
	〈削除〉			
	ダイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	(略)			
備考				
(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類的全てに必要な、作業機械等を備えていること。				

5-③-3 作業機械等				
	名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は 持参
作業機械 作業計器 点検計器 及び 点検装置	作業機械 (略)			
	作業計器 (略)			
	サーキット・テスト			
	比重計			
	コンプレッション ・ゲージ	(加圧用) (引張り用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスト			
	ダイミング・ライト			
	シックス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーチン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニンダ・ラジマス・ゲージ			
	ダイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 整備用スキャンツール			
工具 (略)				
備考				
(新設)				

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制											
電子制御装置整備に必要な情報											
エーミング作業に必要な機器											
5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間											
訪問特定整備の作業を行う期間		令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	
(注) 3日(条件を満たす離島は5日)を超えない期間											
5-③-6 5-②の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の種類の別		分解整備				電子制御装置整備					
全て		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(兼用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											
(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。											

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制											
電子制御装置整備に必要な情報											
エーミング作業に必要な機器											
5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間											
訪問特定整備の作業を行う期間		令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	
(新設)											
5-③-6 5-②の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の整備及び装置の種類											
対象自動車の種類の別		分解整備				電子制御装置整備					
全て		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(兼用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											
(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。											

様式 3-2-2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図及び写真		様式 3-2-2
住 所		
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)		

※写真は別ファイルによる提出でも可

様式 3-2-2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図		様式 3-2-2
住 所		
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)		

様式 4

様式 4
(別添 6 第 4 1 [6]に該当する場合のみ作成)

6 訪問特定整備等を開始する日の 6 か月前からの各月における持込み車検査実績
[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 4

様式 4

6 訪問特定整備等を開始する日の 6 か月前からの各月における持込み車検査実績
[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 5

(新設)

権式5

訪問特定整備等の廃止届出

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により届け出ます。

1. 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者等の情報

訪問特定整備等を行うと する自動車特定整備事業者 （又は訪問特定整備等事業 者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メール アドレス	
当該事業者が自ら管理する ウェブサイトのアドレス	

2. 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メール アドレス	
当該事業場の認証番号	

別紙 6 ～ 別紙 7 （略）

別紙 6 ～ 別紙 7 （略）

「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」（令和5年8月28日付け、国自整第97号）の一部改正について（新旧対照表）

(下線部が改正箇所)

改 正 後		改 正 前
別添 自動車整備士技能検定規則の細目		別添 自動車整備士技能検定規則の細目
1. 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定規則」という。）の取扱いは次のとおりとする。 1.1. ～1.3. （略） 1.4. 検定規則第20条第2項及び第3項に定める受験資格を有すること を証する書面及び試験の免除を受ける資格を証する書面とは、検定規則第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証明書、その他をいう。 2. ～4. （略）		1. 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定規則」という。）の取扱いは次のとおりとする。 1.1. ～1.3. （略） （新設） 2. ～4. （略）
別紙1 （略） 別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準 I 一種養成施設の指定基準 一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。 なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 I-1 三級自動車整備士の養成課程 I-1-1 ～ I-1-8 （略） I-1-9 オンラインによる教育の実施 教育計画に掲げるうち実習及び実務実習に関する科目以外の教育は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインによ		別紙1 （略） 別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準 I 一種養成施設の指定基準 一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。 なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。 I-1 三級自動車整備士の養成課程 I-1-1 ～ I-1-8 （略） （新設）

り教育を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づき自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

I-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2-1～I-2-5 (略)

I-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-3-1～I-3-5 (略)

I-4 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-4-1～I-4-6 (略)

II 二種養成施設の指定基準

二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

II-1 三級自動車整備士の養成課程
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、I-1-7及びI-1-9の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-1-1～II-1-4 (略)

II-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2-1～I-2-5 (略)

I-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-3-1～I-3-5 (略)

I-4 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-4-1～I-4-6 (略)

II 二種養成施設の指定基準

二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

II-1 三級自動車整備士の養成課程
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、及びI-1-7の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-1-1～II-1-4 (略)

II-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-2-1・II-2-2 (略)	II-2-1・II-2-2 (略)
II-3 一級自動車整備士の養成課程	II-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>I-1-9</u> 、 <u>I-3-1-3</u> 及び <u>II-3</u> 、 <u>I-3-4</u> 、 <u>I-3-5</u> (3)を除く。) 、 <u>II-1-3</u> 及び <u>II-1-4</u> の規定によるほか、次に規定することによること。	一級自動車整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>I-3-3</u> 、 <u>I-3-4</u> 、 <u>I-3-5</u> (3)を除く。) 、 <u>II-1-3</u> 及び <u>II-1-4</u> の規定によるほか、次に規定することによること。
II-3-1・II-3-2 (略)	II-3-1・II-3-2 (略)
II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程	II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程
自動車タイヤ整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>II-1-9</u> 、 <u>II-1-4</u> 及び <u>II-2-1</u> の規定によるほか、次に規定することによること。	自動車タイヤ整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>II-1-4</u> 及び <u>II-2-1</u> の規定によるほか、次に規定することによること。
II-4-1～II-4-5 (略)	II-4-1～II-4-5 (略)
II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程	II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程
自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>I-1-9</u> 、 <u>II-1-4</u> 及び <u>II-2-1</u> の規定によるほか、次に規定することによること。	自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>II-1-4</u> 及び <u>II-2-1</u> の規定によるほか、次に規定することによること。
II-5-1～II-5-5 (略)	II-5-1～II-5-5 (略)
II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程	II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>I-1-9</u> 、 <u>I-4-6</u> 、 <u>II-1-4</u> 及び <u>II-2-1</u> の規定によるほか、次に規定することによること。	自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>I-4-6</u> 、 <u>II-1-4</u> 及び <u>II-2-1</u> の規定によるほか、次に規定することによること。
II-6-1～II-6-4 (略)	II-6-1～II-6-4 (略)
III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準	III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準
自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣の定める場合にあっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。	自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣の定める場合にあっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。
なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。	なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
III-1 二級自動車整備士の養成課程	III-1 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>I-1-6</u> 、 <u>I-1-8</u> 、 <u>I-1-9</u> 、 <u>I-2-3</u> 及び <u>I-2-4</u> の規定によるほか、次に規定することによること。	二級自動車整備士の養成課程は、 <u>I-1-5</u> 、 <u>I-1-6</u> 、 <u>I-1-8</u> 、 <u>I-2-3</u> 及び <u>I-2-4</u> の規定によるほか、次に規定することによること。

III-1-1・III-1-2 (略)	III-1-1・III-1-2 (略)
III-2 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、 <u>I-1-9</u> 、 <u>I-4-3</u> 、 <u>I-4-4</u> 及び <u>I-4-5</u> の規定によるほか、次に規定することによること。	III-2 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、 <u>I-4-3</u> 、 <u>I-4-4</u> 及び <u>I-4-5</u> の規定によるほか、次に規定することによること。
III-2-1・III-2-2 (略)	III-2-1・III-2-2 (略)
IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から <u>I-1-9</u> までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。 なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。	IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から <u>I-1-8</u> までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。 なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
IV-1 (略)	IV-1 (略)
別表1～別表8 (略)	別表1～別表8 (略)

附 則 (令和7年7月8日付、国自整第77号)

(施行期日)

本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。

「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）」
（令和 2 年 2 月 6 日付け、国自整第265号）の一部改正について（新旧対照表）

(下線部が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領 1. (略) 2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) (略) <u>(10)</u> オンラインによる講習の実施 実習及び試問以外の講習は、オンラインにより実施することもある。なお、オンラインにより講習を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等オンラインにより実施する上での留意事項について」（令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。	電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領 1. (略) 2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) (略) (新設)

附 則（令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第77号）

（施行期日）

本改正規定は、令和 7 年 7 月 8 日から施行する。

「自動車整備事業」の経営を 希望される皆様へ

自動車整備事業を経営するには地方運輸局長の認証を受ける必要があります。(道路運送車両法第78条)

〈 特定整備の対象装置と作業の範囲(例) 〉

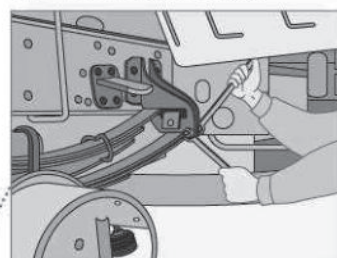
2 動力伝達装置
(ドライブシャフトなどの脱着)



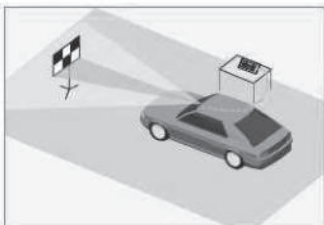
1 原動機 (エンジン脱着)



6 緩衝装置
(リーフスプリング脱着)



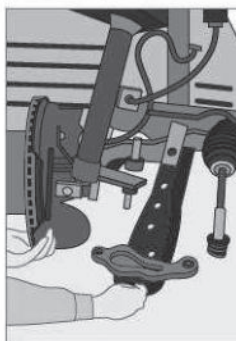
7 運行補助装置
(自動ブレーキ用カメラの調整など)



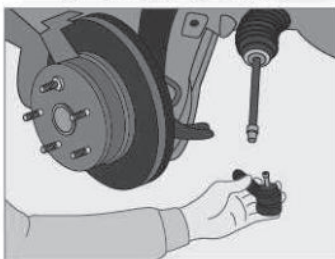
5 制動装置
(ブレーキパッドなどの交換)



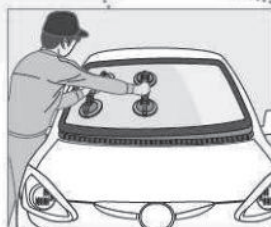
3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置
(タイロッドエンド脱着)



7 運行補助装置
(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている窓ガラス・バンパーなどの脱着)

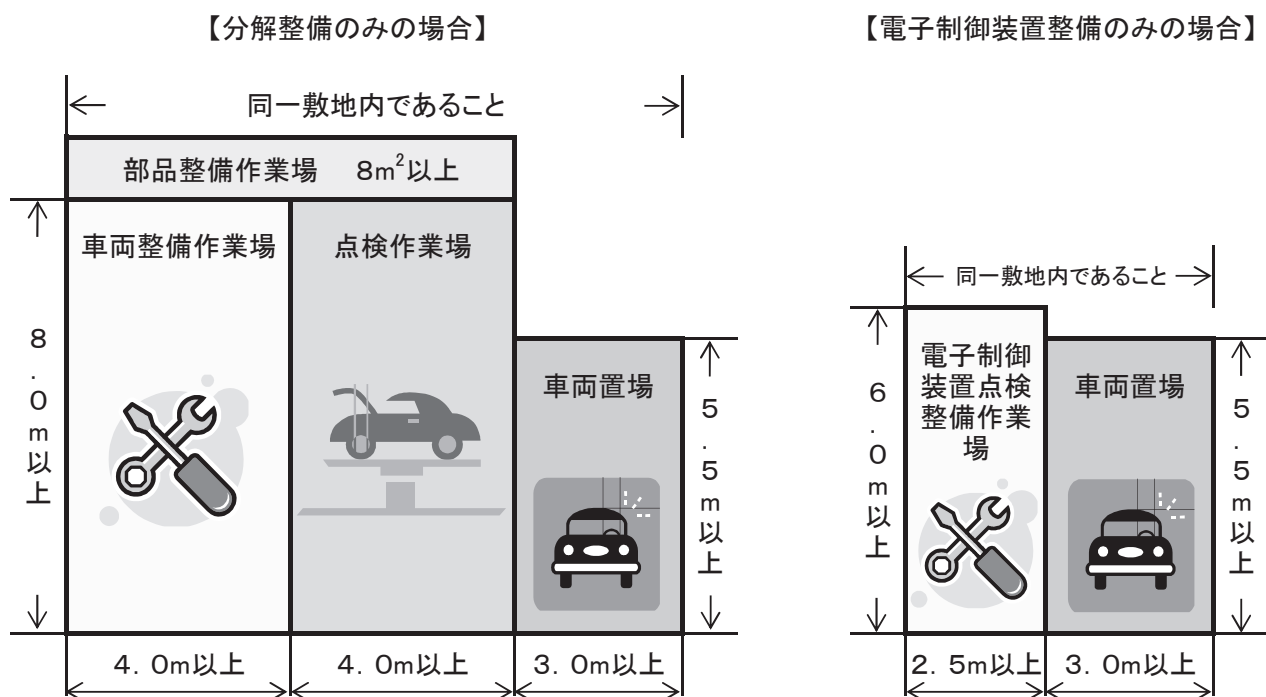


8 自動運行装置

(レベル3以上の自動運転を行うための装置に係る整備・改造)

9 連結装置 (カブラ、キングピンの脱着)

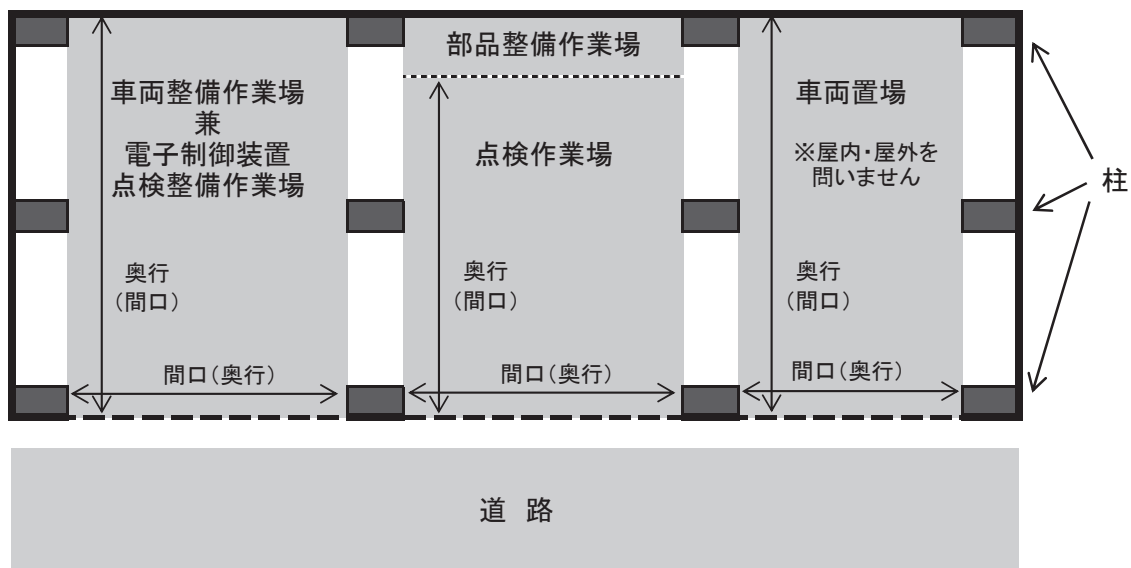
作業場及び車両置場の基準の早わかり図



(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(乗用)」の例)

寸法測定方法の例

(内が有効な部分になります)



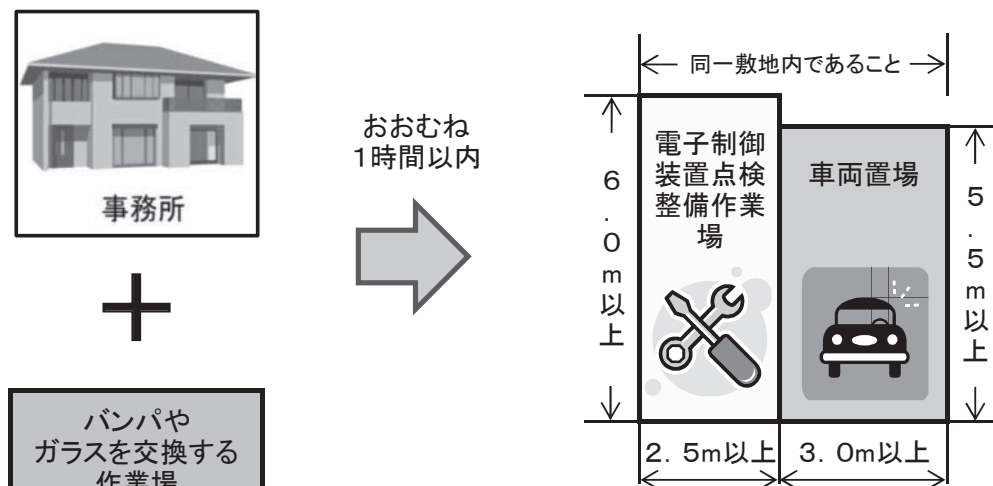
工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法、条例等の規制に適合するものかどうか、事前に確認しておく必要があります。

電子制御装置整備に限った取扱い

■一定の要件を満たすときは、事業場の所在地と離れた場所にある電子制御装置点検整備作業場及び当該作業場と同一敷地内に設けられた車両置場を、事業場の一部として扱うことができます。

■一定の要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を、他の特定整備事業者と共同使用することができます。

(電子制御装置整備のみを行う事業場が、離れた場所に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を設ける例)



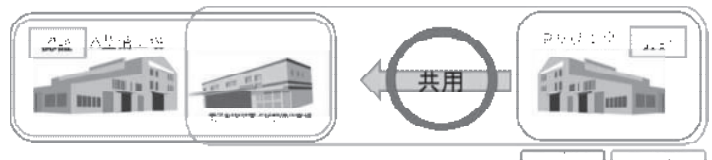
(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(乗用)」の例)

バンパヤガラスを交換する作業場の寸法

対象とする自動車の種類	作業場の寸法	
	間口	奥行
普通自動車(大型) ・車両総重量8トン以上 ・最大積載量5トン以上 ・乗車定員30人以上	3m	11m
普通自動車(中型) ・最大積載量2トン超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	3m	8m
普通自動車(小型) ・貨物の運送の用に供するもの ・散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	2.5m	6m
普通自動車(乗用) ・上三欄に掲げるものを除く 小型四輪自動車 小型三輪自動車	2.5m	5.5m
軽自動車	2m	3.5m

電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する例

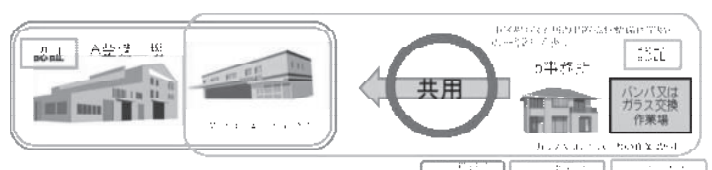
①電子制御装置点検整備作業場を有しないB整備工場が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



②電子制御装置点検整備作業場を有するA整備工場とB整備工場が、それぞれの電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



③電子制御装置点検整備作業場を有しないb事務所(バンパヤガラスを交換する作業場あり)が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



1. 設備の基準(作業場及び車両置場)

■事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、分解整備を行う場合にあっては屋内作業場及び車両置場、電子制御装置整備を行う場合にあっては電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を有するものであることが必要であり、屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、整備対象装置ごとに次ページのように定められています。

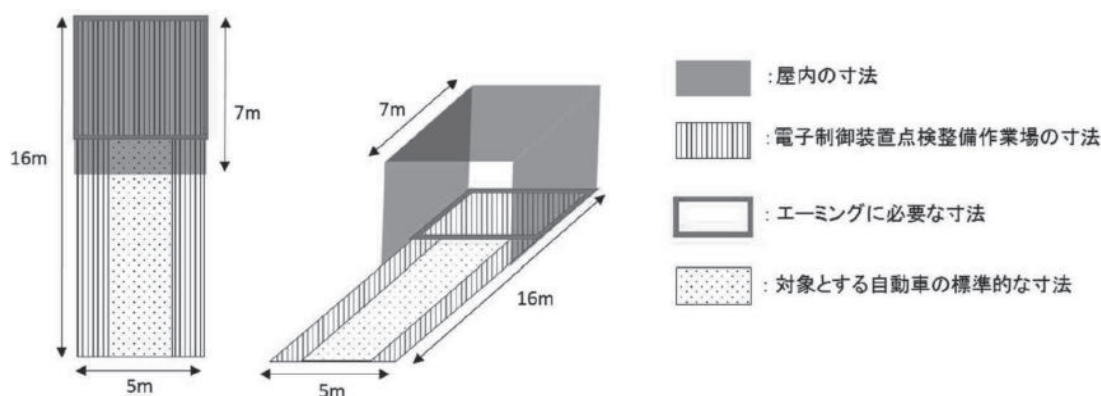
なお、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができます。また、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用することもできます。

■二種類以上の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければなりません。

■屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であることが必要です。

■屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていることが必要です。

■電子制御装置点検整備作業場の屋内の考えは下図のとおりです。



(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(大型)」の例)

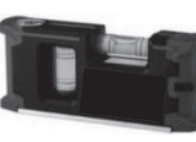
屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模

事業の 種類	特 定 整 備 の 種 類			屋 内 作 業 場					電 子 制 御 装 置		車 両 置 場	
	対象とする 自動車の種類	対象とする 整備の種類	対象とする 装置の種類	車両整備作業場		部品整備 作業場	点 検 作 業 場		点 検 整 備 作 業 場		間 口	
				間 口	奥 行		間 口	奥 行	間 口	奥 行	間 口	奥 行
普 通 自 動 車 特 定 整 備 事 業	普通自動車(大型) ・車両総重量8トン以上 ・最大積載量5トン以上 ・乗車定員30人以上	分解整備	全ての装置 原 動 機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上			3.5m 以上	11m 以上
			動力伝達装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置						5m以上 (うち、屋内5m 以上)	16m以上 (うち、屋内7m 以上)		
	自動運行装置											
	普通自動車(中型) ・最大積載量2トン超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	分解整備	全ての装置 原 動 機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3.5m 以上	8m 以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置						3m以上 (うち、屋内3m 以上)	13m以上 (うち、屋内7m 以上)		
	自動運行装置											
大型特殊自動車	分解整備	全ての装置 原 動 機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3.5m 以上	8m 以上	
		動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上					
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
	連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上						
	普通自動車(小型) ・貨物の運送の用に供 するもの ・散水自動車、広告宣 伝用自動車、霊きゅう 自動車その他特種の用 途に供するもの ・上三欄に掲げるものを 除く	分解整備	全ての装置 原 動 機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上			3m 以上	6m 以上
動力伝達装置			4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上					
走行装置												
操縦装置												
制動装置												
緩衝装置												
連結装置		3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上						
電子制御 装置整備		運行補助装置						2.5m以上 (うち、屋内 2.5m以上)	7m以上 (うち、屋内3m 以上)			
		自動運行装置										
普通自動車(乗用) ・上四欄に掲げるものを 除く 小型四輪自動車		分解整備	全ての装置 原 動 機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			3m 以上	5.5m 以上
	動力伝達装置		4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上					
	走行装置											
	操縦装置											
	制動装置											
	緩衝装置											
	連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上						
	小型三輪自動車	電子制御 装置整備	運行補助装置						2.5m以上 (うち、屋内 2.5m以上)	6m以上 (うち、屋内3m 以上)		
自動運行装置												
小型二輪自動車	分解整備	全ての装置 原 動 機	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上			2m 以上	2.5m 以上	
		動力伝達装置										
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
	連結装置											
	軽自動車	分解整備	全ての装置 原 動 機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上			2.5m 以上	3.5m 以上
動力伝達装置			3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上					
走行装置												
操縦装置												
制動装置												
緩衝装置												
連結装置		2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上						
電子制御 装置整備		運行補助装置						2m以上 (うち、屋内2m 以上)	5.5m以上 (うち、屋内4m 以上)			
	自動運行装置											

2. 設備の基準(作業機械等)

事業場は、下表に掲げる作業機械等を備えたものであることが必要です。
(□で囲んだ装置を対象とする特定整備を行う事業場が備えなければならないことを示しています。)

原:原動機、動:動力伝達装置、走:走行装置、操:操縦装置、制:制動装置、緩:緩衝装置、連:連結装置、運:運行補助装置、自:自動運行装置の略号です。

【注1】 プレス  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	エア・コンプレッサ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	【注1】 チェーン・ブロック  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	【注1】 ジャッキ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自
バイス  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	充電器  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	ノギス  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	トルク・レンチ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自
水準器  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	サーキット・テスタ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	比重計 又は バッテリー・テスタ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	【注2】 コンプレッション・ゲージ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自
ハンディ・バキューム・ポンプ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	エンジン・タコ・テスタ  整備用スキャンツールで代替することも可能 原 動 走 操 制 緩 連 運 自	タイミング・ライト 【注2】、【注3】  整備用スキャンツールで代替することも可能 原 動 走 操 制 緩 連 運 自	シックネス・ゲージ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自
ダイヤル・ゲージ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	タイヤ・ゲージ  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	【注1】 検査装置  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	一酸化炭素及び炭化水素測定器 【注2】、【注3】  原 動 走 操 制 緩 連 運 自
整備用スキャンツール 【注1】、【注4】  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	ホイール・ブーラ 【注5】  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	ベアリング・レース・ブーラ 【注5】  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	グリース・ガン 又は シャシ・プリケータ 【注5】  原 動 走 操 制 緩 連 運 自
部品洗浄槽  原 動 走 操 制 緩 連 運 自	運行補助装置の点検及び整備の体制 運行補助装置の点検及び整備をするにあたって必要となる技術上の情報及び運行補助装置の機能の調整(エーミング作業)に必要な機器を入手することができる体制 原 動 走 操 制 緩 連 運 自	自動運行装置の点検及び整備の体制 自動運行装置の点検及び整備をするにあたって必要となる技術上の情報を入手することができる体制 原 動 走 操 制 緩 連 運 自	※次のものについては、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであることが必要です。 ・一酸化炭素及び炭化水素測定器 ・整備用スキャンツール

注1：小型二輪自動車のみを対象とする事業場は不要です。

注2：内燃機関の点検を行わない事業場は不要です。

注3：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場は不要です。

注4：大型特殊自動車のみ、又は、大型特殊自動車と小型二輪自動車の組み合わせのみを対象とする事業場は不要です。

注5：普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場以外の事業場は不要です。

2025.7.8

3. 従業員の基準

■事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有することが必要です。

■事業場において特定整備に従事する従業員は、次の要件を満たすことが必要です。



○分解整備のみを行う事業場

少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

○電子制御装置整備のみを行う事業場

少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

○分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

従業員数	整備士数
2人～ 4人	1人以上
5人～ 8人	2人以上
9人～12人	3人以上
13人～16人	4人以上

■事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次の要件を満たす者のうち、少なくとも1人の特定整備及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させる者(整備主任者)を定め、届け出なければなりません。

○分解整備のみを行う事業場

一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者

○電子制御装置整備のみを行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者

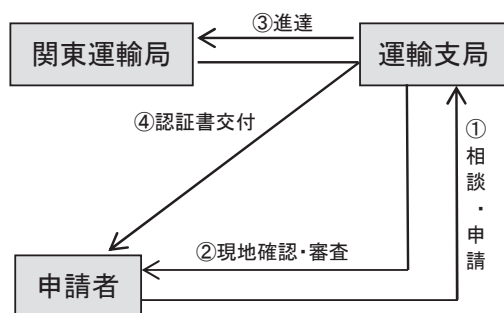
○分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者であつて電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者

認証の申請

1. 認証の申請書類は、事業場の所在地を管轄する運輸支局長を経由して、関東運輸局長に提出していただくことになります。

2. 申請書の様式は、運輸局及び運輸支局のWebサイトに掲載していますのでご活用ください。



提出書面

1. 自動車特定整備事業の認証新規申請書
2. 申請者及び役員を特定できる書面
 - ・登記簿謄本等(法人)
 - ・戸籍謄本または住民票等(個人)
3. 事業場の所在地を証する書面
 - ・土地又は建物の登記簿謄本等
4. 整備主任者(選任・変更)の届出書
5. 整備士合格証書(写)
6. 電子制御装置整備を行う場合は、講習の修了証(写)
7. その他、特に必要と認められる書類



お問い合わせ先

◆関東運輸局自動車技術安全部整備課

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎18階

TEL045-211-7254

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/>

◇東京運輸支局

〒140-0011

東京都品川区東大井1-12-17

TEL03-3458-9231(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/

◇千葉運輸支局

〒261-0002

千葉県千葉市美浜区新港198

TEL043-242-7336(音声ガイダンス「3」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_chiba/

◇神奈川運輸支局

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3540

TEL045-939-6800(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_kanagawa/

◇茨城運輸支局

〒310-0844

茨城県水戸市住吉町353

TEL029-247-5348(音声ガイダンス「3」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_ibaraki/

◇埼玉運輸支局

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区大字中釘2154-2

TEL048-624-1835(音声ガイダンス「2」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_saitama/

◇栃木運輸支局

〒321-0169

栃木県宇都宮市八千代1-14-8

TEL028-658-6123

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tochigi/

◇群馬運輸支局

〒371-0007

群馬県前橋市上泉町399-1

TEL027-263-4440(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_gunma/

◇山梨運輸支局

〒406-0034

山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9

TEL055-261-0880(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanashi/

関自整第 1 9 7 号
令和 7 年 7 月 8 日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて

標記について、物流・自動車局長から別添（令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第
8 5 号）のとおり通知があったので、了知されたい。

国自整第 8 5 号
令和 7 年 7 月 8 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いについて

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を
図られたい。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」（平
成 3 0 年 4 月 1 9 日付け国自整第 2 9 号）は本通達をもって廃止する。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
 - （1）点検整備記録簿等^{※1}の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
 - （2）点検整備記録簿等^{※2}の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (3) 点検整備記録簿等^{※2}を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
 - (4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。
 - ※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - ※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - (5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン
- (1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

- (5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

- ① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
 - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
 - ・ 整備主任者に係る権限
 - ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
- ② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
- ③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

- ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
 - ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。
- (3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合^{※3}の遵守事項

- (1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第11条第1項）。

（2）第24.（1）の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第11条第2項）。

（3）特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、（1）のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第12条及び政令第2条第1項）。

（4）（3）の承諾が得られなかった場合又は（3）の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第2条第2項）。

（5）特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第3 自動車の使用者の遵守事項等

1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

（1）点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第6条）。

（2）点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第4条）。

① 第31.（1）の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

（答）

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

（答）

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

（答）

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

（答）

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
- ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること

✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること

○ ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。

✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携行しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

点検整備記録簿の電子化に係るQ A集

令和 7 年 7 月

物流・自動車局・自動車整備課

【総論】

問 1 なぜ、今般、点検整備記録簿の電子化を認める改正を行うのか。

- 昨今、DXの普及により、自動車特定整備事業者が定期点検整備を実施した場合、点検整備記録簿を電磁的方法で作成し、これを紙に印字して自動車の使用者に交付することが増えており、電磁的記録による保存等のニーズが高まっている。
- これを踏まえ、点検整備記録簿の備え置き及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、自動車の使用者及び自動車特定整備事業者の負担軽減及び利便性向上の観点から、書面に代えて電磁的記録によりこれらを行うことを許容することとする。

問 2 今般の省令改正により、点検整備記録簿は必ず電子化しないといけないのか。

- 今般の省令改正は、紙の点検整備記録簿に代えて、電磁的記録の点検整備記録簿の保存等を許容するものである。
- そのため、点検整備記録簿を必ず電子化しなければならないわけではなく、紙の点検整備記録簿を保存等するか、電磁的記録の点検整備記録簿を保存等するかは、自動車の使用者及び自動車特定整備事業者の判断に委ねられる。

【点検整備記録簿の「備え置き」について】

問 3 自動車の使用者は、点検整備記録簿の電磁的記録が保存されたSDカード等の記録メディアを車載していれば、点検整備記録簿を「備え置き」しているものといえるのか。

- 点検整備記録簿の電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項の「備え置き」に該当する。
- そのため、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、車載しているSDカード等の記録メディアに保存されている点検整備記録簿の電磁的記録を直ちに明瞭な状態で示す必要がある。
- したがって、点検整備記録簿の電磁的記録が保存されたSDカード等の記録メディアを車載するのみでは足りず、当該記録メディアに保存された点検整備記録簿の電磁的記録を読み取って、直ちに明瞭な状態で示すことができるスマートフォン等の電子機器も携行する必要があるものと考えられる。

問４ 地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、点検整備記録簿の電磁的記録を直ちに明瞭な状態で示すことができる権限を有する者は、自動車の使用者に限らなければならないか。

- 原則として、自動車の使用者が点検整備記録簿の電磁的記録を直ちに明瞭な状態で示すことができれば足りる。
- もっとも、当該自動車の使用者が、当該自動車を運転する別の者に対して、当該自動車に係る点検整備記録簿の電磁的記録を直ちに明瞭な状態で示すことができる権限を与えることは妨げない。

問５ 自動車の使用者が変更となった場合、点検整備記録簿の電磁的記録を引き継ぐ必要があるか。

- これまでと同様に、自動車の使用者が別の者に対して当該自動車を売却する場合、点検整備記録簿（書面又は電磁的記録を問わない）も一緒に譲渡することが望ましい。
- もっとも、法において、点検整備記録簿の引継ぎを強制する旨の規定は存在せず、また、点検整備記録簿には個人情報が含まれる場合もあることから、自動車を譲り受けた者が新たに点検整備記録簿（書面又は電磁的記録を問わない）を作成して「備え置き」することも妨げられない。

問６ 電磁的記録で作成した点検整備記録簿の内容を訂正する場合、当該点検整備記録簿の電磁的記録を紙に印字し、手書きで訂正することは許されないのか。

- 今般の省令改正は、紙の点検整備記録簿の保存等に代えて、電磁的記録の点検整備記録簿の保存等を行うことを許容するものである。そのため、これまでと同様に、紙の点検整備記録簿の保存等を行うことでも差し支えない。
- したがって、一度、点検整備記録簿を電磁的記録で作成した後に、これを紙に印字して手書きで訂正しても問題ない。

問７ 電磁的記録で作成した点検整備記録簿を誤って削除してしまった場合、救済措置はあるのか。

- 電磁的記録で作成した点検整備記録簿を誤って削除してしまった場合の救済措置は設けていない。そのため、仮にその後地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められたにもかかわらず、点検整備記録簿の電磁的記録を削除してしまったがゆえにこれを提示できない場合、点検整備記録簿の提示なしと取り扱われることになる。
- もっとも、点検整備記録簿の電磁的記録を誤って削除してしまった後に、電磁的記録又は紙で点検整備記録簿を復元することは妨げられない。

【検査時の点検整備記録簿の提示について】

問 8 現在、検査受付時等に運輸支局等の窓口において点検整備記録簿の提示を求めているが、点検整備記録簿を電磁的記録で作成している場合の提示方法如何。

- 運輸支局等の窓口における書面の提示に関して、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠証」という。）の電子化は認められたものの、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第9条第1項に基づき、従前どおり書面で行うこととされている。
- これを踏まえ、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者又は自動車の使用者が運輸支局等において検査を受けようとするときの点検整備記録簿の提示についても、従前どおり書面で行うこととする（通達別紙第2 1.（5）及び第3 1.（4））。
- もっとも、今後の点検整備記録簿の電磁的記録の活用状況、自動車整備事業者及び自動車ユーザーのニーズ等を踏まえ、次期MOTASの改修時などに、運輸支局等の窓口における点検整備記録簿の提示方法を改める余地がないかどうか引き続き勉強してまいる。

【点検整備記録簿の電磁的記録の交付】

問 9 自動車の使用者が自動車特定整備事業者に対して点検整備記録簿を紙で交付するよう求めた場合、当該自動車特定整備事業者においては必ず電磁的記録で点検整備記録簿を作成・交付することにしていても、紙で交付する必要があるか。

- e-文書法上、事業者は電磁的記録の交付の相手方に対して、交付方法等を示し、承諾を得なければならず、承諾を得られなかった場合には電磁的記録に交付することができないものとされている。
- したがって、自動車の使用者が点検整備記録簿を紙で交付するよう求めた場合、すなわち、自動車の使用者から点検整備記録簿を電磁的記録により交付することの承諾が得られなかった場合、紙の点検整備記録簿を交付する必要がある。

以 上

○自動車整備士技能検定規則等の一部 を改正する省令 (国土交通八二)	一	○船舶の再資源化解体の適正な実施に 関する法律第三十一条第一項の規定 に基づき、船級協会の登録をした件 (国土交通五一六)	六
〔省 令〕		〔官庁報告〕	
○自動車整備士技能検定規則等の一部 を改正する省令 (国土交通八二)	一	国家試験	
〔法規的告示〕		二千二十五年国家公務員採用総合職 試験 (大卒程度試験) 公告 (人事院)	三
○自動車の点検及び整備に関する手引 の一部を改正する告示 (国土交通五一五)	二	〔公 告〕	
○気象庁船舶気象無線通報規則の一部 を改正する告示 (気象庁四)	六	諸事項	
〔その他告示〕		裁判所	
○国債の発行等に関する省令第五条第 十一項の規定に基づき発行した利付 国債の発行条件等を告示 (財務一七七、一八三)	九	破産、免責、再生関係	三
○国債の発行等に関する省令第六条第 十一項の規定に基づき発行した利付 国債の発行条件等を告示 (同 一八四、一八六)	五	特殊法人等	
○個人向け国債の発行等に関する省令 第四条第十四項の規定に基づき発行 した個人向け国債の発行条件等を告 示 (同 一八七、一八九)	六	総務省共済組合定款の一部変更、東 日本高速道路株式会社料金の額及び 徴収期間の変更関係	四
		地方公共団体	
		行旅死亡人関係	
		会社その他	
		会社決算公告	五

国土交通省告示第五百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
2 日常点検の実施の方法 (略)			2 日常点検の実施の方法 (略)		
日常点検の実施方法			日常点検の実施方法		
点検箇所	点検項目	点検の実施の方法	点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
運転席での点検	ブレーキ・ペダルのきき	○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあつては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。	運転席での点検	ブレーキ・ペダルのきき	○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)		(略)	(略)
車の 周 り か ら の 点 検	タイヤ	(略)	(略)
		☐ 取付けの状態	(略)
	○ デイスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ デイスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンテなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。		
	(略)	(略)	(略)

3 定期点検の実施の方法

(略)

(注) 1 ～ 4 (略)

(注) 1 ～ 4 (略)

3 定期点検の実施の方法 (略)

(略)		(略)	(略)
車の 周 り か ら の 点 検	タイヤ	(略)	(略)
	☐ 取付けの状態	○ デイスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ デイスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンテなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルト一体で覆うインジケータにあつては、目視によりデイスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。	
	(略)		

注 1 ～ 4 (略)

3 定期点検の実施の方法 (略)

(注) 1 ～ 4 (略)

3 定期点検の実施の方法 (略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
		自家用乗用など	自家用貨物など	事業用など	被牽引自動車		
		(略)					
(略)	(略)	(略)					(遊びの点検) ○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、フーター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (踏み込んだ時の床板とのすき間の点検) ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みこたえから、エアの混入がないかを点検します。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
		1年	6月	12月	3月		(略)
制動装置 ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間						(略)
(略)	(略)	(略)					(略)
(略)	(略)	(略)					(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所		点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
			自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
制動装置 ブレーキ	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月		○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、フーター内を大気圧にしているから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みこたえから、エアの混入がないかを点検します。	
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)

(略)				(略)	倍 力 装 置 プ レ ー キ ・ フ ー ス タ
(略)					
機能	12月	12月	12月	(略)	倍 力 装 置 プ レ ー キ ・ フ ー ス タ
				<真空又は空気倍力式> ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カッタなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。	倍 力 装 置 プ レ ー キ ・ フ ー ス タ
				<真空又は空気倍力式> ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カッタなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。	

(略)	(略)	(略)	(略)		< 空気油圧複合式 > ○ エア・タンク内圧力が規定値の状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離れたときにブレーキの引きずりがなければブレーキ・テストなどを使用して点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カットなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。 < 電動倍力式 > 「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。				
	(略)	(略)	(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)				

(略)	(略)	(略)	(略)		< 空気油圧複合式 > ○ エア・タンク内圧力が規定値の状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離れたときにブレーキの引きずりがなければブレーキ・テストなどを使用して点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カットなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。				
	(略)	(略)	(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)				

(略)		(略)			(略)
(略)	(略)	(略)			(略)
	二次空 気供給 装置の 機能	2 年	12 月	12 月	
一酸化炭素等発散防止装置					○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					○ J-OB D II又はWLT P-OB Dが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
(略)	排気ガス再循環装置の機能	2 年	12 月	12 月	○ エンジン暖機状態で、EGRCントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	(略)	(略)			○ J-OB D II又はWLT P-OB Dが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。

(略)		(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)
	二次空気供給装置の機能	2年	12月	12月	12月	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
一酸化炭素等発散防止装置						
(略)	排気ガス再循環装置の機能	2年	12月	12月	12月	○ エンジン暖機状態で、EGRCントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	(略)					
(略)		(略)				(略)

(略)	(略)	(略)				(略)
		1 年	6 月	6 月	3 月	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷					(略)
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2 年	12 月	12 月	12 月	(略)
	(略)	(略)				(略)
	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2 年	1 年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

(略)	(略)	(略)				(略)
		1 年	6 月		3 月	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷					(略)
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2 年	12 月		12 月	(略)
	(略)	(略)				(略)
	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2 年	1 年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

有害なガス等の発散防止装置		(略)	(略)	(略)	(略)	○ J－OBD IIが装着されている自動車にあつては、「四輪自動車など」の表中「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することがあります。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

有害なガス等の発散防止装置		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

この告示は、令和七年十月八日から施行する。

国 自 整 第 278 号
令 和 6 年 3 月 28 日
国 自 整 第 98 号
最終改正 令 和 7 年 7 月 17 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針につ
いて

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）並びに道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「事業規則」という。）並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に規定する事務規程（以下「審査事務規程」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者、同法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者、同法第 95 条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第 3 条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2) 「認証工場」とは、車両法第 78 条第 1 項の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (3) 「指定工場」とは、車両法第 94 条の 2 第 1 項の指定を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (4) 「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャンツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBD 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBD 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBD 検査用サーバー」とは、機構が車両法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBD 検査」とは、車両法第 74 条の 2 第 1 項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第 74 条の 3 第 1 項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第 94 条の 5 第 4 項に基づき自動車検査員が

行う検査において、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。

- (9)「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

- ※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

(1) 事業場登録について

3.(1)の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3.(2)の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について

OBD 検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBD 確認モード 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 124 に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能 ^{※1}	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBD 検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第 94 条の 5 第 4 項の規定に基づき、細目告示別添 124 に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能 ^{※2}	指定工場	自動車検査員

※1 OBD 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第 91 条の 3 の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBD 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあつては OBD 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD 検査は、車両法第 94 条の 5 第 4 項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD 検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第 2 条第 1 項第 2 号りに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用ス

キャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5.（4）②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた自らの事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

（5）検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5.（4）②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた自らの事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- （2）OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 267 号）」に定める方法により適切に管理すること。
- （3）OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- （4）認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。なお、③、④に掲げる事項を遵守するにあたり、OBD 検査結果参照システムによる削除機能を活用してもよい。

- ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は認証を受けた自らの事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた自らの事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
 - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- （５）振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- （１）OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。

この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。

- （２）検査対象車両への VCI の取り付け、取り外し及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との

同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の実正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の 5 日前までに OBD 検査又は OBD 確認が実施され、その結果が「適合」として機構の OBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該 OBD 検査又は OBD 確認の結果を参考に OBD 検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員が OBD 検査用サーバーに記録された OBD 検査又は OBD 確認の結果を参照することにより、機構等における OBD 検査の実施が省略される。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めて OBD 検査(抜取検査)を実施することがある。

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号)

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 7 月 17 日付け国自整第 98 号)

この通達は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。

貸出事業場名

借用設備の使用管理台帳

日付	時間	検査用スキヤンツ ールのメーカー・ 型式	検査車両の登録（車両） 番号又は車台番号	借用事業場名	OBD 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備 考
R6.1.29	12:00	●●・△△	国土300こ1234	物流・自動車整備工場	■ ■ ■ ■ ■	□ □ □ □	

記載例

独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程の一部改正について

本研修資料では、独立行政法人自動車技術総合機構
審査事務規程の一部改正の概要を掲載いたします。

審査事務規程の全文及び新旧対照表につきましては、
独立行政法人自動車技術総合機構のホームページ
(<https://www.naltec.go.jp/>) にて公開されておりますの
で、適宜ご活用下さい。



－ 審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならぬものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならぬものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならぬものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
2. 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の一部改正を行う。

(1) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（3 項目）

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| ①TRIAS 44-R046(1)-02 | 後写鏡等試験（協定規則第 46 号） |
| ②TRIAS 44-R046(1-2)-02 | 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第 46 号） |
| ③TRIAS 44-R046(2)-03 | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号） |

(2) 付表等について修正および項目の追加等（13 項目）

- | | |
|-------------------------|---|
| ①TRIAS 11-R079-04 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| ②TRIAS 12-R013-03 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号） |
| ③TRIAS 12-R078-05 | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号） |
| ④TRIAS 12-R140-02 | 横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号） |
| ⑤TRIAS 17-R134(5)-02 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号） |
| ⑥TRIAS 17(2)-J111(3)-02 | 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験（取付・強度） |
| ⑦TRIAS 21-R167-01 | 直接視界に係る自動車の試験 |
| ⑧TRIAS 22-R017(1)-04 | 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等）） |
| ⑨TRIAS 22(5)-R145-02 | 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号） |
| ⑩TRIAS 31-J042R154-04 | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号） |
| ⑪TRIAS 31-J119-02 | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験 |
| ⑫TRIAS 43(10)-001-01 | 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験 |
| ⑬TRIAS 44(2)-R158-01 | 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号） |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

3. 1. の改正に伴う「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正。

2. 関係する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年9月20日 国土交通省告示第1172号）

3. 施行日

施行日 令和6年11月1日

－ 審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 1 月 6 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、9-14]

2. 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]

車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。

3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。
[6-105 の 2、7-105 の 2、9-14]
- ② 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]
 - 車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

令和 7 年 1 月 6 日

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の一部改正を行う。

(1) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（2 項目）

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| ①TRIAS 17(2)-R100(1)-03 | 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両）） |
| ②TRIAS 43(7)-R138-03 | 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号） |

(2) 付表等について修正および項目の追加等（20 項目）

- | | |
|--------------------------|--|
| ①TRIAS 11-R079-04 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| ②TRIAS 12-R013-03 | トラック、バス及びトレールの制動装置試験 |
| ③TRIAS 12-R013H-03 | 乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号） |
| ④TRIAS 17(2)-R155-01 | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く）に限る）） |
| ⑤TRIAS 30-R041-03 | 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号） |
| ⑥TRIAS 31-J042R154-05 | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号） |
| ⑦TRIAS 32-J052R048-06 | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験 |
| ⑧TRIAS 32-R053-02 | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号） |
| ⑨TRIAS 32-R149-02 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯）） |
| ⑩TRIAS 33(2)-R149-02 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（側方照射灯）） |
| ⑪TRIAS 35-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器）） |
| ⑫TRIAS 35(2)-R148-02 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（側方灯）） |
| ⑬TRIAS 35(2)-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器）） |
| ⑭TRIAS 38-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器）） |
| ⑮TRIAS 38(2)-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器）） |
| ⑯TRIAS 38(3)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（再帰反射材）） |
| ⑰TRIAS 41-R148-02 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器）） |
| ⑱TRIAS 43(4)-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材）） |
| ⑲TRIAS 43(10)-001-01 | 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験 |
| ⑳TRIAS 43(10)-R165(2)-01 | 車両後退通報装置試験 |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

3. 1. の改正に伴う「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正。（新設項目無し）

2. 関係する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年1月10日
国土交通省告示第12号）

3. 施行日

施行日 令和7年1月31日

－ 審査事務規程の一部改正について（第 63 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 4 月 1 日（一部は令和 7 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 新規検査等における書面審査関係 [別添 2]
 - 別添 2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則 1～4 から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
 - 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
 - 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。
2. 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添 3]
 - 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
 - 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）及び車両諸元概要表（第 2 号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。
3. 令和 7 年 4 月 1 日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の 2 か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日に変更します。[4-25] [様式 16]
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 7 月 31 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
- クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

- ① 自動車型式認証実施要領別添 1 第 18 及び共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第 17 の「自動車の検査時に必要な情報」の内容及びその受領方法等を明示します。[2-7]

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 7 年 1 月 10 日国土交通省令第 1 号、令和 7 年 2 月 28 日国土交通省令第 9 号、令和 7 年 6 月 17 日国土交通省令第 68 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 7 年 1 月 10 日国土交通省告示第 12 号、令和 7 年 2 月 28 日国土交通省告示第 155 号、令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号）

3. 施行日

令和 7 年 7 月 31 日

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（5 項目）

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ① TRIAS 08-R175-01 | ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）試験（協定規則第 175 号） |
| ② TRIAS 21-R176-01 | 視界アシスタント試験（協定規則第 176 号） |
| ③ TRIAS 22(3)-R173-01 | 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（車両）） |
| ④ TRIAS 22(3)-R174-01 | シートベルトリマインダー試験（協定規則第 174 号） |
| ⑤ TRIAS 22(5)-R173-01 | 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（ISOFIX CRS 搭載性）） |

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（13 項目）

- | | |
|--------------------------|--|
| ① TRIAS 12-R013-04 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号） |
| ② TRIAS 12-R013H-04 | 乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号） |
| ③ TRIAS 17(2)-R100(1)-04 | 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両）） |
| ④ TRIAS 17(2)-R153-02 | 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 153 号） |
| ⑤ TRIAS 18-R137(1)-04 | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号） |
| ⑥ TRIAS 21-R125-03 | 直接前方視界試験（協定規則第 125 号） |
| ⑦ TRIAS 21-R167-02 | 直接視界に係る自動車の試験（協定規則第 167 号） |
| ⑧ TRIAS 22(3)-R016(1)-02 | 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（単品）） |
| ⑨ TRIAS 22(5)-R145-02 | 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号） |
| ⑩ TRIAS 32-R149-02 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯）） |
| ⑪ TRIAS 44-R046(2)-03 | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号） |
| ⑫ TRIAS 44-R166-02 | 直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験（協定規則第 166 号） |
| ⑬ TRIAS 48-R157-02 | 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号） |

(3) 誤記修正等 (12 項目)

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| ① TRIAS 08-J041 (3)-01 | 電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード) |
| ② TRIAS 09-R142-02 | 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験 (協定規則第 142 号) |
| ③ TRIAS 12-R140-02 | 横滑り防止装置試験 (協定規則第 140 号) |
| ④ TRIAS 12-R152-03 | 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験 (協定規則第 152 号) |
| ⑤ TRIAS 12-003-02 | 駐車制動装置能力試験 |
| ⑥ TRIAS 18-R127-03 | 歩行者頭部及び脚部保護試験 (協定規則第 127 号) |
| ⑦ TRIAS 31-J041 (4)-04 | ディーゼル重量車排出ガス試験 (WHDC モード) |
| ⑧ TRIAS 33 (3)-R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (低速走行時側方照射灯)) |
| ⑨ TRIAS 34-R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (車幅灯)) |
| ⑩ TRIAS 34 (2)-R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (前部上側端灯)) |
| ⑪ TRIAS 34 (3)-R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (昼間走行灯)) |
| ⑫ TRIAS 43 (5)-R163-01 | 盗難発生警報装置試験 (協定規則第 163 号) |

2. 「審査事務規程」別表 2 (外国の試験機関) について、中国の試験機関 (CATARC) の追加等の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
(令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号)

3. 施行日

施行日 令和 7 年 8 月 1 日

車検時にはヘッドライトテストを用いて ロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

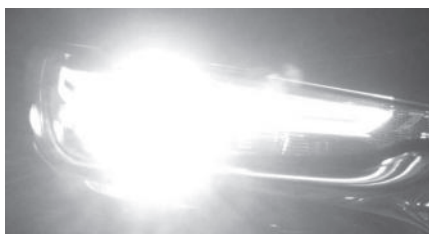
※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※ 裏面もご確認ください。

ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

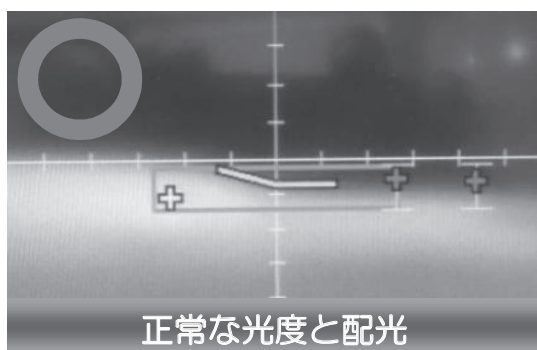
自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものも多く見受けられます。

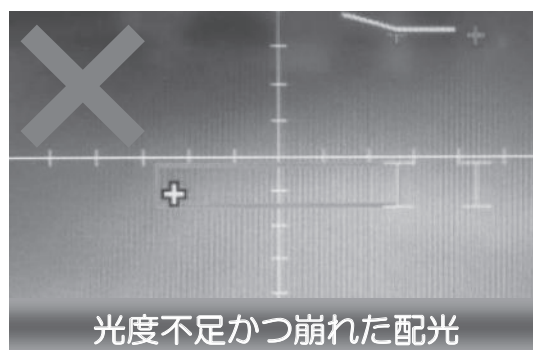
ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換

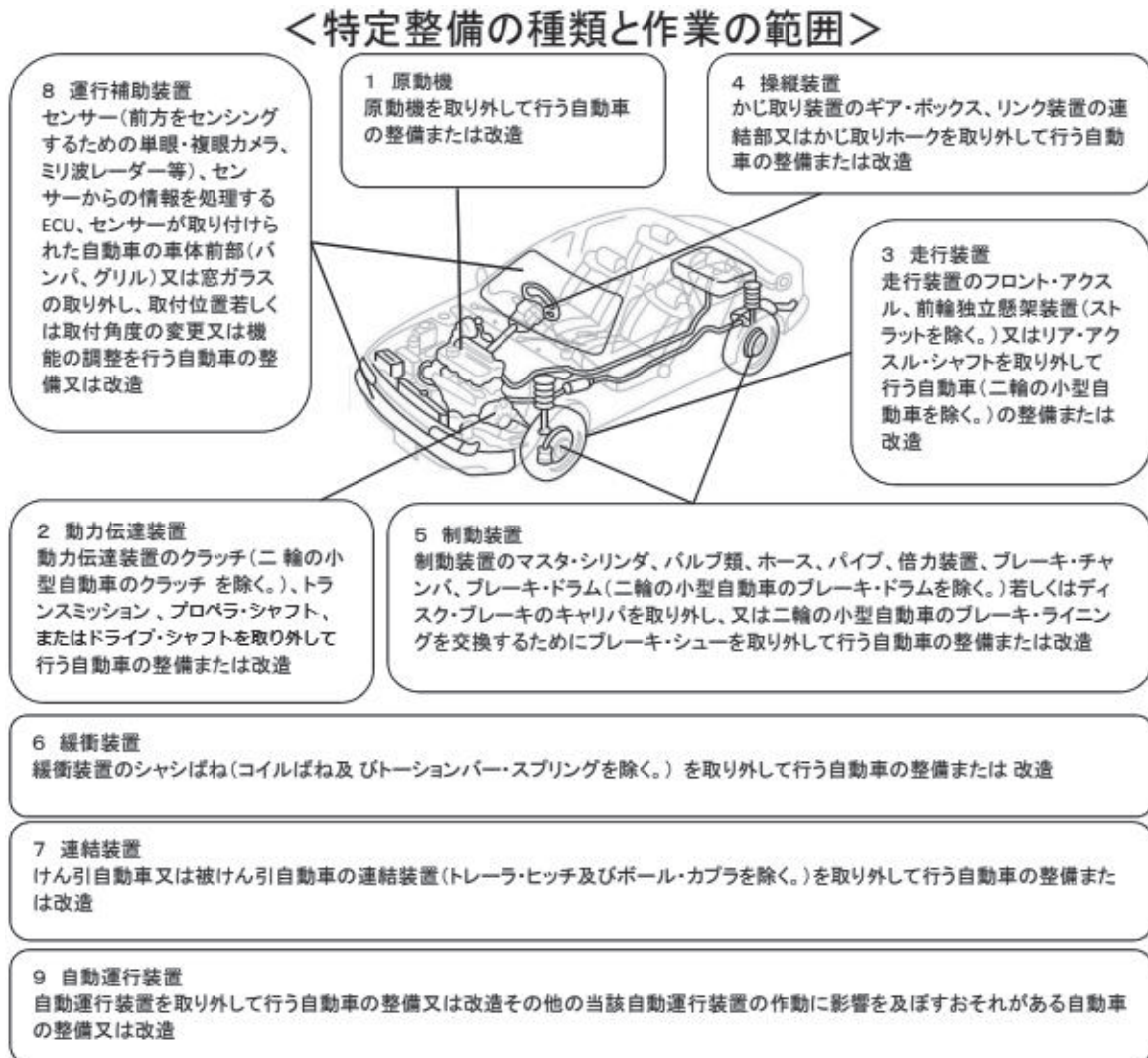
IV. 整備業界を取り巻く情勢

Ⅳ. 整備業界を取り巻く情勢

1. 自動車の特定整備について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等に拡大するとともに、対象装置として自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加、並びに衝突被害軽減ブレーキやレーンキープアシスト等を構成する「運行補助装置」が追加となり、これら「電子制御装置整備」と「分解整備」を合わせてその名称を「特定整備」に改める改正が行われて令和2年4月1日から施行されました。

（1）道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」について



道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

[国自整第275号 令和2年2月6日]

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

また、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年省令第6号）による改正後の道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条において、特定整備の定義が規定されたところ、この特定整備の定義の明確化を図るため、標記について別紙のとおりとすることとしたので、これらについて了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、「道路運送車両法施行規則第3条及び第57条の改正点の解釈について」（昭和42年6月28日付、自整第98号）及び「道路運送車両法施行規則第3条「分解整備の定義」の解釈について」（平成8年8月20日付、自整第151号）は、令和2年4月1日限りで廃止する。

本通達については、別添のとおり関係団体あて通知していることを申し添える。

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈

I 特定整備の解釈

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、特定整備に該当する主要な作業を例示する。

なお、ここでいう「取り外し」、「取付位置又は取付角度の変更」及び「機能の調整」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれる。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいう。特に、整備とは給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業（行為）をいう。

1 分解整備（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第3条に規定するものをいう。）について

(1) 原動機（施行規則第3条第1号関係）

原動機について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 原動機関係

シリンダブロック（ただし、二輪にあってはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。）

(2) 動力伝達装置（施行規則第3条第2号関係）

動力伝達装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く。）

クラッチのリリースフォーク、リリースベアリング、ダイヤフラムスプリング、クラッチディスク、クラッチカバー、プレッシャープレート及びプレッシャースプリング

② ギヤ関係

マニュアルトランスミッション、オートマチックトランスミッション、トルクコンバータ（CVTを含む。）、トランスファ、トランスアクスル、デファレンシャル、差動制限装置、ファイナルギヤ

③ 推進軸・駆動軸関係

プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、センタベアリング、ドライブシャフト、等速ジョイント

(3) 走行装置（二輪の小型自動車を除く。）（施行規則第3条第3号関係）

走行装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 懸架・回転装置

フロントアクスル、フロントナックルスピンドル、フロントホイールベアリング及びフロントキングピン並びに前輪独立懸架装置のサスペンションアーム、ナックルスピンド

ル、ホイールベアリング及びキングピン並びにリヤアクスルシャフト

(4) かじ取り装置（施行規則第3条第4号関係）

かじ取り装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ステアリング操作機構関係

かじ取りフォーク

② ステアリングギヤ機構関係

ギヤボックス

③ リンク機構関係

ドラックリンク、ピットマンアーム、タイロッド、タイロッドエンド、リレーロッド、アイドラアーム、ナックルアーム、ベルクランク、セクタアーム、リンクロッド、スレーブレバー

(5) 制動装置（施行規則第3条第5号関係）

制動装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ドラムブレーキ関係

ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。）、ブレーキシュー、ホイールシリンダ バックプレート、シューアジャスタ、ブレーキスプリング

② ディスクブレーキ関係

ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む。）、シリンダ、ピストン、ブレーキディスク

③ ホース、パイプ、バルブ関係

ホース、パイプ、リレーバルブ、チェックバルブ、ダブルチェックバルブ、プロポーショニングバルブ、セーフティバルブ、セーフティシリンダ、メーターリングバルブ、レギュレータバルブ、ABS アクチュエータ、ABS モジューレータ、ASR モジューレータ

④ 分配・倍力関係

マスタシリンダ、ブレーキチャンバ、倍力装置

(6) 緩衝装置（施行規則第3条第6号関係）

緩衝装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 緩衝関係

リーフスプリング、エアスプリング

(7) 連結装置（施行規則第3条第7号関係）

連結装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 連結装置関係

キングピン、カブラ、ルネットアイ、ピントルフック

(8) 付随作業が分解整備に該当するもの

① ストラットを取り外して自動車を整備又は改造する際にブレーキホースを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

② パワーステアリング装置を取り外して自動車を整備又は改造する際にギヤボックスを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

2 電子制御装置整備（施行規則第3条に規定するものをいう。）について

(1) 運行補助装置（施行規則第3条第8号関係）

- ① アからエのいずれかの取り外し
- ② アからエのいずれかの取付位置若しくは取付角度の変更
- ③ ア又はイの機能の調整（スキャンツールを用いて電子的な調整又は ECU の学習（コーディング）を行うもの。ECU の作動に影響を及ぼすことのない故障コードの読取及び消去を除く。）

ア センサー

前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDAR 等をいう。かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く。

イ 電子計算機

ECU（Electronic Control Unit）をいう。

ウ 自動車の車体前部

バンパ、グリルをいう。直接センサーと接していなくとも、当該車体前部の脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。

エ 窓ガラス

アのセンサーが外部の状況を検知するための映像又は外部の状況を検知するために発した信号が透過する窓ガラス（直接センサーと接していなくとも、当該ガラスの脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。）

なお、施行規則第3条第8号柱書のかじ取り装置については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に規定する自動命令型操舵機能（協定規則第79号における CategoryB 1 に該当するものに限る。）をいい、制動装置は細目告示に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。

(2) 自動運行装置（施行規則第3条第9号関係）

道路運送車両法第41条第1項に規定する自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造、その他当該自動運行装置に係るセンサー等の機能の調整等であって当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある自動車の整備又は改造

II 特定整備の解釈に関する問合せ窓口

この通達に示した作業は一般的な例であるため、全ての整備作業を網羅したものではない。したがって、この他不明な点については特定整備の定義に関する問合せ窓口において対応する。

（窓口の連絡先）

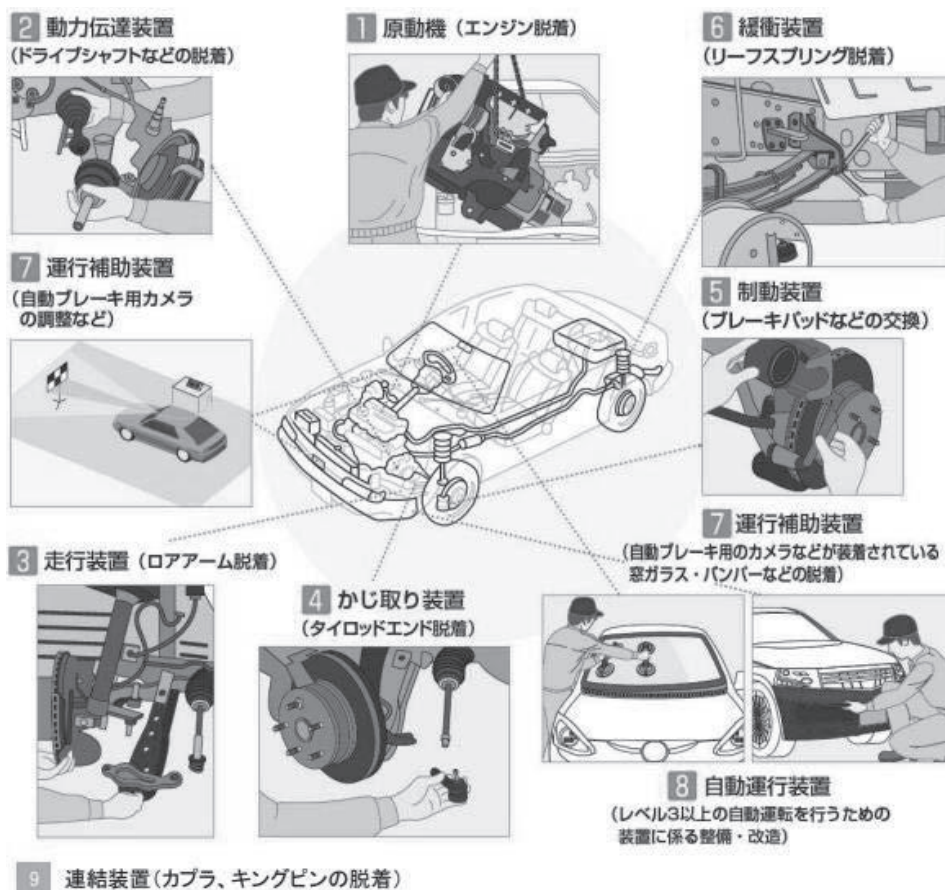
国土交通省自動車交通局整備課整備係

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話 番 号：03-5253-8111（内線42412）

F A X 番 号：03-5253-1639

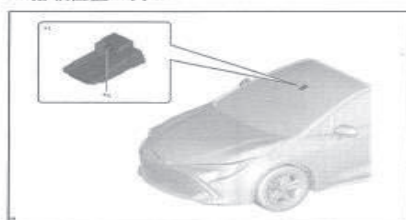
<特定整備の対象装置と作業の範囲に関する（例）>



8 電子制御装置等に関する例

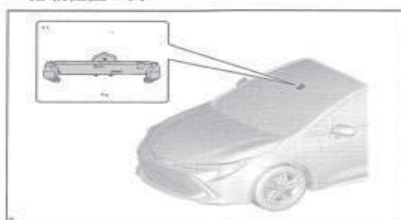
単眼カメラ

<搭載位置の例>



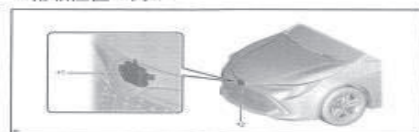
複眼カメラ

<搭載位置の例>



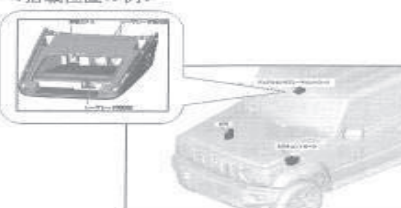
ミリ波レーダー

<搭載位置の例>



赤外線レーザー

<搭載位置の例>



2000Hz	2400Hz	2500Hz	3000Hz	3500Hz	3800Hz	4000Hz
電波	中波	短波	超短波	超短波	マイクロ波	ミリ波
AMラジオ	FMラジオ	放送電波	ETCシステム	ミリ波レーダー		

周波数帯別の波の名称

(2) 特定整備記録簿について

自動車の特定整備を行う事業場は、特定整備記録簿を備え置き、特定整備を実施した際には、整備の概要等必要事項を特定整備記録簿に記載して自動車使用者に対し、その写しを交付するとともに、事業場控を２年間保存することが義務付けられています。

[illegible]

(3) 整備主任者について

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければならない旨が法令に規定されています。

この場合、自動車特定整備事業者は、事業場ごとに特定整備に従事する従業員であって次の資格要件を満足する者のうちから少なくとも一人を選び、当該事業場で実施する特定整備及び特定整備記録簿の記載に関する事項について統括管理をさせなければならない旨が法令に規定されており、この統括管理を行う者を「整備主任者」といいます。

整備主任者の選任資格要件

①「分解整備」を行う事業場

自動車整備士のうち一級又は二級の技能検定に合格した者。（原動機に係る認証を含む場合は二級自動車シャシ整備士を除く。）

②「電子制御装置整備」を行う事業場

自動車整備士のうち一級（二輪を除く）又は一級（二輪に限る）、二級、車体、電気装置の技能検定に合格した者であって、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸支局長が行う講習を修了した者。

③「分解整備」と「電子制御装置整備」の両方を行う事業場

自動車整備士のうち一級（二輪を除く）又は一級（二輪に限る）、二級の技能検定に合格した者であって、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸支局長が行う講習を修了した者。（原動機に係る認証を含む場合は二級自動車シャシ整備士を除く。）

自動車特定整備事業者は、整備主任者の選任及び変更が生じた場合、その変更等があった日から15日以内に運輸支局長に届出をしなければなりません。

また、整備主任者（選任・変更）の届出書（第4号様式）に必要な事項を記入し、届出るとともに、新たに選任する場合は、選任資格要件を確認することができる書面（自動車整備士技能検定合格証書、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習修了証、自動車整備技能者手帳等）の添付が必要です。

届出書式

添付書類（例）

（４）整備主任者が行う統括管理について

道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号の整備主任者が行う統括管理は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備主任者制度等の取扱いについて」（平成10年11月19付け、自技第232号、自整第177号）により、特定整備に関する保安基準適合義務及び特定整備記録簿に関する事項を統括管理するために行う次の業務が例示されています。

整備主任者の主な業務

①特定整備後のできばえ確認

道路運送車両法施行規則第3条（特定整備の定義）に規定する特定整備を行う場合、整備内容の実施状況、保安基準適合性の確認作業

②特定整備の作業管理に関する業務

作業指示、作業割当て、部品調達、作業の進展状況の把握等

③特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

特定整備を行ったときの特定整備記録簿への確実な記載と依頼者（使用者）への写しの交付、2年間の保存がなされていることの管理作業

自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

[国自整第304号 令和4年3月25日]

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下、「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今年度においては、別紙のとおり複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認され、これら事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、以下に留意し確実な整備を徹底していただきますよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いします。

記

1. 自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
2. 作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付けトルク等に基づき確実な整備を実施すること。
3. 特定整備後のできばえ確認を確実に実施すること。

令和3年度における行政処分を伴う整備の瑕疵一覧(抜粋)

	車両 タイプ	発生 時期	概 要	整備瑕疵の原因
1	乗用	R3.5	ブレーキの修理依頼によりABSアクチュエーターを交換して納車後に、顧客より走行中にブレーキが効かなくなったとの連絡があり確認したところ、ブレーキパイプのフレアナット部よりフルード漏れが確認された。	作業員が作業要領書に基づかず、ブレーキパイプのフレアナットをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。他者による中間の確認時においてもトルクレンチを使用せずに締付状況を確認した。
2	大型 トラック	R3.5	車検整備し納車後、顧客が高速道路を走行中にエンジン回転数が急上昇したことから車両を路肩に停車させようとしたところ、左後輪がアクスルシャフトとともに脱落し、隣車線を走行していた車両に衝突した。	車検整備時において、整備作業に不慣れた作業員が整備作業を実施した際に、ハブ・ロックボルトをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。
3	トラック	R3.8	車検整備し納車後、顧客より走行中に異音が生じたとの連絡があり確認したところ、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーの締付ボルト4本のうち3本が脱落し、プロペラシャフトが暴れ他部品と干渉していた。	クラッチのオーバーホール作業のため、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーを脱着した際の取付けボルト締付不良があった。
4	乗用車	R3.11	車検整備し納車後、顧客よりブレーキに違和感があるとの連絡あり確認したところ、ブレーキホースが損傷していた。	ブレーキキャリパーを点検のため脱着した際に、ブレーキホースを捻じれた状態で取付したことにより、車両振動によりドラワイブシャフトブーツとブレーキホースが干渉しホースが損傷した。

2. 自動車整備事業に関する Q&A

I. 点検整備関係

Q 1：特定整備とは何ですか。

A 1：従来までの「分解整備」と令和2年4月の法改正に伴い追加された「電子制御装置整備」を総称した整備を「特定整備」といいます。

なお、「特定整備」を行った場合は、特定整備記録簿を作成し、その写しを使用者に交付する必要があります。

- ・分解整備：原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置、連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造
- ・電子制御装置整備：運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造、自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

自動車特定整備制度の概要は、以下の国土交通省ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr_9_000016.html

Q 2：特定整備について、電子制御装置整備対象外の車両に衝突被害軽減ブレーキ等、電子制御装置対象の車両と同じ装置が装備されている場合、特定整備記録簿の発行は必要ですか。

A 2：必要ありません。

Q 3：整備主任者が行う業務とは何ですか。

A 3：「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備主任者制度等の取扱いについて」（平成10年11月19日付け自技第232号、自整第177号）に以下の業務が例示されています。

特定整備を行う場合の整備主任者の保安基準適合義務及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために行う業務の例は以下のとおりとする。

- (1) 特定整備後のできばえ確認業務
- (2) 特定整備の作業管理に関する業務
- (3) 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※ 特定整備記録簿は2年間の保存義務があります。

Q 4：OBD点検について、16ピン（OBDⅡ）以前の車両を点検するにあたり、イグニッションONでエンジンチェックランプ等の点灯を確認し、エンジン始動後にエンジンチェックランプ等異常を示すランプが点灯していなければ、点検整備記録簿の「OBD診断の結果」欄には点検良好「レ」としてよいのでしょうか。

A 4：問題ありません。

Q 5：マイクロバスを改造した「車いす移動車」（８ナンバー）は、「普通自動車（小型）」の対象で整備することはできますか。

A 5：乗車定員が10人以下、車両総重量８トン未満であれば整備は可能です。

ただし、屋内作業場に入庫してリフトアップ等が可能な場合であって、指定整備を行う場合は、自動車検査用機器の軸重等能力を超えないこと。

Q 6：「小型四輪自動車」の対象で最大積載量３トンの小型貨物（４ナンバー）のトラックは整備することはできますか。

A 6：小型貨物自動車（４ナンバー）であれば、最大積載量が２トンを超えても整備は可能です。

ただし、屋内作業場に入庫してリフトアップ等が可能な場合であって、指定整備を行う場合は、自動車検査用機器の軸重等能力を超えないこと。

Q 7：トラック荷台の床板が木製から鉄製に変更されている場合は、構造等変更手続きが必要ですか。

A 7：普通自動車にあつては±100kg、小型自動車にあつては±50kgを超えて車両重量が変わる場合は、自動車検査証記録事項変更（積載量の減トン等が発生する場合は構造等変更検査）の手続きが必要となります。

Q 8：使用過程にある軽自動車に指定部品のラダーやグリルガード、エアロパーツ等を取り付ける場合、軽自動車の規格寸法である全長3.4m、全幅1.48m、全高2.0mを超える際は、構造等変更検査の手続きが必要ですか。

A 8：指定部品であつて、恒久的取付方法以外での装着であれば、軽自動車であっても構造等変更検査の手続きは不要です。

Ⅱ．研修関係

Q 1：自動車検査員研修の受講対象者を教えてください。

A 1：指定工場で選任されている自動車検査員が対象です。

また、教習修了者であつて３年以上連続して自動車検査員として選任されていなかった期間がある者を選任する場合は、選任する直近に開催される自動車検査員研修を受講していることが必要です。

Q 2：整備主任者が受講対象である研修について教えてください。

A 2：既に選任されている整備主任者対象

事業場で選任している整備主任者全員に受講させる「法令研修」と整備主任者1名以上に受講させる「技術研修」があります。ただし、自動車検査員と整備主任者どちらにも選任されていて自動車検査員研修を受講した場合は、「整備主任者法令研修」を受講したものとみなされます。

整備主任者として選任予定者対象

電子制御装置整備の認証を取得する又は既に取得している事業場において、一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士を整備主任者として選任しようとする場合は、あらかじめ電子制御装置整備の「整備主任者等資格取得講習」を受講し、修了する必要があります。

参 考

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」（国自整第353号令和2年4月1日）抜粋別添4 整備主任者研修実施要領

1 法令研修

(8) 研修の実施方法

ア 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。

イ 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

Q 3：他の運輸局で自動車検査員の教習を修了したのですが、関東運輸局管内で自動車検査員に選任することはできますか。

A 3：関東運輸局長以外の運輸局長の教習を修了した者は、当該運輸局長の教習を修了した修了証書の写し又は、修了した旨の証明書の写しを添付すれば選任することができます。ただし、次に該当する場合は選任できません。

- ①自動車検査員として3年以上選任されていなかった者で、直近の自動車検査員研修を受講していない者
- ②自動車検査員を解任され、2年を経過していない者
- ③自動車検査員再教習受講対象者であって、再教習を修了していない者

Ⅲ. その他

Q 1：自動車特定整備事業に関する変更事項が生じた場合に必要な届出を教えてください。

A 1：以下の内容に変更が生じた場合は30日以内に変更の届出が必要です。

- ①事業者の氏名又は名称及び住所（法第81条）
 - ・法人にあつては商号変更、本社移転
 - ・個人事業主にあつては事業者の氏名及び住所
- ②法人にあつてはその役員の氏名（法第81条）
 - ・代表取締役、取締役、監査役の登記している役員が該当します
- ③事業場の所在地（法第81条）
- ④屋内作業場、もしくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さ（施行規則第58条）
- ⑤事業の廃止（法第81条）
- ⑥事業の相続、合併及び分割（法第82条）
- ⑦事業の譲渡（法第83条）

Q 2：事業者、事業場の名称、住所、所在地等を変更した際、運輸支局等への届出の他に必要な手続き等がありますか。

A 2：以下の制度、システム等で利用しているものについては、所定の手続きが必要となる場合がありますので、所属の自動車整備振興会等関係先へご確認ください。

- ・ O B D 検査システム
- ・ 放置違反金滞納車 F A X 照会システム
- ・ F A I N E S（ファイネス）
- ・ E T C セットアップ
- ・ 自動車リサイクル関係（自動車引取業・フロン回収業）
- ・ 回送運行許可
- ・ 有償運送許可
- ・ 所属の自動車整備振興会、自動車整備商工組合

3. 第3回 OBD モニタリング会合より資料抜粋（令和7年6月25日開催）

- ・ OBD 検査の運用状況
- ・ スピードメーター検査時の留意点
- ・ 令和6年度補正予算スキャンツール補助金について

資料4

OBD検査の運用状況

資料の説明

1. 用語の定義

「OBD検査」	特定DTC照会アプリの「OBD検査モード」による判定。「OBD確認モード」による判定は含まない。
「検査台数」	OBD検査を実施して、OBD検査用サーバにて合否判定を実施した台数。同一車両に複数回実施した場合であっても、1台としてカウントする。
「不適合なし」	OBD検査の結果、不適合判定がなかったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、1回も不適合判定がなかったものの台数。（「※例」参照。）
「不適合あり」	OBD検査の結果、不適合判定があったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、最終の合否に関わらず1回でも不適合判定があったものの台数。（「※例」参照。）
「排出ガス系不適合」	OBD検査不適合のうち、道路運送車両法第41条第1項第12号の発散防止装置（排ガス系）に関するもの。 電圧不足 : OBDが正常に機能するために十分な電圧が確保されていない 警告灯信号 : 警告灯を点灯させる信号が出力されている レディネスなし : レディネスコードが1つも記録されていない 通信不成立 : 発散防止装置のECUとの通信が不成立 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている
「安全系不適合」	OBD検査不適合のうち、排ガス系不適合以外のもの。 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている

※例：同一車両で複数回OBD検査を実施した場合

適合 → (整備)	→ 適合	...	「検査台数」×1台	「不適合なし」×1台
不適合 → (整備)	→ 不適合	→ (整備)	→ 適合	「検査台数」×1台
不適合 → (整備)	→ 不適合	→ (整備)	→ 不適合	「検査台数」×1台

2. データ収集の対象

- (1) (独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会
- ... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」を集計
- (2) 指定自動車整備工場（指定工場）
- ... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」及び「不適合要因」を集計

OBD検査の対象型式、対象台数、検査台数

1. OBD検査対象型式

1,023型式（5月末時点） 詳細は【参考資料1】参照

2. OBD検査対象台数

約456万台（5月末時点）
（内訳）登録自動車：3,189,453台、軽自動車：1,371,038台

3. OBD検査実績

184,065台（令和6年10月1日～令和7年5月31日）

検査実施主体	検査台数		不適合あり率 (%)
	計	不適合なし 不適合あり	
指定自動車整備工場	152,412	145,095 7,317	4.8
(独)自動車技術総合機構	9,870	8,666 1,204	12.2
軽自動車検査協会	21,783	21,196 587	2.7
計	184,065	174,957 9,108	4.9

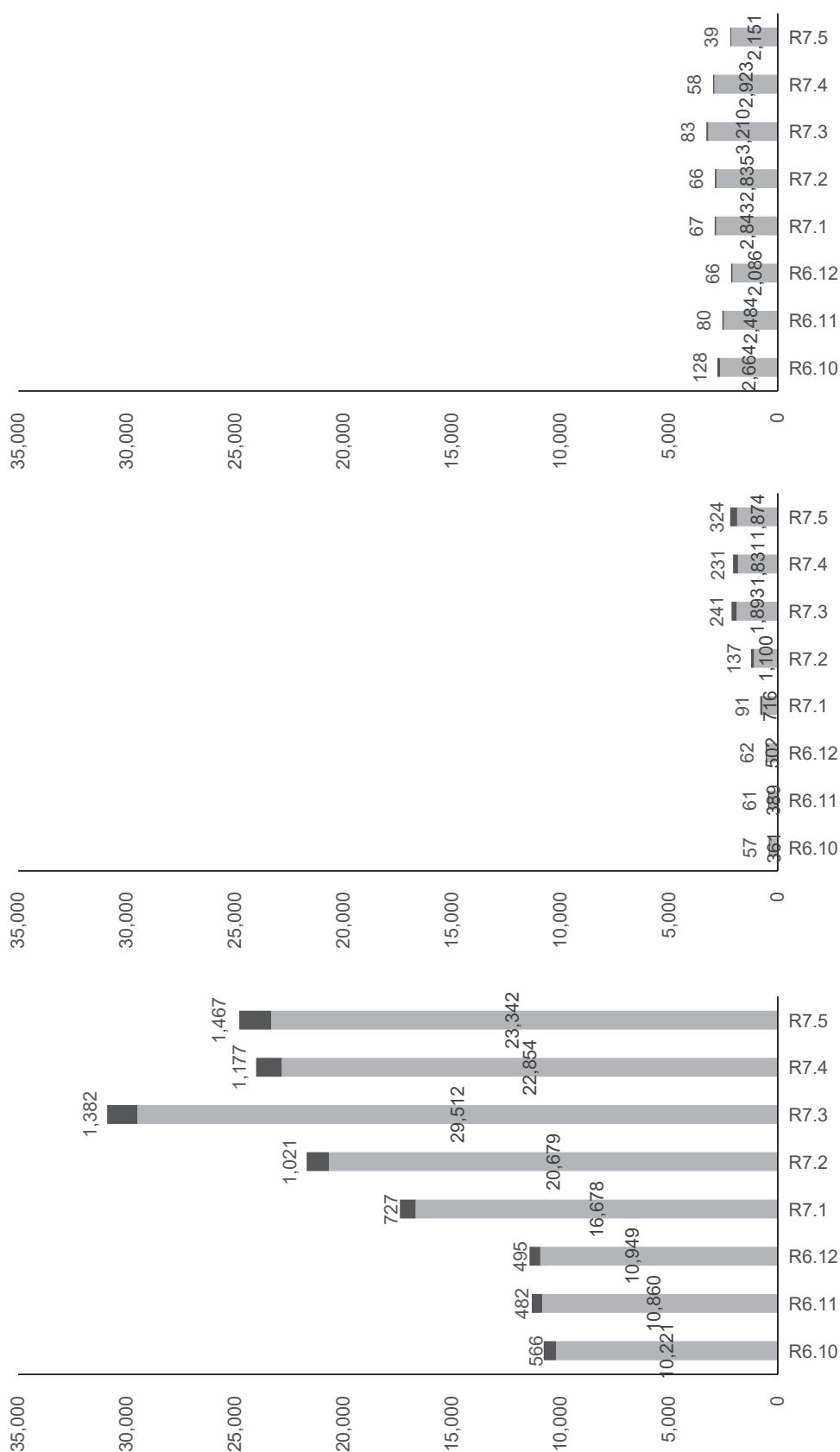
OBD検査台数の推移(月間)

■ 不適合なし ■ 不適合あり

指定自動車整備工場

(独)自動車技術総合機構

軽自動車検査協会



指定自動車整備工場における主な不適合要因

不適合台数と割合

	R6.10.1 ~ R6.12.31	R7.1.1 ~ R7.3.31	R7.4.1 ~ R7.5.31
排出ガス系不適合			
電圧不足	72 (0.2%)	110 (0.2%)	83 (0.2%)
警告灯信号	9 (0.0%)	10 (0.0%)	9 (0.0%)
レディネスコードなし	613 (1.8%)	1,068 (1.5%)	649 (1.3%)
通信不成立	535 (1.6%)	660 (0.9%)	496 (1.0%)
特定DTC	10 (0.0%)	10 (0.0%)	9 (0.0%)
安全系不適合			
特定DTC	537 (1.6%)	2,184 (3.1%)	1,901 (3.9%)

注1 各期間における累積値である。また、括弧内は各期間のOBD実施検査台数に占める各不適合要因の割合を示す。
注2 整備工場のOBD検査結果は「OBD検査結果参照システム」のためのデータベースを使用し不適合要因を集計可能である一方、(独)自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会のOBD検査結果は、これに存在しないため、現状、同様の集計はできない。
注3 同一の車両で複数の不適合箇所があったものは、それぞれ「台とカウントしているため」、「3. OBD検査実績」の「不適合あり」の台数とは一致しない。

(補足)

- 排出ガス系の不適合要因のうち「警告灯信号」及び「特定DTC」以外のものはOBD検査の準備が適切に整っていなかったことが原因であった可能性がある。(即ち、正しい方法で再実施した場合には適合したものと考えられる)
 - 電圧不足 バッテリー機能が低下した状態で、エンジンを始動せず実施した可能性など
 - レディネスコードなし DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施した可能性など
 - 通信不成立 VCIの差し込み不足又はECUの電源異常の可能性など
- 安全系の不適合については、整備の過程において記録された特定DTCが、整備後に消去されないまま検出された可能性がある。

モニタリングの評価（令和6年10月1日～令和7年5月31日）

（総論） 引き続き、重大な問題は発生しておらず、順調に運用されている。

OBD検査台数

- 令和7年2月以降、OBD検査実施台数は大きく増加（対象型式の増、年度末の受検台数増）。
- 累計では、引き続き、登録車より軽自動車が多いが、登録車の方が台数の伸びが大きい。
（参考：検査実施台数（括弧内は2月以降の台数） 登録車 8.9万台（5.8万台）、軽自動車 9.5万台（4.2万台））

不適合

- 令和7年4月1日～5月31日のOBD検査「不適合あり」の台数の割合は5.7%であった。
（参考：令和7年1月1日～3月31日 4.6%）
- 排出ガス系の不適合は、「レディネスコードなし」（2,330台）、「通信不成立」（1,691台）が散見されるが、OBD検査台数に対する割合は1%程度であり、不適合割合は減少傾向となっている。
 - ・ 「レディネスコードなし」の推定原因としては、DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施したことが考えられる。
 - レディネスコードの記録に所定の時間がかかる車種について、自動車メーカーより周知済み。
 - ・ 「通信不成立」の推定原因としては、検査準備のミス（VCIの差し込みが不十分、原動機を始動していない等）、車両情報の誤入力（燃料の種類を誤入力（例：EVを誤って「ガソリン」と入力）等）が考えられる。
- 安全系の不適合（4,622台）は、①カメラ、ミリ波レーダーの故障等、②センサ・システムの通信途絶等を中心に検出されており、OBD検査台数に対する割合が増加している。
 - ・ 多くのセンサ・システムを搭載する登録車の増加に伴って、安全系の特定DTCの検出割合が増加していると考えられる。
 - ・ 一車両において、複数の特定DTCが検出されるケースが多いが、単一箇所の故障に起因して関連する特定DTCが検出されたものと考えられる。

資料3-2

スピードメーター検査時の留意点

スピードメーター検査時の留意点

(1) ご指摘事象の概要

OBD検査対象車に関わらず、トラクションコントロール(TRC)機能等の搭載車両において、ドラムテスター等を用いてスピードメーター検査をする際、下記事象が発生する可能性がある

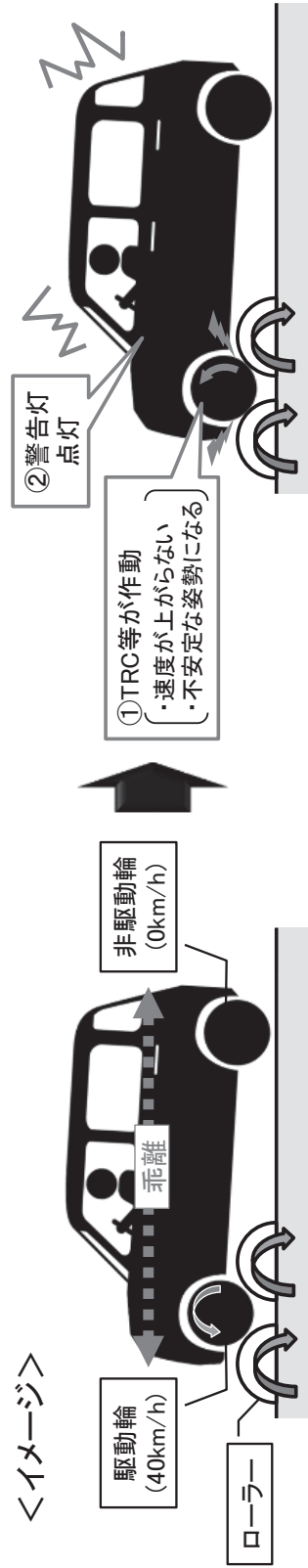
・ 車両安全性を確保するための機能(トラクションコントロール等)が作動

車輪速系のセンサ出力に乖離が発生することで、低 μ 路走行時等と似た状況となりアクセル開度に対して駆動力を抑制する制御を行う可能性がある

・ DTCが入力し警告灯が点灯

※ 実際に発生する事象や警告灯点灯・消灯(DTC入力・消去)の条件は、車両で異なるため上記はあくまで一例

<イメージ>



- ・ドラムテスター上でのTRC機能等の不要作動は、運転者の意図せぬ挙動となるため、OBD検査への影響以前に、検査が“安全”に“正しく”実施できない可能性がある
- ・上記を防ぐために、検査前に各メーカーが案内する不要作動をさせない設定が必要

スピードメーター検査時の留意点

(2)ドラムテスター使用時に必要な設定(R7年6月時点)

メーカーが案内する主な設定は下表にて。詳細は整備マニュアルや取扱説明書等をご確認
【前提条件】対象車：OBD検査対象 & 用品等の装着無し、対象作業：ドラムテスターを使用したスピードメーター検査作業

メーカー	①必要な設定(主な例) ※詳細方法は、車種毎で異なるため 整備マニュアルや取説等をご確認下さい	②①が未設定の場合のリスク		
		作業安全性等の 低下の可能性	DTC入力 の可能性	特定DTCの可能性
スズキ	ESP [®] OFF スイッチの長押し	あり	あり	あり
SUBARU	プリクラッシュブレーキOFFスイッチの長押し 又はインフレーションディスプレイでOFF設定	あり	あり	あり
ダイハツ	VSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
トヨタ	整備モードへの移行 又はVSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
日産	整備モードへの移行	あり	あり	あり
ホンダ	VSAメンテナンスモードへの移行 又はVSA OFFスイッチ長押し	あり	あり	あり
マツダ	TCS(DSC) OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱	ASC OFFスイッチを押す	あり	あり	あり
いすゞ	ASR OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
日野	VSC/ASRオフスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱ふそう	ローラーテスターモードへの移行 又はESP/ASRカットスイッチを押す	あり	あり	あり
UDトラックス	ローラーベンチモードへの移行	あり	あり	あり

【補足】

①が未設定時の
DTC入力までの
時間や確率は、
車両により異なる
(DTCの入力条件
が異なるため)

スピードメーター検査時の留意点

(3) 警告灯点灯(DTC入力)時のご対応

万が一、検査時に警告灯が点灯した場合は、その原因が「検査作業によるもの」か、または「実際に車両が故障しているのか」を確実に確認し、整備マニュアル等に記載の修理方法に従ってご対応下さい（該当部位の整備 or スキャンツール等によるDTC消去作業 等）

- ・ドラムテスター使用時は、本資料の設定対応等が必要なため、安全で確実な作業を実施いただくためにご対応願います
- ・また本件以外にも、作業上の注意点等は整備マニュアルや取扱説明書にも記載しているため、特に初めて取り扱う車両や初めて行う作業に対しては、必要に応じてご確認ください

令和6年度補正予算スキャンツール補助金について

資料8

○ スキャンツールを導入する整備工場に対して、経費の1／3を補助(上限15万円)

対象事業者:

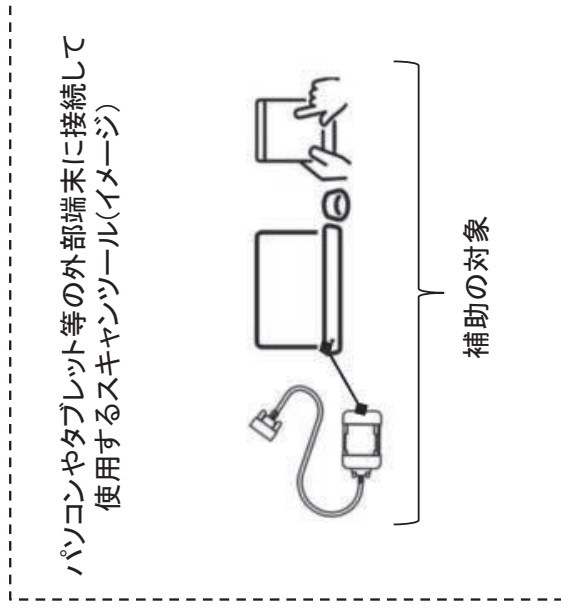
自動車特定整備事業者等

補助内容:

令和6年4月以降に購入されたスキャンツール(※)の
購入経費の一部を補助

- 補助率: 1／3以内
- 上限額: 1事業場当たり15万円

※ パソコンやタブレット等の外部端末に接続して使用するスキャンツールの場合、
当該外部端末も補助の対象。ただし、令和6年度スキャンツール補助事業に
おいて既に補助を受けた機器は対象外。



申請期間: 令和7年3月31日 ~ 令和8年1月30日(先着順)

お問い合わせ先: TOPPAN株式会社(補助事務執行団体)

ホームページ: <https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

(ページ下部へスライドください)

コールセンター: 03-4446-4346 (9時~18時(平日のみ))



こちら

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

資料8別紙1

令和7年3月24日
物流・自動車局
自動車整備課

令和6年度補正予算スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和7年3月31日（月）10:00 ～ 令和8年1月30日（金）17:00（先着順※1）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者※2

※2 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

（1）一定の要件を満たすスキャンツール（構成品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）

（2）スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注）令和6年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、下記のHP開設後に補助事業の事務を行う「TOPPAN株式会社」へご相談ください。

TOPPAN株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<http://hogo-zoushin-r6h.jp/>

注）公募の受付は令和7年3月31日10時より開始します。

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせ致します。

【問い合わせ先】

（注：申請に関するお問い合わせは、補助事務執行団体のHPに掲載されているコールセンターをご利用下さい。）

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 田村、山口

TEL：03-5253-8111（代表）（内線：42415）

資料8別紙2

スキャンツール 補助金

先着順 最大16万円

設備費:15万円 研修費:1万円 1事業場あたり上限16万円

予算がなくなり次第終了

> 交付申請受付期間

令和7年3月31日(月)10:00~令和8年1月30日(金)17:00

> 補助対象

令和6年4月1日以降に購入し、かつ、補助対象機器一覧に記載があるもの※

※スキャンツールのために使用することを目的とした情報端末(PC・タブレット)を含む

> 備考

「令和6年度スキャンツール補助金」の交付を受けた事業者であっても、交付をうけたものとは異なる機器であれば、補助の対象となります。

詳細はこちらの二次元コードを読み込んでご確認ください



<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

電話によるお問い合わせ先はこちら

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

☎ **03-4446-4346**

受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

交付申請受付中



国土交通省

本補助金事業は、国土交通省が採択及び監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

4. 代行車検等に関する一般のユーザーに対する実態調査結果について

自動車ユーザーにおける代行車検等に関する意識調査結果について

2025年6月

【調査・分析の目的】

自動車整備事業における法定点検の現状を一般の自動車ユーザーがどのように捉えているのか、また、法定点検未実施であるユーザーの傾向を把握することで、今後の認証・指定整備工場での車検サービス改善策とマーケティング施策に活かすことを目的にアンケートを実施した。

【調査対象者】

事前のスクリーニング調査で以下を質問し、日頃から自動車を利用し車検や定期点検整備になにかしら責任のある立場を自覚している事が想定される一般ユーザーを抽出し、本調査アンケート

の質問を実施した。

スクリーニング調査内容 19,104 件の応募

- ・性別 ・年齢 ・居住地域(都道府県) ・普通自動車運転免許の所持
- ・マイカーの所持 ・運転頻度 ・車検を実施経験

その後実施した本調査アンケートの回答者は 1,002 件

そのうち 61 件は検査標章の撮影において、以下の不具合等があったことから有効回答から除外した。

- ・検査標章の表面を撮影した
- ・誤って点検整備済みステッカーを撮影した
- ・車検切れの車両の検査標章であった

結果として有効回答は 941 件となった。

これを母数として以下アンケート内容を集計した。

調査内容
【性別・年代の比較分析】
【地域と性別、年代と運転頻度の比較分析(全都道府県)】
【車検の依頼先】
【代行車検での点検整備の認識】
【代行車検でのトラブル】
【車検を依頼した理由】
【車検依頼時に重視する事】
【車検依頼先整備工場の情報入手について】
【代行業者へのイメージ】
【代行業者と認証工場の違いの認識】
【代行業者への不安点】
【車検時に依頼したい整備とサービス】
【車検時に求めるサービス・説明】

【調査期間】

スクリーニング調査:令和7年2月7日～2月10日

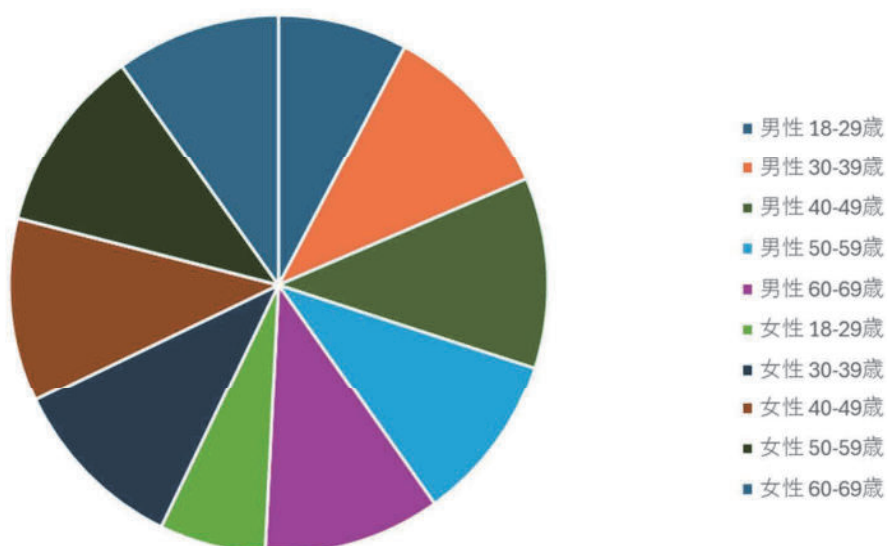
本 調 査:令和7年2月14日～2月27 日

■調査対象回答者の性別と年代

スクリーニング調査で選別され、本調査の対象となった回答者が投稿した検査標章画像の中に、前述のとおり不具合等があったことから除外した結果、有効回答数が下表のように 941 件となった。

性別	年代	合計	割合
男性	全年齢	478	50.80%
男性	2.18-29歳	73	7.76%
男性	3.30-39歳	102	10.84%
男性	4.40-49歳	107	11.37%
男性	5.50-59歳	96	10.20%
男性	6.60-69歳	100	10.63%
女性	全年齢	463	49.20%
女性	2.18-29歳	60	6.38%
女性	3.30-39歳	101	10.73%
女性	4.40-49歳	104	11.05%
女性	5.50-59歳	105	11.16%
女性	6.60-69歳	93	9.88%
総計		941	100%

調査対象回答者の性別と年代

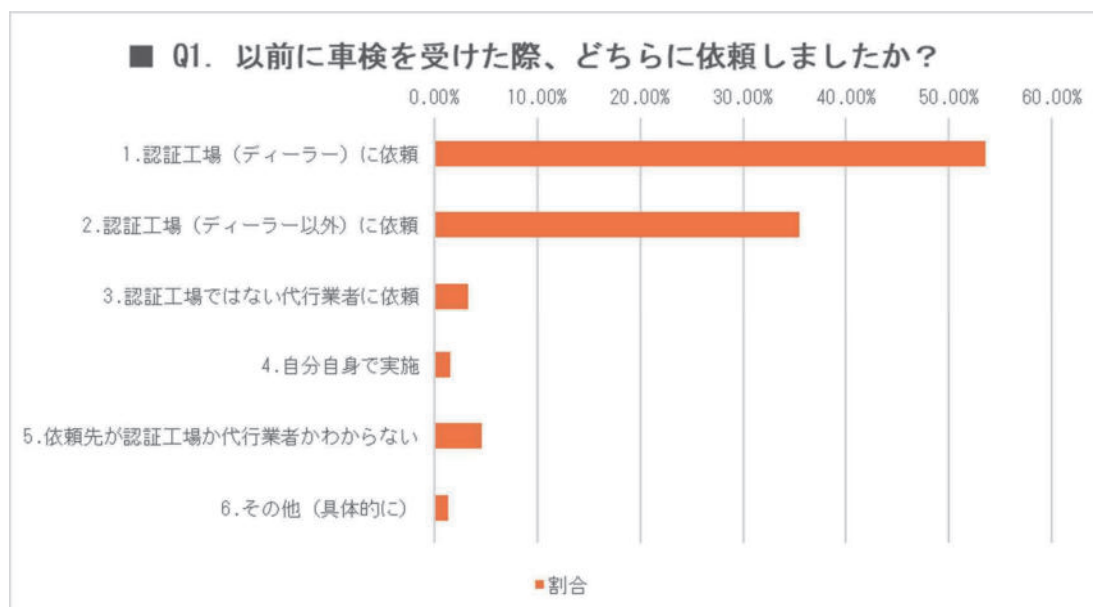


■Q1. 以前に車検を受けた際、どちらに依頼しましたか？

車検の依頼先	合計	割合
1.認証工場（ディーラー）に依頼	504	53.56%
2.認証工場（ディーラー以外）に依頼	334	35.49%
3.認証工場ではない代行業者に依頼	31	3.29%
4.自分自身で実施	15	1.59%
5.依頼先が認証工場か代行業者かわからない	44	4.68%
6.その他（具体的に）	13	1.38%
総計	941	100%

※「6.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった。

- ・ガソリンスタンド
- ・知り合いの車屋
- ・友人の知り合い



検査標章画像に「法定点検未実施（車検時）」の記載があった件数	合計
1.認証工場（ディーラー）に依頼	3
2.認証工場（ディーラー以外）に依頼	1
3.認証工場ではない代行業者に依頼	1
4.自分自身で実施	4
5.依頼先が認証工場か代行業者かわからない	0
6.その他（具体的に）	1
総計	10

なお、調査時に収集した検査標章画像に、「法定点検未実施（車検時）」の記載があったものが10件あり、そのうち、「1.認証工場（ディーラー）に依頼」「2.認証工場（ディーラー以外）に依頼」と回答したものが4件あったことから、真偽を確認することは出来ないが、認証工場に依頼したつもりが代行業者に依頼していた可能性や車検後に点検を実施した可能性がある。

■Q2. 代行業者における車検は、自動車を点検し、必要に応じて実施する整備が行われていない可能性があることを知っていましたか？

代行業者における車検時の点検整備の実情	合計	割合
1.はい	16	34.78%
2.いいえ	30	65.22%
総計	46	100%

※Q1 の回答で「3.認証工場ではない代行業者に依頼」、「4.自分自身で実施」を選択した回答者のみへの質問

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・回答者 46 人中、「1.はい」を選択した 16 人(約 35%)は、代行業者では定期点検整備が行われない可能性があるということを自覚していると予想される。
- ・一方で、「2.いいえ」を選択した自動車ユーザー30 人(約 65%)は、代行業者では定期点検整備が行われない可能性がある事を自覚していないと予想されるため、これらのユーザーに対する啓蒙、周知を含めた更なる告知広報等の活動が望まれる。

■Q3. 代行業者に車検を依頼した結果、トラブルに発展したことがありますか？

代行業者に車検を依頼した結果、トラブルに発展したことがありますか？	合計	割合
1.車検後すぐに自動車の不具合が発生した	0	0%
2.代行業者では車検が完了せず、別の整備工場（認証工場）に改めて依頼した	0	0%
3.見積もりをとったが、想定していた以上に高額料金となった	1	3.23%
4.その他	1	3.23%
5.トラブルになったことはない	29	93.55%
総計	31	100%

※Q1 の回答で「3.認証工場ではない代行業者に依頼」を選択した回答者のみへの質問。

※「4.その他」の意見については、以下のとおりであった。

- ・エアコンのフィルターを紛失された

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・アンケート全件数からするとトラブルがあったとする 2 件は、ごく僅かであるものの、有効回答者数 31 件の中の 2 件と考えると 6.45%となる。

■Q4. Q1 で回答した方法で車検を依頼した主な理由は何ですか？

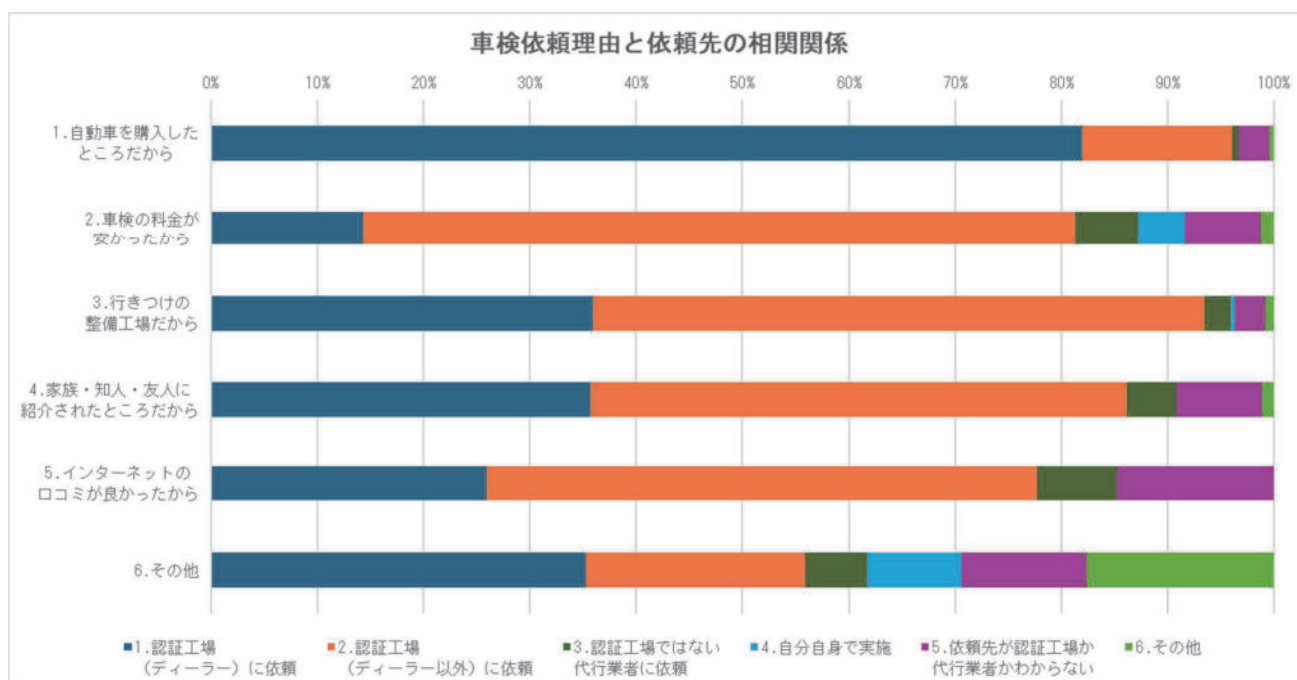
前問で回答した方法で車検を依頼した主な理由は何ですか？	合計	割合
1.自動車を購入したところだから	510	44.19%
2.車検の料金が安かったから	251	21.75%
3.行きつけの整備工場だから	245	21.23%
4.家族・知人・友人に紹介されたところだから	87	7.54%
5.インターネットの口コミが良かったから	27	2.34%
6.その他（具体的に）	34	2.95%
総計	1,154	100%

※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「6.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった

- ・ポイント(楽天)が付くことが魅力的だった
- ・ディーラーが安心だから
- ・近くだから
- ・車検費用を節約したいから
- ・友人、知人、親族が務めているから





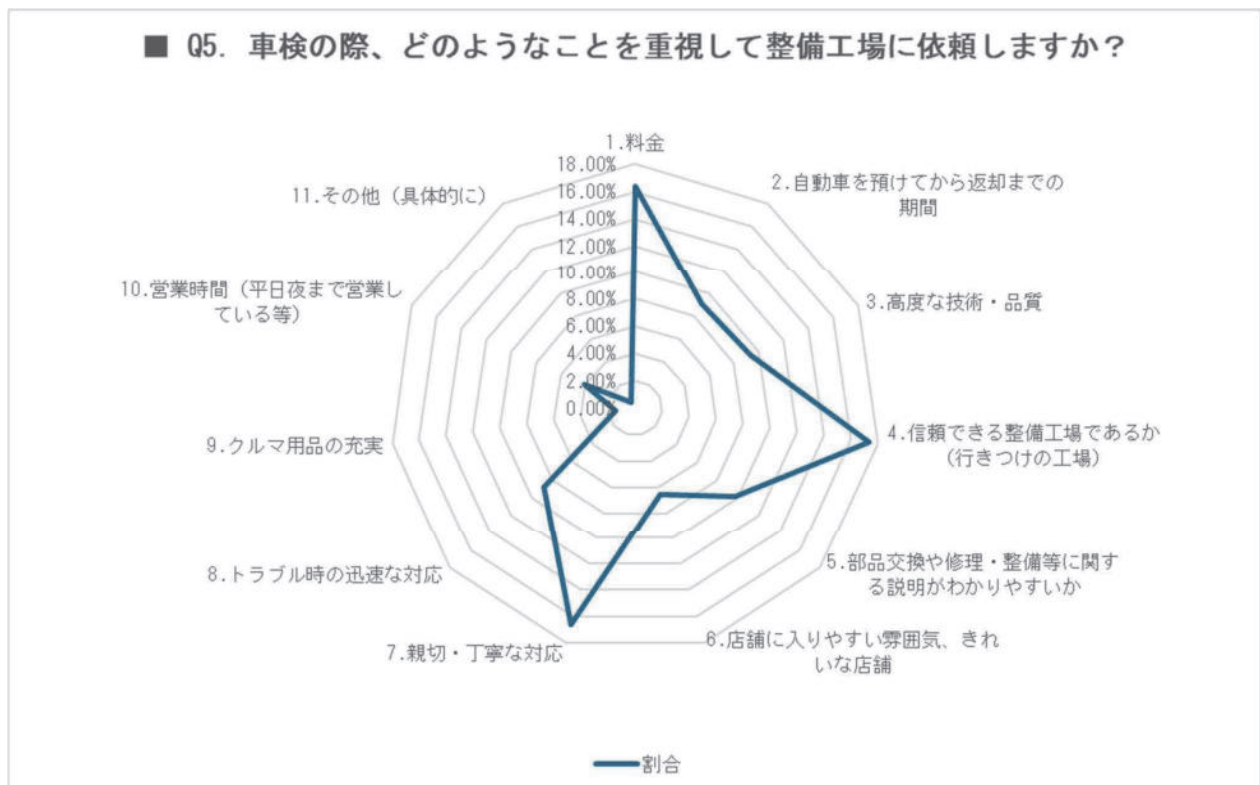
■Q5. 車検の際、どのようなことを重視して整備工場に依頼しますか？

車検の際重視して整備工場に依頼する点	合計	割合
1.料金	472	16.35%
2.自動車を預けてから返却までの期間	262	9.08%
3.高度な技術・品質	270	9.36%
4.信頼できる整備工場であるか（行きつけの工場）	502	17.39%
5.部品交換や修理・整備等に関する説明がわかりやすいか	282	9.77%
6.店舗に入りやすい雰囲気、きれいな店舗	188	6.51%
7.親切・丁寧な対応	480	16.63%
8.トラブル時の迅速な対応	254	8.80%
9.クルマ用品の充実	42	1.46%
10.営業時間（平日夜まで営業している等）	118	4.09%
11.その他（具体的に）	16	0.55%
総計	2,886	100%

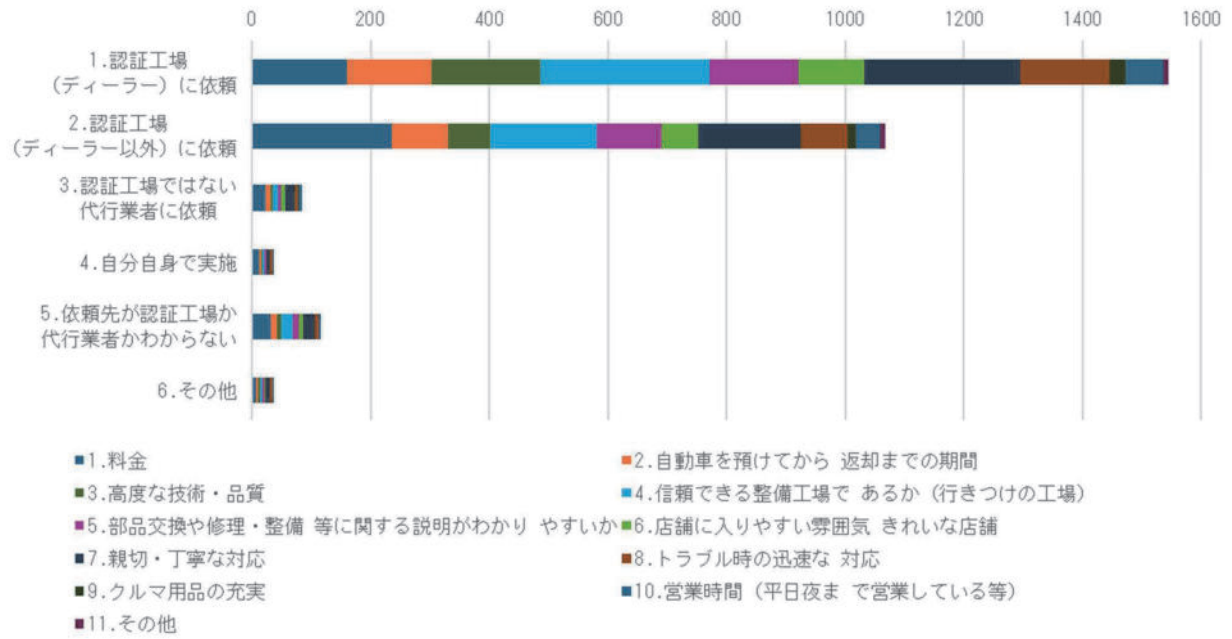
※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「11.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった

- ・自宅近くであること
- ・ポイントが付く
- ・車検付きメンテパックに入っている
- ・代車があるかどうか
- ・手軽さ



車検依頼時に重視する点の割合



■Q6. 車検に関する料金や内容、依頼先の整備工場の情報はどこから得ていますか？

車検に関する情報入手先	合計	割合
1.認証工場（ディーラー）	485	38.01%
2.認証工場（ディーラー以外）	220	17.24%
3.インターネット	297	23.28%
4.自動車関連の雑誌等	25	1.96%
5.家族・知人・友人	239	18.73%
6.その他（具体的に）	10	0.78%
総計	1,276	100%

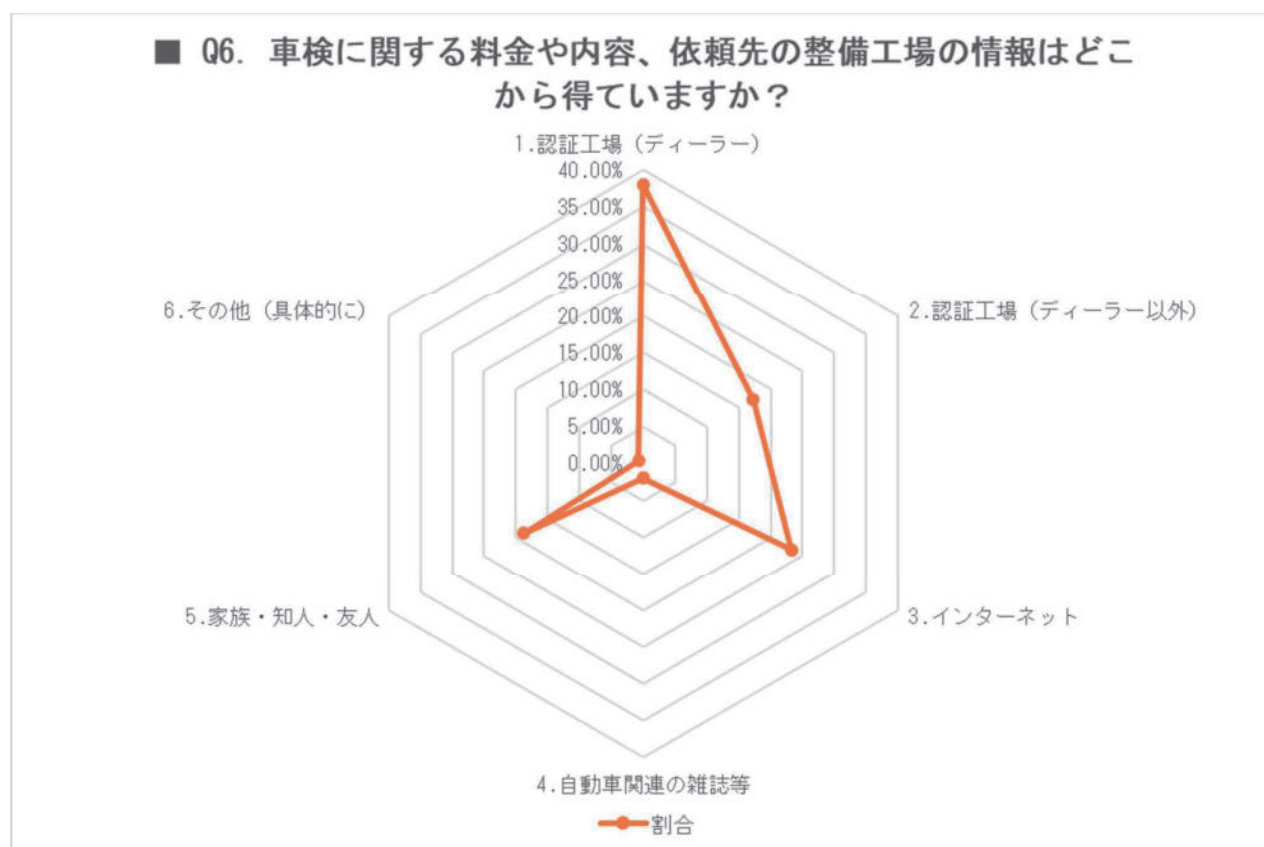
※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「6.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった

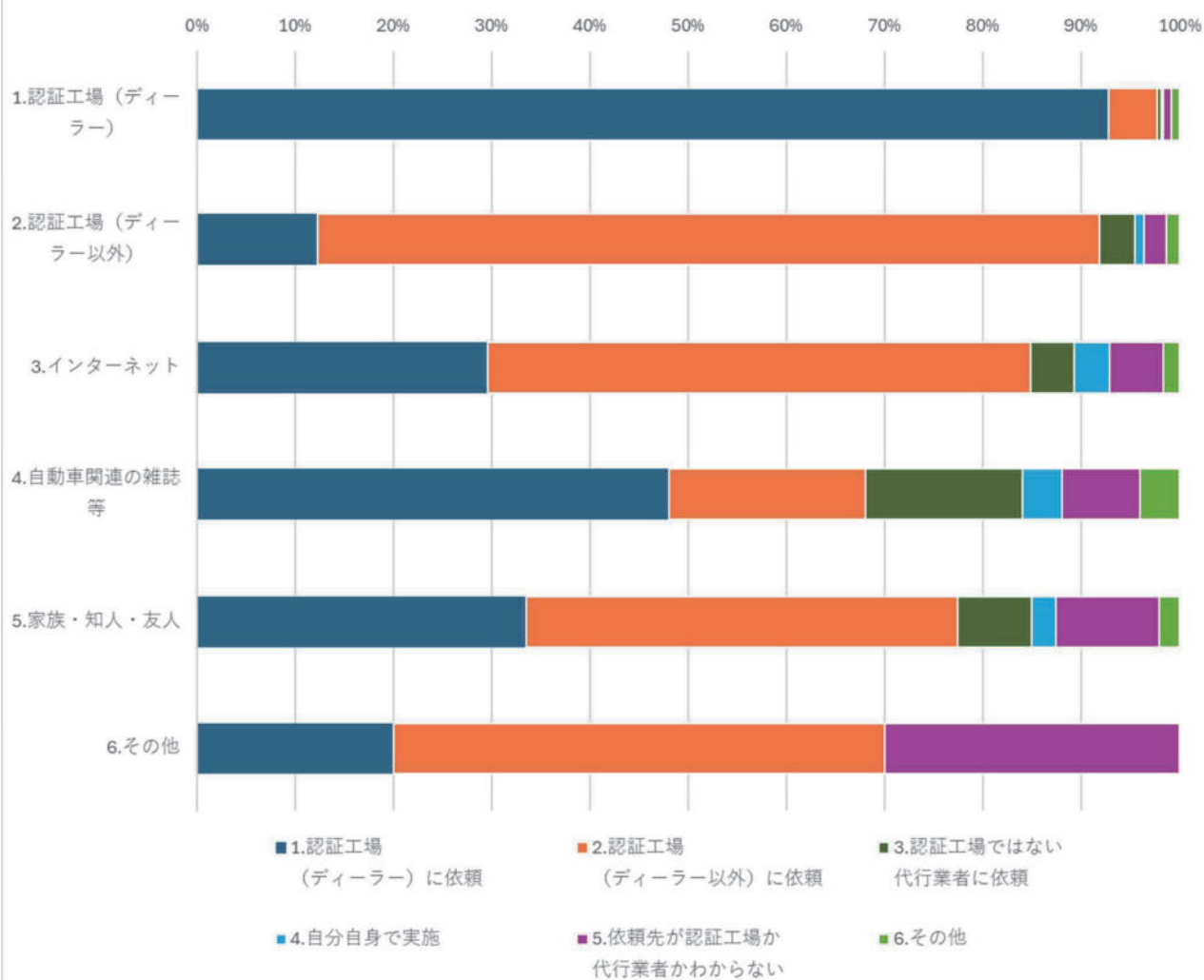
- ・チラシ、広告、看板
- ・整備工場から見積りして貰って、それを見て検討している

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・インターネットで情報を得ているユーザーが 2 割を超えていることから、定期点検の重要性に関する資料等について、ネット上での周知を行うとともに、フロント業務での積極的なアプローチを行うことに大きな意義がある。



車検依頼先と車検情報入手先の相関関係



■Q7. 代行業者による車検について、どのようなイメージを持っていますか？

代行業者のイメージ	合計	割合
1.費用が抑えられる	455	34.95%
2.依頼しやすい	197	15.13%
3.信頼性が高い	157	12.06%
4.費用が掛かる	103	7.91%
5.依頼しにくい	130	9.98%
6.信頼性が低い	227	17.43%
7.その他（具体的に）	33	2.53%
総計	1,302	100%

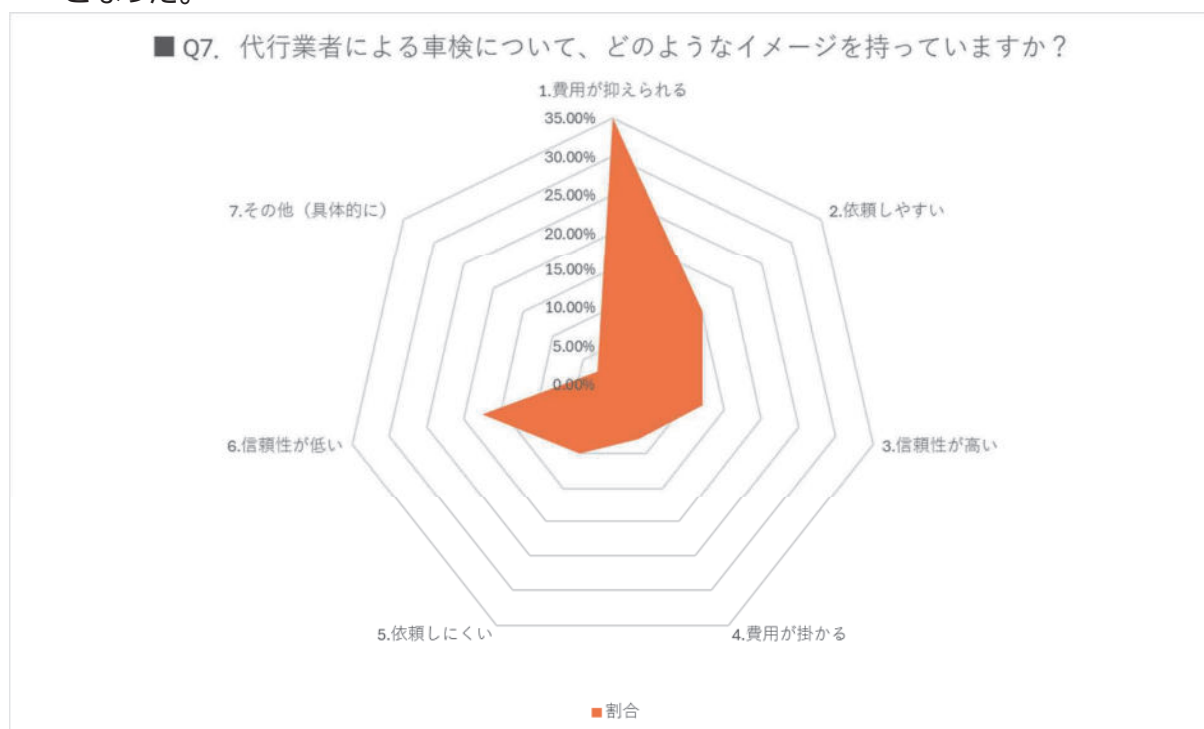
※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「7.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった

- ・あまり気にしたことがなくイメージできないためよくわからない
- ・正規ディーラーより安心感が劣る印象
- ・点検整備を行わない
- ・よくわからない

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・代行車検は、費用が抑えられ依頼しやすいが、「信頼性が高い」を「信頼性が低い」が上回る結果となった。



■Q8. 代行業者による車検と認証工場による一般的な車検の違いは何だと思いますか

代行業者と認証工場の車検の違い	合計	割合
1.車検にかかる費用	585	30.34%
2.車検後の車の安全性・信頼性	337	17.48%
3.整備技術・専門知識の質	241	12.50%
4.サービスの質	309	16.03%
5.依頼しやすさ	167	8.66%
6.車検に係る時間の長さ（短さ）	141	7.31%
7.消耗・劣化部品の整備・交換に関する説明	119	6.17%
8.その他（具体的に）	29	1.50%
総計	1,928	100%

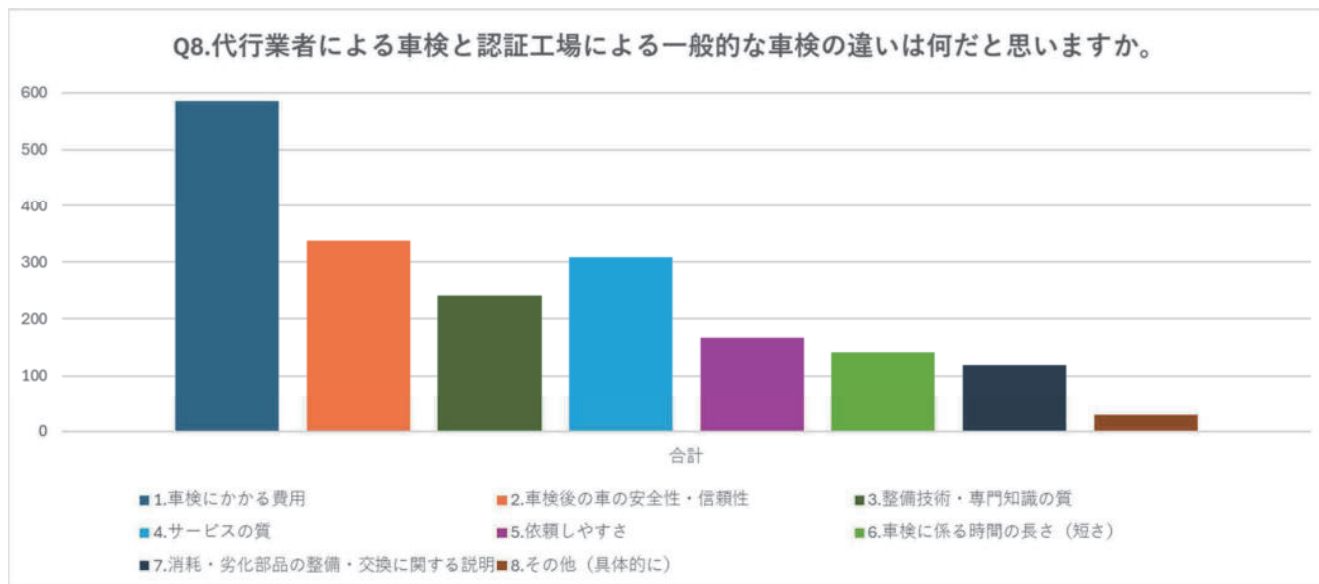
※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「8.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった

- ・対象車両の整備経験値と詳細情報の有無
- ・そもそも代行業者による車検がよくわからない

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・車検費用の違いが1番になったが、代行業者では定期点検整備を行っていない可能性があるため費用の差が生じていると推測。
- ・その次に、安全性・信頼性、サービスの質が続く結果となったが、認証工場で行う場合のメリットとしてアピールできる点だと思うので、今後の施策への参考としたい。



■Q9. 代行業者による車検に対して、不安を感じる点がありますか？

代行業者の車検への不安	合計	割合
1.整備技術	449	31.55%
2.車検後の自動車の安全面	420	29.52%
3.料金の透明性	424	29.80%
4.その他（具体的に）	13	0.91%
5.不安を感じる点はない	117	8.22%
総計	1,423	100%

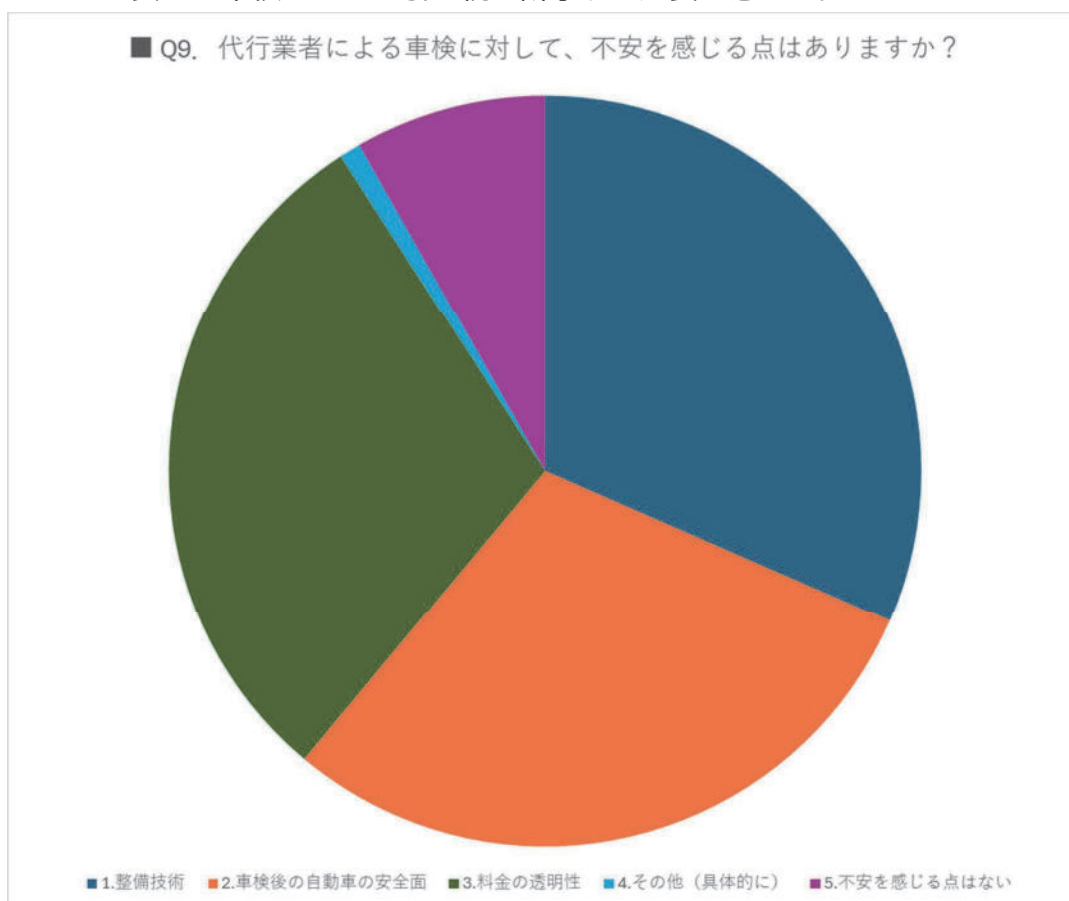
※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「4.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった

- ・知識の有無
- ・長年お世話になっているところ以外に頼まないのかわからない
- ・きちんと整備されているか不安

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・代行業者による車検については、多くの方が不安を感じていると考えられるので、認証工場における安全な車検について引き続き訴求する必要がある。



■Q10. 車検の際に、どのような整備やサービスを依頼したいですか

車検の際依頼したい整備とサービス	合計	割合
1.エンジンオイルの点検・交換	738	31.57%
2.タイヤの点検・交換	581	24.85%
3.エアコンフィルターの点検・交換	516	22.07%
4.車体の洗淨	474	20.27%
5.その他（具体的に）	29	1.24%
総計	2,338	100%

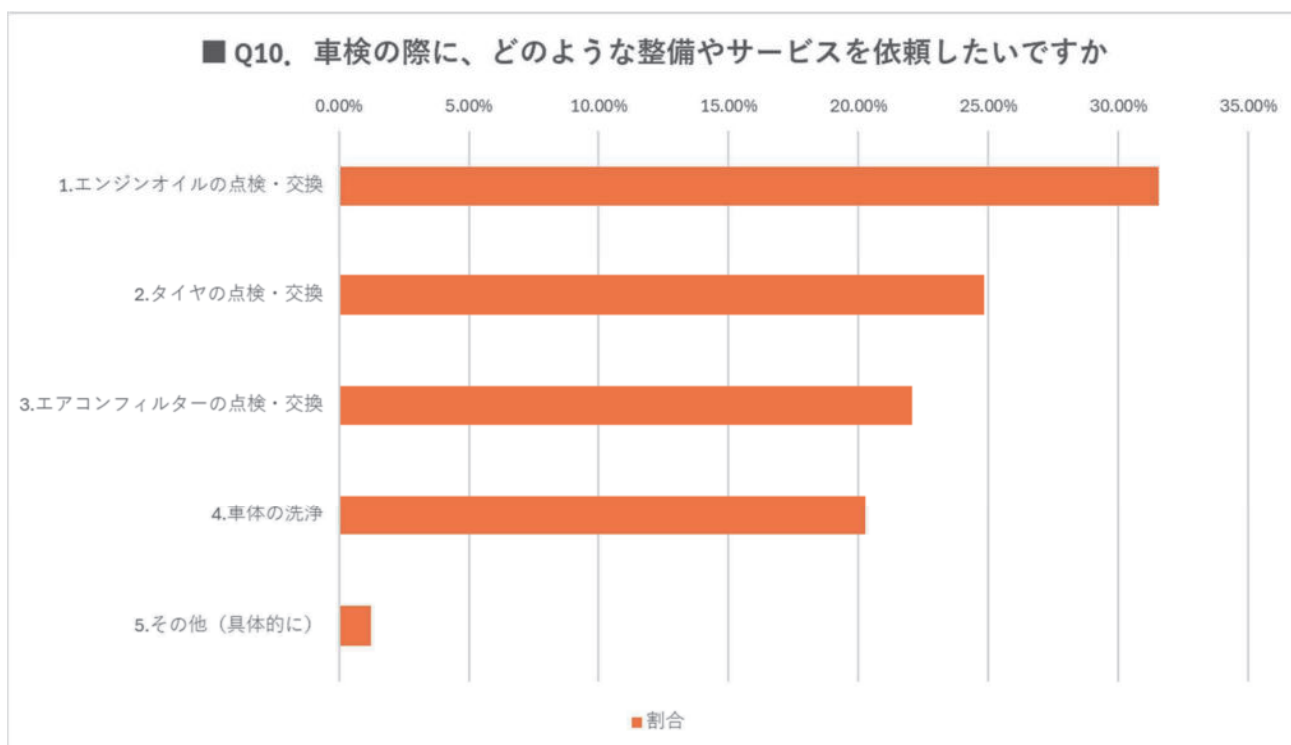
※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「5.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった。

- ・ブレーキパッド、ブレーキフルード(オイル)の整備・交換
- ・バッテリー、エアフィルター、点火プラグなど消耗品の点検・交換
- ・代車の提供
- ・車検に通るよう全般的なメンテナンスと不具合箇所の確認、予防整備の相談・提案など定期点検の充実
- ・特にない

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・主にオイルやタイヤなどの消耗・劣化部品の交換等のサービスが求められているため、整備事業者におけるフロント業務等において、引き続き積極的なアプローチをすべきと考えられる。



■Q11. 自動車整備工場における車検時の整備やサービスについて、どのようなことを説明してほしいですか？

車検時に期待する説明	合計	割合
1.整備内容に関する説明	714	37.23%
2.料金に関する説明	694	36.18%
3.保証に関する説明	441	22.99%
4.その他（具体的に）	4	0.21%
5.特になし	65	3.39%
総計	1,918	100%

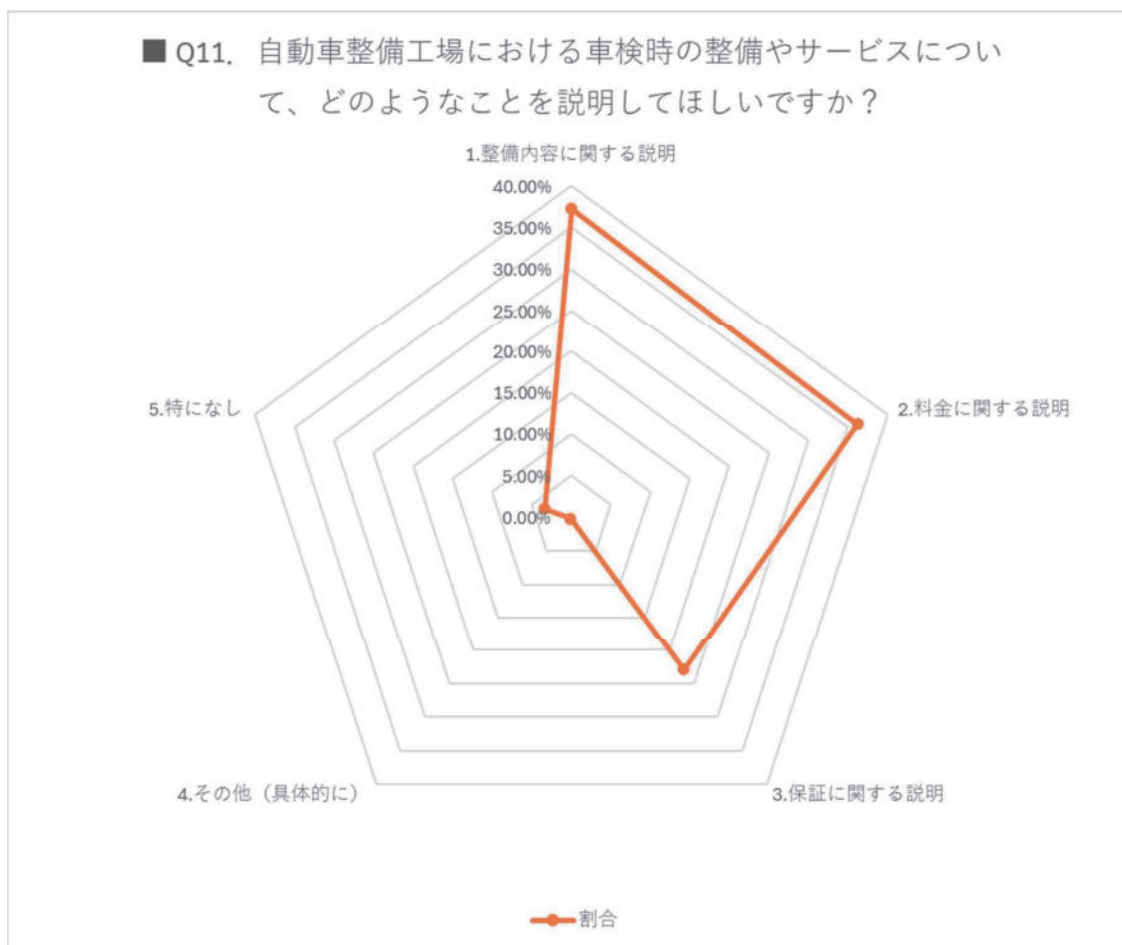
※マルチアンサー(複数回答)可のため、総計数が有効回答者数より大きくなっている。

※「4.その他」の少数意見には、以下のようなものがあった

- ・バッテリーの交換時期、タイヤの入れ替えや洗浄液の無償サービス
- ・修理等必要な箇所のアドバイス
- ・次回の車検で予想される交換部品と掛かる費用に関する説明

【集計結果を踏まえた分析と提言】

- ・整備内容や料金に関して説明を求めているユーザーが多くいることから整備作業内容と価格の明快な説明の必要性を周知する必要があると思われる。
- ・保証に関する説明も多くの方が求めているため、整備保証制度の導入促進も重要と思われる。



V. 資 料 編

V. 資料編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移

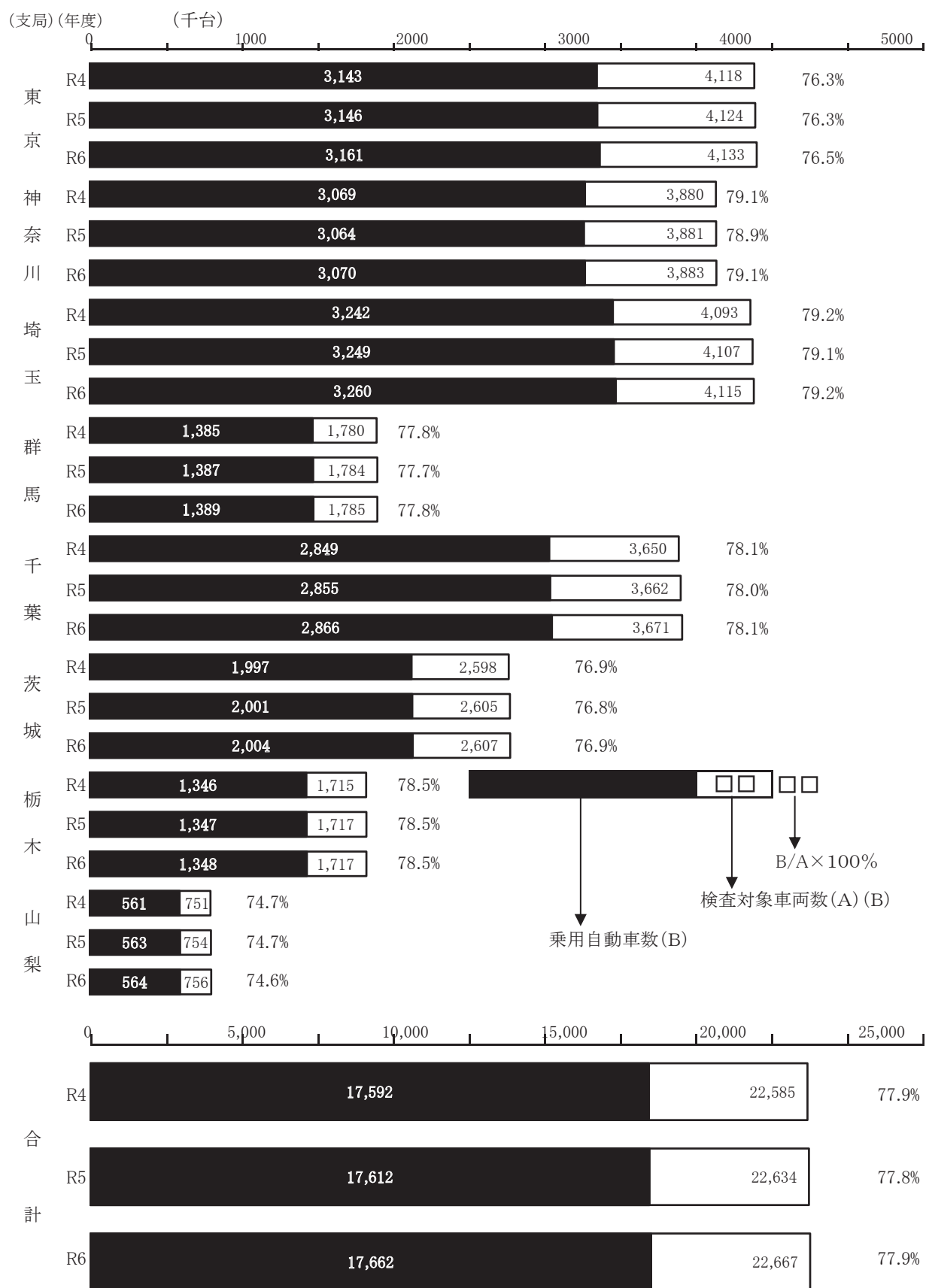
関東運輸局管内（以下「管内」という。）における検査対象車両数、認証工場数、人口及び世帯の推移は次のとおりです。

(1) 検査対象車両数の推移〈図Ⅰ－１〉

管内の検査対象車両数（軽自動車を含む。以下に同じ。）は、令和７年３月末現在において、22,667千台となり、対前年比で33千台の増加になっています。

これらを各都県別にみても、近年増加傾向となっています。

〈図Ⅰ－１〉 運輸支局別検査対象車両数の推移（各年度末現在）



(2) 認証工場数、人口、世帯数等の推移〈表Ⅰ－１、図Ⅰ－２、３〉

① 認証工場数

管内の認証工場数は、令和７年３月末時点において24,576工場であり、対前年比で25工場の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、千葉が21工場、神奈川が18工場の順で増加していますが、一方で東京は11工場、埼玉は７工場減少となっています。

② 人 口

管内の人口は、令和７年３月末時点において44,331千人であり、対前年比で６千人の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の53千人で最も伸び率が高く、次いで山梨の７千人となっています。

③ 世帯数

管内の世帯数は、令和７年３月末時点において21,402千世帯であり、対前年比で127千世帯の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の69千世帯で最も伸び率が高く、次いで神奈川、埼玉の26千世帯となっています。

④ 認証工場当たり検査対象車両数

認証工場当たりの検査対象車両数は、管内平均で923台であり、前年とほぼ変わらない結果になっています。

これらを各運輸支局別にみると、神奈川が1,174台で最も多く、次いで千葉の994台、東京の928台の順になっており、群馬が767台で最も少ない状況となっています。

〈表Ⅰ－１〉 認証工場数・人口・世帯数等の推移

運 輸 支局別	年度	認 証 工 場 数	人 口 (千人)	世 帯 数 (千世帯)	認 証 工 場 当 た り		
					検査対象車両数	人 口	世 帯 数
東 京	R4	4,487	14,063	7,383	918	3,134	1,645
	R5	4,466	14,133	7,493	923	3,165	1,678
	R6	4,455	14,186	7,562	928	3,184	1,697
	増減	▲ 11	△ 53	△ 69	△ 5	△ 19	△ 20
神奈川	R4	3,233	9,216	4,308	1,200	2,851	1,333
	R5	3,289	9,218	4,374	1,180	2,803	1,330
	R6	3,307	9,206	4,400	1,174	2,783	1,331
	増減	△ 18	▲ 12	△ 26	▲ 6	▲ 20	△ 1
埼 玉	R4	4,534	7,325	3,241	903	1,616	715
	R5	4,578	7,326	3,297	897	1,600	720
	R6	4,571	7,317	3,323	900	1,600	727
	増減	▲ 7	▲ 9	△ 26	△ 3	▲ 0	△ 7
群 馬	R4	2,341	1,924	874	761	822	373
	R5	2,334	1,891	827	764	810	354
	R6	2,328	1,883	835	767	808	359
	増減	▲ 6	▲ 8	△ 8	△ 3	▲ 2	△ 4
千 葉	R4	3,628	6,269	2,849	1,006	1,728	785
	R5	3,674	6,270	2,889	996	1,707	786
	R6	3,695	6,266	2,875	994	1,695	778
	増減	△ 21	▲ 4	▲ 14	▲ 2	▲ 12	▲ 8
茨 城	R4	3,200	2,828	1,215	812	884	380
	R5	3,222	2,812	1,229	808	873	381
	R6	3,230	2,800	1,240	807	866	384
	増減	△ 8	▲ 12	△ 11	▲ 1	▲ 7	△ 2
栃 木	R4	2,037	1,922	861	842	944	423
	R5	2,058	1,885	818	834	916	397
	R6	2,054	1,876	817	836	913	398
	増減	▲ 4	▲ 9	▲ 1	△ 2	▲ 3	△ 0
山 梨	R4	924	796	345	814	861	373
	R5	930	790	348	811	849	374
	R6	936	797	350	808	851	374
	増減	△ 6	△ 7	△ 2	▲ 3	△ 2	▲ 0
管 内	R4	24,384	44,343	21,076	925	1,819	864
	R5	24,551	44,325	21,275	922	1,805	867
	R6	24,576	44,331	21,402	923	1,804	871
	増減	△ 25	△ 6	△ 127	△ 0	▲ 2	△ 4

注：① 人口及び世帯数は総務省又は各自治体が公表している数。

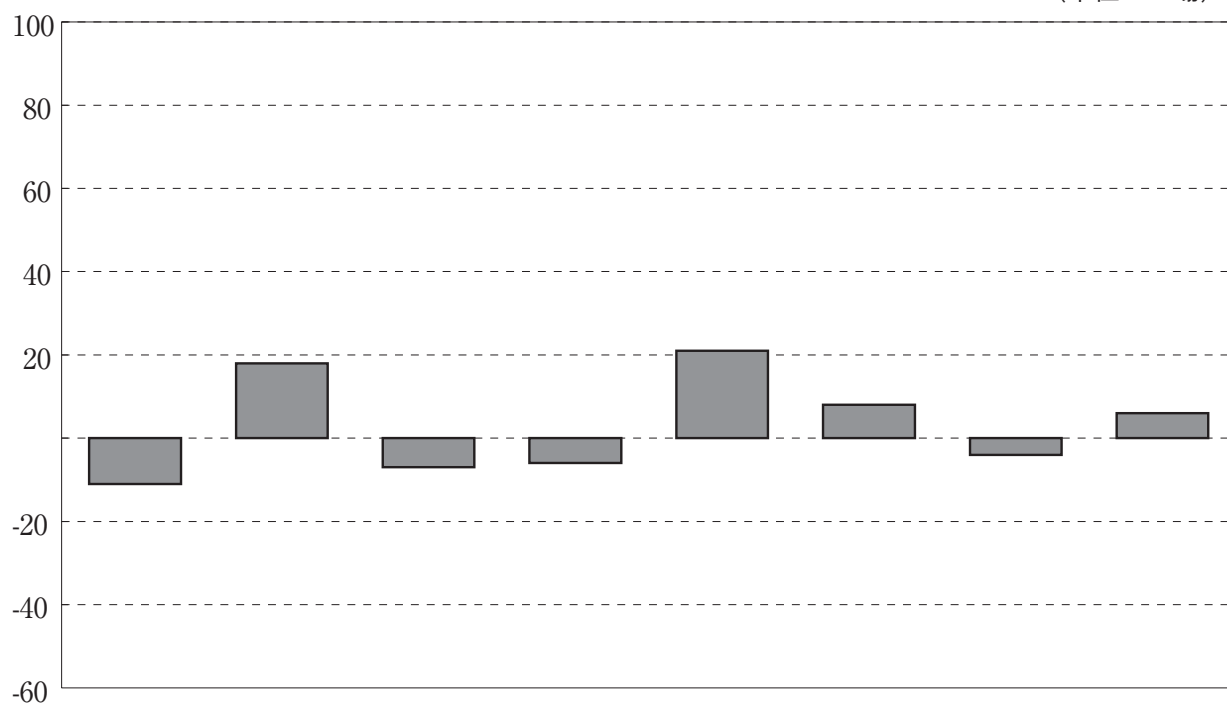
② 検査対象車両数は軽自動車を含む。

③ 認証工場、人口及び世帯数は当該年度末現在の数を示す。

④ 増減欄は、対前年比を示す。

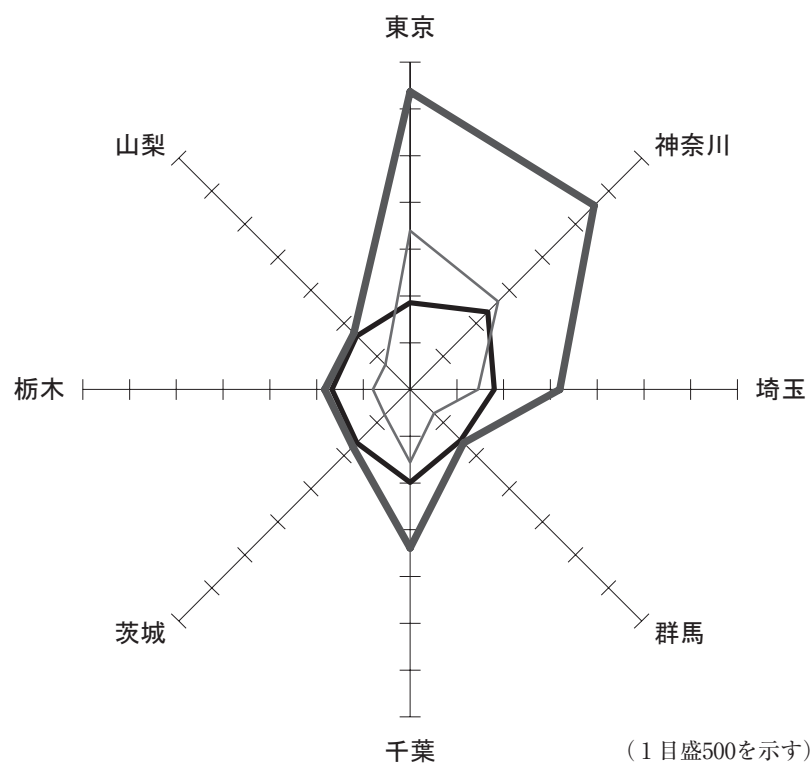
〈図 I - 2〉 令和 6 年度支局別認証工場の対前年比増減数

(単位：工場)



東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
-11	18	-7	-6	21	8	-4	6

〈図 I - 3〉 認証工場当たり検査対象車両数、人口及び世帯数



	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
—検査対象車両数(台)	928	1,174	900	767	994	807	836	808
—人 口 (人)	3,184	2,783	1,600	808	1,695	866	913	851
—世 帯 数	1,697	1,331	727	359	778	384	398	374

2. 関東運輸局管内整備事業の現況

(1) 整備事業の概要

支局別	整備事業	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
東 京	認証	4,526	4,494	4,487	4,466	4,455
	認定	133	129	128	123	122
	指定	1,299	1,294	1,280	1,259	1,250
	指定／認証	28.7%	28.8%	28.5%	28.2%	28.1%
神奈川	認証	3,201	3,209	3,233	3,289	3,307
	認定	101	101	100	98	97
	指定	1,061	1,058	1,055	1,057	1,045
	指定／認証	33.1%	33.0%	32.6%	32.1%	31.6%
埼 玉	認証	4,461	4,489	4,534	4,578	4,571
	認定	88	88	89	90	90
	指定	1,127	1,131	1,140	1,135	1,124
	指定／認証	25.3%	25.2%	25.1%	24.8%	24.6%
群 馬	認証	2,341	2,338	2,341	2,334	2,328
	認定	69	68	68	68	68
	指定	597	595	598	597	595
	指定／認証	25.5%	25.4%	25.5%	25.6%	25.6%
千 葉	認証	3,616	3,628	3,628	3,674	3,695
	認定	100	98	96	95	96
	指定	1,206	1,208	1,210	1,209	1,214
	指定／認証	33.4%	33.3%	33.4%	32.9%	32.9%
茨 城	認証	3,177	3,193	3,200	3,222	3,230
	認定	71	71	71	71	71
	指定	825	826	827	824	817
	指定／認証	26.0%	25.9%	25.8%	25.6%	25.3%
栃 木	認証	2,039	2,039	2,037	2,058	2,054
	認定	66	64	65	65	63
	指定	593	593	589	589	590
	指定／認証	29.1%	29.1%	28.9%	28.6%	28.7%
山 梨	認証	923	927	924	930	936
	認定	42	41	41	41	36
	指定	251	249	248	243	241
	指定／認証	27.2%	26.9%	26.8%	26.1%	25.7%
局 計	認証	24,284	24,317	24,384	24,551	24,576
	認定	670	660	658	651	643
	指定	6,959	6,954	6,947	6,913	6,876
	指定／認証	28.7%	28.6%	28.5%	28.2%	28.0%
全国計	認証	91,530	91,790	91,944	92,329	92,412
	認定	2,709	2,608	2,571	2,539	2,516
	指定	30,117	30,118	30,144	30,012	29,870
	指定／認証	32.9%	32.8%	32.8%	32.5%	32.3%
局／全国	認証	26.5%	26.5%	26.5%	26.6%	26.6%
	認定	24.7%	25.3%	25.6%	25.6%	25.6%
	指定	23.1%	23.1%	23.0%	23.0%	23.0%

(2) 整備主任者の選任状況の推移

項目 支局別	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
東 京	12,228	11,967	11,941	11,751	11,645
神奈川	8,403	8,198	8,221	8,252	8,277
埼 玉	10,142	10,128	10,150	10,286	10,255
群 馬	5,192	5,152	5,159	5,149	5,139
千 葉	9,510	9,485	9,413	9,377	9,490
茨 城	6,783	6,636	6,692	6,653	6,686
栃 木	4,512	4,423	4,376	4,395	4,438
山 梨	1,911	1,930	1,922	1,911	1,946
局 計	58,681	57,919	57,874	57,774	57,876
全国計	220,407	218,513	218,789	218,600	219,807
局／全国（％）	26.6%	26.5%	26.5%	26.4%	26.3%

(3) 自動車特定整備事業（新規・廃止）状況の推移

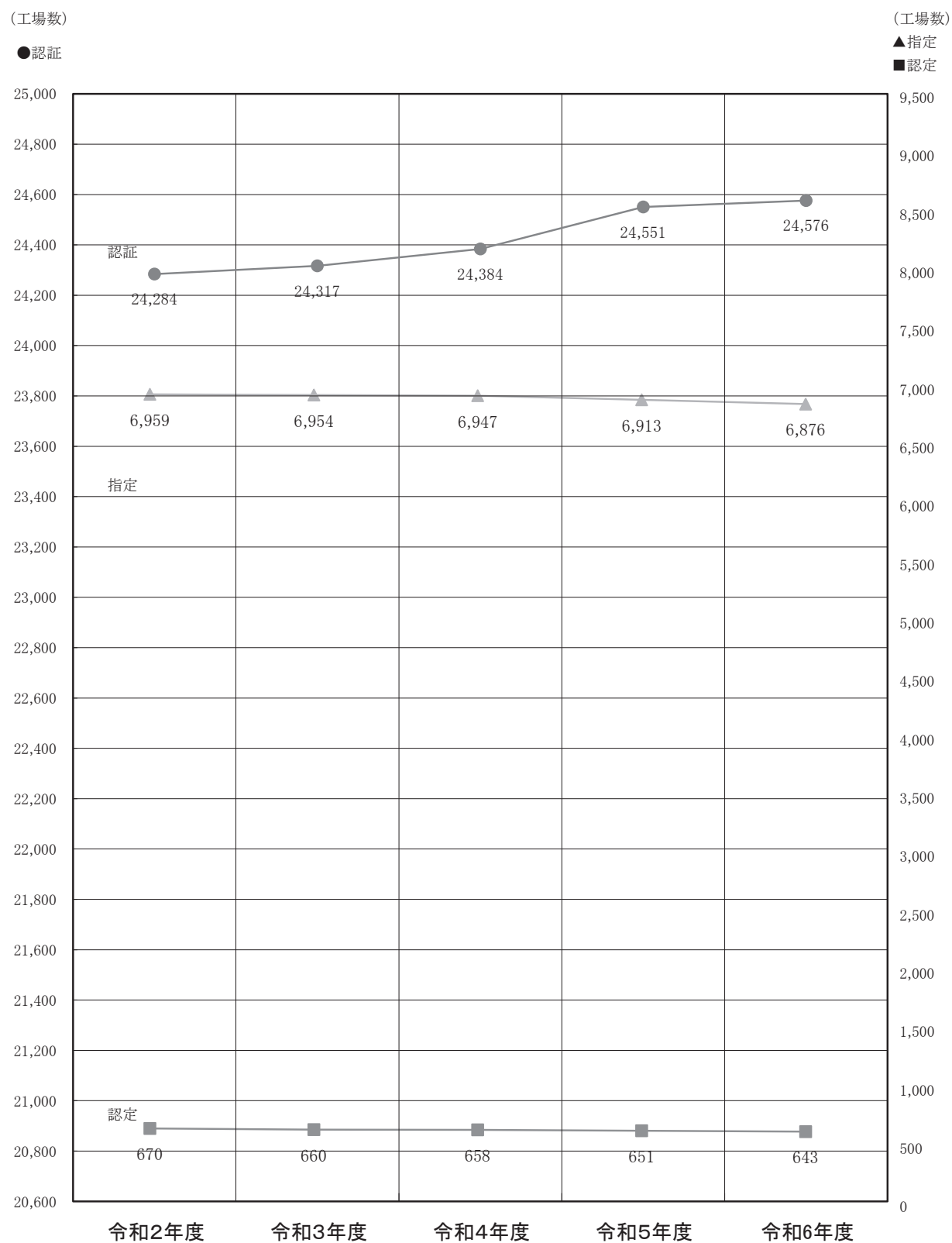
項目 支局別	令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
東 京	52	87	44	76	58	64	63	82	51	62
神奈川	44	46	53	46	60	36	107	51	67	49
埼 玉	64	58	76	48	70	26	102	58	68	75
群 馬	23	31	31	34	46	43	32	40	31	37
千 葉	48	51	61	49	53	52	85	39	66	45
茨 城	32	23	40	24	35	28	51	29	54	46
栃 木	25	22	30	30	25	29	35	16	26	29
山 梨	10	10	14	10	7	10	15	9	24	18
局 計	298	328	349	317	354	288	490	324	387	361

(4) 認証 1 工場当たりの検査対象車両数の推移

支局別		年度	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
東 京	認 証 工 場 数		4,526	4,494	4,487	4,466	4,455
	検 査 対 象 車 両 数		4,106,128	4,110,915	4,118,127	4,124,096	4,133,662
	1 工場当たり車両数		907	915	918	923	928
神奈川	認 証 工 場 数		3,201	3,209	3,233	3,289	3,307
	検 査 対 象 車 両 数		3,855,121	3,865,500	3,880,004	3,881,785	3,883,834
	1 工場当たり車両数		1,204	1,205	1,200	1,180	1,174
埼 玉	認 証 工 場 数		4,461	4,489	4,534	4,578	4,571
	検 査 対 象 車 両 数		4,057,851	4,073,414	4,093,418	4,107,892	4,115,402
	1 工場当たり車両数		910	907	903	897	900
群 馬	認 証 工 場 数		2,341	2,338	2,341	2,334	2,328
	検 査 対 象 車 両 数		1,774,039	1,773,823	1,780,893	1,784,822	1,785,665
	1 工場当たり車両数		758	759	761	765	767
千 葉	認 証 工 場 数		3,616	3,628	3,628	3,674	3,695
	検 査 対 象 車 両 数		3,622,043	3,632,520	3,650,249	3,662,875	3,671,860
	1 工場当たり車両数		1,002	1,001	1,006	997	994
茨 城	認 証 工 場 数		3,177	3,193	3,200	3,222	3,230
	検 査 対 象 車 両 数		2,588,133	2,589,494	2,598,567	2,605,066	2,607,524
	1 工場当たり車両数		815	811	812	809	807
栃 木	認 証 工 場 数		2,039	2,039	2,037	2,058	2,054
	検 査 対 象 車 両 数		1,706,770	1,708,908	1,715,352	1,717,680	1,717,131
	1 工場当たり車両数		837	838	842	835	836
山 梨	認 証 工 場 数		923	927	924	930	936
	検 査 対 象 車 両 数		747,311	748,707	751,890	754,789	756,728
	1 工場当たり車両数		810	808	814	812	808
局 計	認 証 工 場 数		24,284	24,317	24,384	24,551	24,576
	検 査 対 象 車 両 数		22,457,396	22,503,281	22,588,500	22,639,005	22,671,806
	1 工場当たり車両数		925	925	926	922	923

注：検査対象車両数は軽自動車を含む

(5) 関東運輸局管内認証工場数等の推移



3. 関東運輸局管内自動車保有車両数

用途別	運輸支局 業態別 車種別		関東運輸局計	東 京 支 局						神 奈 川 支 局					
				品 川	足 立	練 馬	多 摩	八王子	計	横 浜	川 崎	相 模	湘 南	計	
貨物車	普通車	自	430,170	10,341	22,746	8,586	12,909	9,903	64,485	23,460	7,306	15,738	12,692	59,196	
		営	287,393	11,274	24,763	7,341	8,685	5,512	57,575	17,759	5,839	14,084	8,848	46,530	
		計	717,563	21,615	47,509	15,927	21,594	15,415	122,060	41,219	13,145	29,822	21,540	105,726	
	小型車	四 輪	自	1,017,228	46,982	66,383	43,586	44,750	22,743	224,444	77,631	22,677	37,539	34,237	172,084
			営	29,124	3,053	5,131	2,213	1,311	571	12,279	2,013	531	1,166	667	4,377
			計	1,046,352	50,035	71,514	45,799	46,061	23,314	236,723	79,644	23,208	38,705	34,904	176,461
		三 輪	自	239	21	29	21	11	5	87	2	0	7	17	26
			営	31	8	14	6	0	0	28	0	0	0	0	0
			計	270	29	43	27	11	5	115	2	0	7	17	26
	被けん引車	自	10,508	151	197	64	109	136	657	389	83	328	264	1,064	
		営	45,520	4,389	3,225	51	165	551	8,381	8,150	1,716	851	470	11,187	
		計	56,028	4,540	3,422	115	274	687	9,038	8,539	1,799	1,179	734	12,251	
	軽自動車	四 輪	1,950,317	53,769	63,697	52,705	76,474	48,532	295,177	112,430	28,585	66,923	75,413	283,351	
		三 輪	334	20	13	11	22	13	79	26	5	20	10	61	
	貨物車計			3,770,864	130,008	186,198	114,584	144,436	87,966	663,192	241,860	66,742	136,656	132,618	577,876
乗合	普通車 乗車定員 30名以上	自	5,753	165	252	127	237	206	987	421	169	220	164	974	
		営	29,154	1,766	2,520	1,770	1,761	1,180	8,997	2,912	1,152	1,028	1,081	6,173	
		計	34,907	1,931	2,772	1,897	1,998	1,386	9,984	3,333	1,321	1,248	1,245	7,147	
	小型車 乗車定員 11名以上29名以下	自	21,583	668	768	613	960	509	3,518	1,481	387	793	765	3,426	
		営	7,117	455	659	325	481	184	2,104	290	62	228	182	762	
		計	28,700	1,123	1,427	938	1,441	693	5,622	1,771	449	1,021	947	4,188	
	乗合車合計		63,607	3,054	4,199	2,835	3,439	2,079	15,606	5,104	1,770	2,269	2,192	11,335	
乗用	普通車	自	7,056,682	429,993	321,043	320,348	405,910	169,462	1,646,756	654,124	180,341	238,656	265,020	1,338,141	
		営	24,112	4,849	7,028	3,495	852	174	16,398	1,756	367	251	235	2,609	
		計	7,080,794	434,842	328,071	323,843	406,762	169,636	1,663,154	655,880	180,708	238,907	265,255	1,340,750	
	小型車	自	5,218,868	145,373	179,044	159,494	281,566	131,712	897,189	434,783	108,953	197,827	212,430	953,993	
		営	52,118	5,351	11,139	8,217	3,866	667	29,240	5,028	1,467	833	1,290	8,618	
		計	5,270,986	150,724	190,183	167,711	285,432	132,379	926,429	439,811	110,420	198,660	213,720	962,611	
	軽自動車		5,313,381	56,516	98,324	69,763	197,350	150,027	571,980	277,454	56,147	205,119	228,240	766,960	
乗用車計		17,665,161	642,082	616,578	561,317	889,544	452,042	3,161,563	1,373,145	347,275	642,686	707,215	3,070,321		
特種 (殊) 用途	普通車	自	246,063	9,885	15,209	8,562	11,114	7,143	51,913	18,728	5,727	8,556	9,217	42,228	
		営	105,365	3,293	6,655	2,680	5,054	2,715	20,397	6,731	3,518	5,689	3,352	19,290	
		計	351,428	13,178	21,864	11,242	16,168	9,858	72,310	25,459	9,245	14,245	12,569	61,518	
	小型車	自	45,219	1,855	2,836	1,642	2,177	1,320	9,830	3,310	793	1,619	1,776	7,498	
		営	4,540	302	1,006	351	237	109	2,005	410	91	173	130	804	
		計	49,759	2,157	3,842	1,993	2,414	1,429	11,835	3,720	884	1,792	1,906	8,302	
	大型特殊車	自	64,814	3,650	5,452	720	2,051	1,651	13,524	6,286	2,094	2,466	2,077	12,923	
		営	626	0	101	2	0	12	115	13	6	8	2	29	
		計	65,440	3,650	5,553	722	2,051	1,663	13,639	6,299	2,100	2,474	2,079	12,952	
	軽自動車		40,890	1,921	2,587	1,742	1,947	1,114	9,311	3,631	942	1,608	1,654	7,835	
特種(殊)用途車計		507,517	20,906	33,846	15,699	22,580	14,064	107,095	39,109	13,171	20,119	18,208	90,607		
二輪車	小型二輪車		705,841	45,419	40,296	43,092	42,709	20,651	192,167	69,535	18,959	26,050	28,709	143,253	
	軽二輪車		809,131	74,284	66,306	83,916	60,210	22,307	307,023	92,843	23,610	35,373	34,483	186,309	
	二輪車計		1,514,972	119,703	106,602	127,008	102,919	42,958	499,190	162,378	42,569	61,423	63,192	329,562	
総合計			23,522,121	915,753	947,423	821,443	1,162,918	599,109	4,446,646	1,821,596	471,527	863,153	923,425	4,079,701	
登録自動車数			14,702,227	683,824	676,200	570,214	784,206	356,465	3,070,909	1,265,677	343,279	528,060	554,916	2,691,932	
検査自動車数			15,408,068	729,243	716,496	613,306	826,915	377,116	3,263,076	1,335,212	362,238	554,110	583,625	2,835,185	
軽自動車数			8,114,053	186,510	230,927	208,137	336,003	221,993	1,183,570	486,384	109,289	309,043	339,800	1,244,516	

(令和7年3月末)

埼 玉 支 局					群馬 支局	千 葉 支 局					茨 城 支 局			栃 木 支 局			山梨 支局
大 宮	熊 谷	春日部	所 沢	計		千 葉	野 田	習志野	袖ヶ浦	計	水 戸	土 浦	計	宇都宮	佐 野	計	
22,867	18,784	19,515	19,241	80,407	38,755	33,103	11,580	13,416	16,912	75,011	27,166	33,763	60,929	25,885	12,394	38,279	13,108
18,629	12,830	16,267	15,297	63,023	20,093	16,522	8,041	12,144	7,081	43,788	12,555	19,159	31,714	12,064	6,350	18,414	6,256
41,496	31,614	35,782	34,538	143,430	58,848	49,625	19,621	25,560	23,993	118,799	39,721	52,922	92,643	37,949	18,744	56,693	19,364
62,792	31,328	37,071	44,739	175,930	68,564	70,374	26,460	31,941	39,906	168,681	56,179	57,124	113,303	49,255	18,752	68,007	26,215
2,010	557	1,369	1,071	5,007	881	1,290	517	1,058	537	3,402	830	1,030	1,860	689	269	958	360
64,802	31,885	38,440	45,810	180,937	69,445	71,664	26,977	32,999	40,443	172,083	57,009	58,154	115,163	49,944	19,021	68,965	26,575
11	11	1	9	32	18	12	1	2	5	20	14	22	36	10	6	16	4
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1
11	11	1	9	32	18	13	1	2	6	22	14	22	36	10	6	16	5
412	563	386	351	1,712	989	785	619	440	427	2,271	698	796	1,494	1,199	690	1,889	432
771	1,272	1,250	1,096	4,389	2,965	2,432	690	2,081	2,315	7,518	4,558	3,482	8,040	1,613	645	2,258	782
1,183	1,835	1,636	1,447	6,101	3,954	3,217	1,309	2,521	2,742	9,789	5,256	4,278	9,534	2,812	1,335	4,147	1,214
82,439	99,709	56,262	82,650	321,060	188,033	130,367	44,687	49,478	97,109	321,641	133,343	136,475	269,818	117,561	44,033	161,594	109,643
16	17	11	20	64	25	15	8	3	4	30	10	11	21	25	2	27	27
189,947	165,071	132,132	164,474	651,624	320,323	254,901	92,603	110,563	164,297	622,364	235,353	251,862	487,215	208,301	83,141	291,442	156,828
282	194	151	239	866	315	361	209	341	416	1,327	290	357	647	320	133	453	184
1,357	731	686	1,312	4,086	785	2,217	622	1,343	700	4,882	1,170	1,257	2,427	955	304	1,259	545
1,639	925	837	1,551	4,952	1,100	2,578	831	1,684	1,116	6,209	1,460	1,614	3,074	1,275	437	1,712	729
1,169	958	690	1,110	3,927	1,805	1,342	661	892	1,056	3,951	909	1,390	2,299	1,201	553	1,754	903
210	265	151	362	988	395	492	163	225	280	1,160	365	540	905	420	127	547	256
1,379	1,223	841	1,472	4,915	2,200	1,834	824	1,117	1,336	5,111	1,274	1,930	3,204	1,621	680	2,301	1,159
3,018	2,148	1,678	3,023	9,867	3,300	4,412	1,655	2,801	2,452	11,320	2,734	3,544	6,278	2,896	1,117	4,013	1,888
415,224	232,271	229,871	309,056	1,186,422	467,352	386,051	219,786	287,540	185,322	1,078,699	321,953	367,111	689,064	328,697	139,036	467,733	182,515
294	117	98	190	699	379	1,281	275	533	131	2,220	614	453	1,067	416	73	489	251
415,518	232,388	229,969	309,246	1,187,121	467,731	387,332	220,061	288,073	185,453	1,080,919	322,567	367,564	690,131	329,113	139,109	468,222	182,766
307,592	209,334	183,291	256,544	956,761	388,671	317,938	172,811	206,025	164,140	860,914	279,119	330,559	609,678	282,249	121,294	403,543	148,119
2,170	539	981	1,197	4,887	1,066	1,750	929	1,477	798	4,954	795	667	1,462	970	325	1,295	596
309,762	209,873	184,272	257,741	961,648	389,737	319,688	173,740	207,502	164,938	865,868	279,914	331,226	611,140	283,219	121,619	404,838	148,715
287,309	312,452	209,498	302,441	1,111,700	531,725	351,835	163,473	167,437	236,800	919,545	333,575	369,853	703,428	317,869	157,178	475,047	232,996
1,012,589	754,713	623,739	869,428	3,260,469	1,389,193	1,058,855	557,274	663,012	587,191	2,866,332	936,056	1,068,643	2,004,699	930,201	417,906	1,348,107	564,477
13,201	8,627	9,205	11,475	42,508	16,726	16,894	7,038	8,921	8,724	41,577	12,647	13,826	26,473	11,665	4,755	16,420	8,218
7,451	3,926	5,975	6,599	23,951	5,754	6,595	3,050	5,617	3,111	18,373	5,224	5,560	10,784	3,534	1,430	4,964	1,852
20,652	12,553	15,180	18,074	66,459	22,480	23,489	10,088	14,538	11,835	59,950	17,871	19,386	37,257	15,199	6,185	21,384	10,070
2,309	1,705	1,439	2,057	7,510	3,243	3,036	1,215	1,434	1,706	7,391	2,372	2,589	4,961	2,351	919	3,270	1,516
246	85	67	132	530	195	268	66	75	86	495	125	83	208	150	36	186	117
2,555	1,790	1,506	2,189	8,040	3,438	3,304	1,281	1,509	1,792	7,886	2,497	2,672	5,169	2,501	955	3,456	1,633
2,474	2,224	1,896	2,062	8,656	4,596	4,562	1,126	2,417	3,561	11,666	3,172	2,522	5,694	3,607	1,135	4,742	3,013
13	23	6	19	61	20	92	11	109	31	243	43	47	90	45	17	62	6
2,487	2,247	1,902	2,081	8,717	4,616	4,654	1,137	2,526	3,592	11,909	3,215	2,569	5,784	3,652	1,152	4,804	3,019
2,366	1,588	1,573	1,696	7,223	3,118	2,022	1,233	1,272	1,281	5,808	1,705	1,753	3,458	1,705	743	2,448	1,689
28,060	18,178	20,161	24,040	90,439	33,652	33,469	13,739	19,845	18,500	85,553	25,288	26,380	51,668	23,057	9,035	32,092	16,411
38,227	23,573	20,554	31,783	114,137	40,747	33,940	18,556	25,188	16,095	93,779	27,995	32,501	60,496	32,069	12,032	44,101	17,161
40,284	21,953	15,471	33,319	111,027	33,551	20,870	13,238	21,301	15,536	70,945	21,923	23,614	45,537	28,834	7,572	36,406	18,333
78,511	45,526	36,025	65,102	225,164	74,298	54,810	31,794	46,489	31,631	164,724	49,918	56,115	106,033	60,903	19,604	80,507	35,494
1,312,125	985,636	813,735	1,126,067	4,237,563	1,820,766	1,406,447	697,065	842,710	804,071	3,750,293	1,249,349	1,406,544	2,655,893	1,225,358	530,803	1,756,161	775,098
861,484	526,344	510,366	674,158	2,572,352	1,023,567	867,398	455,870	578,031	437,246	2,338,545	730,798	842,337	1,573,135	727,295	309,243	1,036,538	395,249
899,711	549,917	530,920	705,941	2,686,489	1,064,314	901,338	474,426	603,219	453,341	2,432,324	758,793	874,838	1,633,631	759,364	321,275	1,080,639	412,410
412,414	435,719	282,815	420,126	1,551,074	756,452	505,109	222,639	239,491	350,730	1,317,969	490,556	531,706	1,022,262	465,994	209,528	675,522	362,688

認証申請・変更届等に関する提出書類及び添付書面一覧表

4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類

提出・添付書類		新規			変更申請			変更届				
		分類整備のみ	電子制御装置整備のみ	両方	事業の種類 (自動車整備の追加を除く)	対象自動車 の種類	対象とする統 画の種類	業務の範囲 (作業の範囲も含む)	相続、合併及び分割			譲渡 譲受
									相続	合併	分割	
自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式(認証))		○	○	○					整備主任者の変更のみ			
									事業場名称	整備主任者の氏名、生年月日、住所、事業場の所在地及び担当の日及び担任		
様	自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式(認証))				○	○	○	○	○			
	自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式(認証))											○
式	整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式(認証))	○	○	○	●	●	●	●	●	○	●	●
	役員の変更届出書(第5号様式(認証))										○	
	認証書 (第6号様式)				○新認証書交付時に旧認証書返納							○
添	商業登記簿謄本等申請書及び役員を特定できる書面(法人)	○	○	○							○	
	住民票等申請書を特定できる書面(個人)	○	○	○							○	
	土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等(写し)事業場所在地を証する書面	○	○	○								○
付	商業登記簿謄本等事業の合併及び分割の事実を証する書面											
	戸籍謄本								○			
	印鑑証明書								○			
	相続同意書等								○			
書	譲渡証明書										○	
	自動車検査用機械器具基準適合試験成績書又は自動車検査用機械器具校正結果証明書等(写し)	●		●								
	水準器、整備用スキヤンツール、ターゲット等		○	○								
	自動運行装置の点検整備に必要な技術情報を入力できることを証する書面		●	●								
類	整備士合格証書等(写し)	○		○※	●	●	●	●	●	●	●	●
	整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)		○	○※	●	●	●	●	●	●	●	●
	土地の使用に係る契約書(写し) ※離れた作業場を有する場合に限る		●	●								
	電子制御装置点検整備作業場の共同使用に関する契約書(写し)		●	●								
	※電子制御装置点検整備作業場を共同使用する場合に限る		●	●								
	構内外注の契約書(写し) ※構内外注をする場合		●	●		●	●	●				
	その他必要な書面	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※：一級の整備士(一級二輪の整備士を除く)にあっては、整備士合格証書等(写し)、一級二輪若しくは二級の整備士にあっては整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)

●：必要な書面

○：必要な書面

5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種			定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)
			3 ヵ月 (別表 3)	3 ヵ月 (別表 4)	6 ヵ月 (別表 5)	6 ヵ月 (別表 5の2)	1 年 (別表 6)	1 年 (別表 7)	初 回	2 回 目 以 降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽					○		2年	←	貨物軽自動車運送事業者の軽貨物車
	乗用二輪	軽					○		2年	←	貨物軽自動車運送事業者の軽乗用車
		小型						○	3年	2年	
	霊柩	検査対象外軽自動車						○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		通常タイプ	○						2年	←	霊柩車
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
		軽					○		2年	←	霊柩車
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽			○				2年	←	
	乗用	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
		普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
		軽			○				2年	←	
	二輪	三輪	○						2年	1年	
		小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	特種	検査対象外軽自動車				○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚輸送車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
	大特	GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽			○				2年	←	
		GVW8トン以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
		GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
家用自動車	貨物	GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽					○		2年	←	
		定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
	乗用	幼児専用車(10人以下)			○				1年	←	園児送迎車(※大人換算10人)
		普通・小型	○8t以上				○8t未満		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽					○		3年	2年	
		三輪			○				2年	←	
	二輪	小型						○	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車						○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、車いす移動車
		GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
	大特	軽					○		2年	←	
		GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満			○				2年	←	フォーク・リフト
		GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
	大特	GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		検査対象外軽自動車			○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

(注) GVW:車両総重量

令和7年度 整備主任者業務の手引き

令和7年9月 発行

発行者 自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会

常任幹事 新井直樹
東京都渋谷区本町4-16-4
電話03(5365)2311
定価 900円(税込価格)

禁無断転載不許複製

